

14
5311

京都市社會事業要覽

京都市社會課編

昭和十四年度

14.5
530

京都市社會事業要覽

昭和十四年版

京都市社會課



社會事業要覽

京都市社會課



凡 例

- 一、本書は本市社会事業行政を主管する社会課所管の諸事業を中心に概観し併せて保健部、産業部所管のこの種事業を附録的に掲げた。
- 二、事業成績は會計年度により昭和十三年度分及昭和十四年度中(四月——十二月)を掲げたがその種類の多岐に互るものに就ては前者のみに止めた。
- 三、従事員数は昭和十四年當初豫算に依り、又經費に就ては昭和十四年度當初豫算及追加豫算合計額(昭和十五年二月末現在)を掲げ事業内容に就ては最近のもの(昭和十五年二月末日)を採つた。

昭和十四年三月

京都市社会事業要覽

目次

市管社会事業の沿革.....	一
社会課の機構並職員一覽.....	六
社会課關係豫算一覽.....	八
事業の概要.....	一
(一) 窮貧救助事業.....	一
一 救護法に依る救護.....	二
二 救護施設.....	六
三 母子保護法に依る扶助.....	七
四 方面委員制度.....	九
五 慈善基金に依る救済.....	一
六 電燈料及水道料免除.....	一
七 行旅病人及行旅死亡人取扱(區役所々管).....	二
(二) 軍事援護事業.....	三

(三) 經濟保護事業.....二六

一 住宅の供給並住宅資金貸付事業.....二六

二 宿泊保護事業.....三〇

三 公設浴場.....三二

四 公設食堂.....三四

五 公益質屋.....三五

六 公設市場(産業部所管).....三九

(四) 失業保護事業.....四〇

一 失業應急事業.....四〇

附 食糧補給事業.....四三

二 授産事業.....四五

三 其他の事業.....五〇

(五) 醫療保護事業.....五二

一 無料診療事業.....五二

二 恩賜濟生會病院京都市病床.....五三

三 宇多野療養所(保健部所管).....五四

四 保健所(保健部所管).....五四

五 トラホーム治療所().....五五

六 精神病者監護(區役所).....五六

(六) 兒童保護事業.....五六

一 兒童院.....五六

二 託兒保育事業.....六一

三 農繁期託兒事業.....六七

四 兒童健康相談事業.....六八

(七) 社會教化事業.....六九

一 勤勞者輔導事業.....六九

二 隣保事業.....七一

(八) 融和事業.....七二

一 隣保館.....七三

二 産業經濟施設.....八一

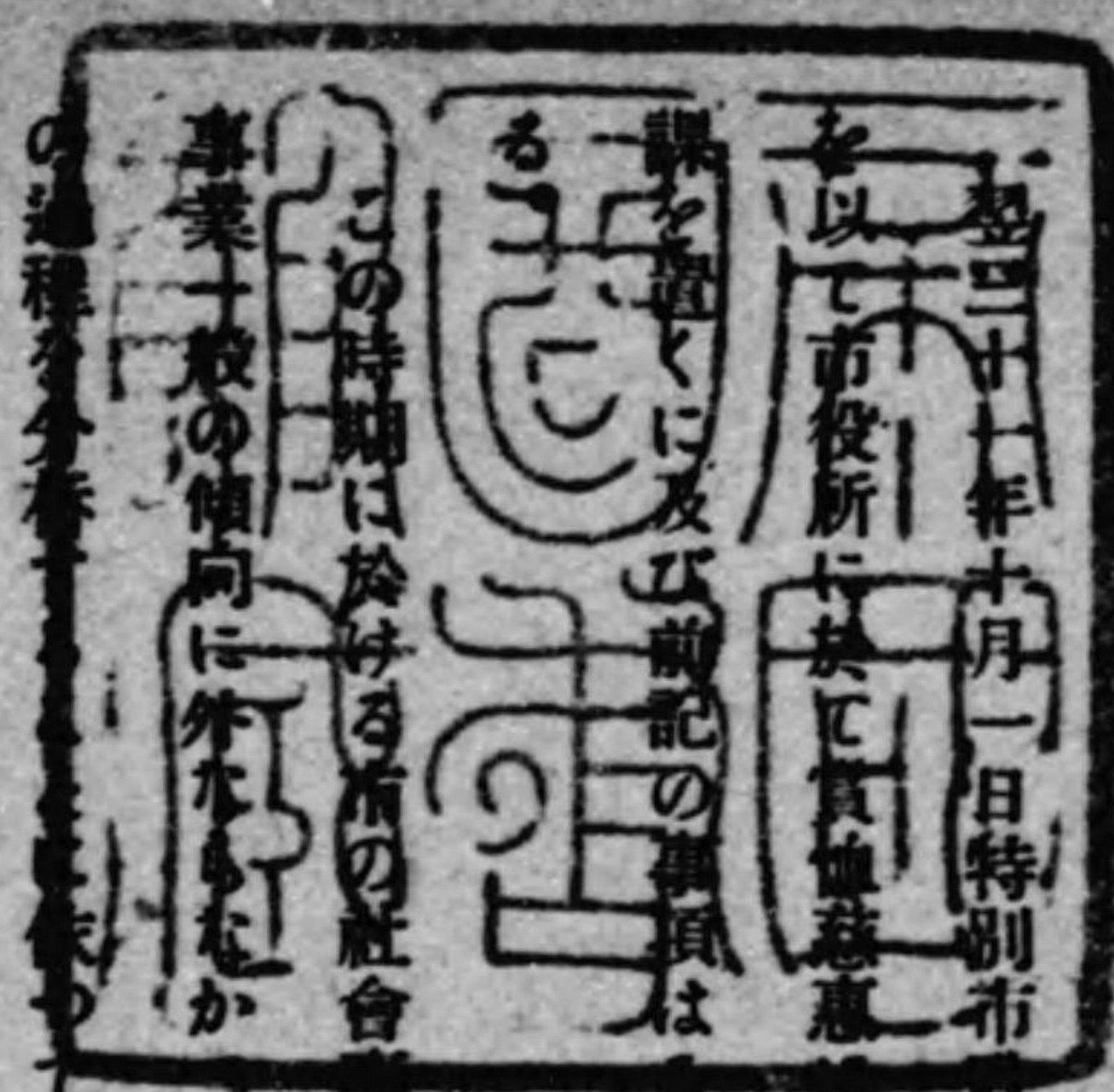
三 厚生報國運動.....八四

四 其他の事業.....八五

五 地區整理並環境改善事業.....	八五
(九) 其他の事業.....	八九
一 無料法律相談事業.....	八九
二 滿蒙開拓事業.....	八九
三 調査.....	九三
四 社会事業助成.....	九六
附録ノ一.....	九九
京都市々民共済會.....	九九
京都兒童保健協會.....	一〇四
附録ノ二.....	一〇七
市營社会事業の所管系統.....	一〇七
社会課所管社会事業施設一覽.....	一〇八
社会課所管外社会事業施設一覽.....	一一二
私設社会事業施設一覽.....	一一四
附録ノ三.....	一二九
社会課關係諸規程.....	一二九

市營社会事業の沿革

明治三十年四月英照皇太后御大喪に當り、長くも大喪使より金壹萬圓を下賜せられたのであるが、本市に於ては右御下賜金と其他の寄附金とを一括して特別會計慈善基金としその利子を以て私設社会事業團體に補助金を交付することとした。これ本市に於ける社会事業の濫觴である。



明治三十一年十月一日特別市設置停止せられ、始めて完全なる自治體としての京都市の成立するや直に同月三日市達第六十三號を以て市役所に於て負債慈善基金の關する事項を取扱ひその後明治三十七年四月一日市達第六十六號を以て市役所第一部に新に庶務課を置くに及び前記の債項は、之に移管され爾來大正七年に至る迄貧窮者の救助と私立慈善團體の補助とを行つて來たのである。この時期に於ける市の社会事業は眞に寥々たるものであるが、これは獨り京都市のみがさうであつたのではなく、我國社会事業一般の傾向に外ならなかつたのであつて、その理由は我國近代社会の形成と密接なる關聯をもつ所であり、その生成發展の過程を分るべきにして初めて理解されるのである。

本市に於ける社会事業がその近代的なる姿に於て開花發展するに至つたのは我國一般のそれと同様に大正七年の時期以降に屬する。この時期は云ふ迄もなく「米騒動」に依つて特徴づけられるのであるがこの一陣の旋風は未曾有の好況に酔つてゐた當時の全國を震撼し盡したのである。

而して之が對策を在來の罹災救助の如く一時的のものとして、さなく恒久的施設として強力的にもたねばならなかつたこと

は、明治以降の急激なる經濟發展の蔭に累積せしめられた諸結果が、第一次世界大戰下に於ける我國經濟の劇期的發展に依つて一層促進せしめられ、社會經濟の發展上重大なる桎梏に迄成長した事實をこの旋風を通じて認識したからに外ならない。本市に於ける近代社會事業も斯くて米價調節窮民救助の目的を以てする臨時外米販賣所を先驅とし續々施設されたのである。即ち大正七年八月十三日之が施設を急設して外米五萬袋の廉賣を開始し續いて九月二十五日北野、川端、七條の三ヶ所に公設市場を開設、庶民の窮乏に備へた。

翌大正八年六月には勞務の需給調節、失業者の救済、産業の正常的發展を目的として職業紹介所を創設、その後無料宿泊内職紹介をも併せ行ひ又同十二月兒童の保護と環境の改善を目的として三條託兒所を開設した。

大正七年八月以降九年六月にかけて急遽創設された本市社會事業施設は左記の通りである。

- | | | | |
|----------|---------|---|---|
| 大正七年 | 八 | 月 | 米價調節、窮民救助の目的を以て臨時外米販賣所を設く。 |
| 同 | 九月二十五日 | | 北野、川端、七條の三ヶ所に公設市場を設く。 |
| 同 | 十二月二十八日 | | 勸業課に救済係を置き、従来の單なる救済事業より一步を進めて市場に關する事項、風俗改良に關する事項其他一般に社會政策的施設に關する事項を管掌す。 |
| 大正八年六月一日 | | | 京都市職業紹介所開設(當初下京區寺町四條下ル大雲院山内) |
| 同 | 十二月一日 | | 三條託兒所設立(當初東山區三條大橋東三丁目南入長光町協同夜學校内) |
| 同 | 十二月 | | 新町頭、壬生正面の三市場を開設す。 |
| 大正九年 | 四月 | | 職業紹介所に於て副業紹介、無料法律相談を取扱ひ無料宿泊所を併置す。 |
| 同 | | | 新町頭市營住宅の工事に着手す。 |
| 大正九年 | 五月 | | 職業紹介所西陣出張所を設置し恐慌に依る失業者の保護に當る。 |

以上本市は大正七年八月以降急遽、公設市場、職業紹介所、託兒所を開設し、又市營住宅の建設に着手したのであるが斯かる事態の發展は當然市の職制上に於ても之に對應すべき機構を必要とするに至り、大正九年七月七日市告示第三百三十七號を以て社會課を新設、こゝに本市社會行政は搖ぎなき基礎を與へられたのである。

斯くて同大正九年中には前記新町頭住宅の建設、養正及崇仁託兒所の設立、大正十年中には田中及御前通市營住宅、壬生職業紹介所、養正、樂只、三條、崇仁の各家事見習所の開設(託兒所の階上)あり、大正十一年には住宅組合法に依る低利資金の貸付開始、七條職業紹介所の設立、東福寺市營住宅の建設、崇仁託兒所の新築、七條簡易食堂の設立あり、大正十二年には崇仁及養正の二公設浴場、大正十三年には簡易宿泊所、壬生、錦林兩託兒所、錦林家事見習所を新設せる外養正及三條託兒所を新築移轉し、大正十四年には中央職業紹介所及中央簡易食堂の新設並に樂只託兒所の移轉、大正十五年には中央授産場及同養正分場の設立せらるゝ等社會課創設を劃して本市社會事業の發展は遂に繚亂たるものありよく戦後の不況に對處し市民生活の安定に資する所があつたのである。

而も戦後の世界恐慌の創痕尙癒えざる上に大正十二年帝都を中心とする未曾有の震災あり又之を原因として昭和二年全國に亘る金融恐慌あり、我國産業經濟、インフレ政策を通じてその回生の努力の續けられつゝあつた昭和四年更に未曾有の世界恐慌の餘波をうけ産業界の受くる打撃極めて深刻なるものあり、失業者街頭に溢るゝに至つた。

本市に於ては大正十四年以降政府の方針に基き、當初冬期百日を限りこれら失業者中最も悲惨なる境遇にある日傭労働者の失業救済事業を施行し來つたが、右の失業情勢の深刻化に對應し昭和五年度よりは一年を通じ之を施行することゝなつた。この失業情勢の激化、失業者の量的増大は社會事業施設の整備擴充を要請するものあると同時にその同じ客觀的條件は亦市財政

の上に著しき影響を及ぼし、政府のデフレーション政策と相俟つて新規施設の多くは見送られるの餘儀なきに至り昭和二年以降、昭和五年迄に施設されたる關係施設は僅に昭和二年五月の壬生家事見習所、同六月の東七條隣保館の設立、翌三年四月の三條授産分場同五月の錦林公設浴場の開設、同十二月の市設供給(月賦)住宅の建設、昭和二年四月以降昭和四年三月に互る第一回東七條地區整理事業等あるに過ぎない。

然し乍ら昭和三年本市には長くも御大典の御儀あり畏きあたりより本市に對し社會事業基金拾五萬圓御下賜の光榮に浴し、更に大禮奉祝會より多額の寄附金を受けるに及び、これらの資金運用上最も適當なる社會事業施設として母性及び兒童保護機關設立を企劃し、昭和四年三月の豫算市會に於て之が創設を議決昭和五年十一月着工、翌六年九月より京都市兒童院の名稱の下に兒童保護に關する総合的施設として之を開所した。尙同年四月一日本市は隣接二十七ヶ市町村を編入し、同時に舊伏見市經營にかゝる伏見職業紹介所及伏見公益質屋を本市の經營の下におくこととなつた。

上述の如く本市社會事業は我國經濟界の困難なる時期によくこれら諸施設を企劃經營し、市民生活の安定に努力し續けて來たが而も未曾有の恐慌の下に累積されたる貧困者の増大は遂に國家に依る貧困者の救済を決意せしめ、昭和七年一月一日より劃期的救貧立法たる救護法は施行された。本市に於ては昭和六年度に於て之が實施に關する調査萬般を完了、法施行と同時に多くの不遇なる市民に對し救護の手を差し述べることが出來た。而も五・一五事件を發火點とする社會不安の激化は之が對策としての失業應急事業の徹底を要請する所あり、昭和七年四月労働紹介所を設置、同六月失業労働者に對する食糧補給を開始(三井家義金に依る)せる外同十一月就勞統制員を設置し同十月以降小額給料生活者失業應急事業を施行することとなつた。これより先七年四月改進黨保館を市に移管し翌八年二月には無料宿泊所を開設、労働紹介所を新築、十二月第二回東七條地方改善地區整理事業を着工、九年二月竹田公設浴場を設立した。

斯くて本市社會事業施設が一應の整備を見、經濟界亦インフレーションの進行と共に漸く恢復の緒についた昭和九年本市は未曾有の風害を被り更に翌十年引續いて、大水害に遭遇したのである。この兩度の災害に對處しての罹災救助活動は極めて活潑に行はれ、市民生活の安定に資するところがあつたが、この災害特に風害は過去數年に互る努力を通じ築き上げたる前掲社會事業施設の上に著しい被害を齎したのである、本市は直ちにその復興に着手すると共に社會經濟情勢の推移に照して在來施設に検討を加へその面目を一新する所があつた。即ち中央及七條職業紹介所の改築と職業輔導事業への進出、崇仁壬生兩託兒所及改進黨保館の改築を機とする託兒所の隣保館への發展、崇仁公設浴場の改築、深草、納所兩浴場の新設、簡易宿泊所の廢止と授産場の移轉擴充、農繁期託兒事業の開始、醍醐、向島、横大路、右京、吉祥院、上烏羽の六風害隣保館の設立助成風害住宅復舊資金の貸付等昭和九年九月以降十一年にかけて風害を轉機とする本市社會事業の躍進は著しきものがあつた。

尙この間昭和十年二月には東部及北部兩労働紹介所を、十一年三月には勤勞者輔導等級を、同十月には労働者更生訓練道場を夫々開設した。これら諸施設の復興、新設を完了し漸くその足並の揃ひたる昭和十二年七月我國歴史の上に巨大なる記録を残すべき支那事變は勃發し社會事業は更にその進展を運命づけられたのである。

即ち昭和十二年八月本市に於ては府、商工會議所と相諮り知事、市長、府下町村長會長、商工會議所會頭の四者發起人となつて出征軍人遺族家族の慰恤金を募集し、軍事援護の迅速適正を期せる外(本事業は昭和十二年十二月京都府軍事援護會として組織化された)市の各種使用料手数料の減免を行ひ以て當面の事態に對應し、更に同年九月には本市産業の深刻なる不況に依る失業者の發生に對處して紫野、西陣、壬生の三ヶ所に授産分場を設置した。

以上事變の勃發と共に軍事援護に失業者救済に應急の施設を講じたが更に事變の長期化、戦時經濟體制の強化に即應し、各種施設の整備と機構の改善強化を計つた、即昭和十三年五月の中堂寺公益質屋の開設、同七月の醍醐和光寮（精神耗弱者收容施設）の新設、同八月兒童院乳幼児託児事業の開始、同十二月の五條、東山、西院、左京各授産分場の増設、同じく公益質屋に於ける生業資金貸付制の開始、地方改善應急救済事業（十三年十二月より翌三月迄）の着手、昭和十四年二月の上京授産分場同三月の九條授産場の増設、同四月辰巳隣保館、同九月吉祥院浴場の開設、同十一月九條、花園、深草の三統後託児所の新設等施設は相次いで創設されると共に昭和十三年十一月市の職制を改正、軍事援護事業は軍事援護課の組織の下に統一せしめらるゝこととなり、又前掲京都府軍事援護會の市部會その他各學區の軍事援護團體は五十有餘年の歴史を有する京都尚武義會と共に昭和十四年四月を期し京都市統後奉公會の組織の中に改組統合せられ、軍事援護事業は更に一段の發展を見ることとなつた。

本市社會事業は以上の如く二十年の短期間によく飛躍的發展をとげたが社會經濟情勢の複雑化特に統制經濟への進行は社會事業公營化を要請する所愈々強く、之が對象も亦所謂要保護者層より庶民一般へと擴大せられ、社會事業は厚生事業として施設經營せらるべき機運にある。

斯かる公營社會事業の傾向に照し本市社會事業の現状は必ずしも之に即應し得る段階には達せず、その整備、充實が急務とされてゐるが以下之が現況に就て述べるであらう。

社會課機構並職員一覽

社會課		社會課		社會課		社會課				
業務	係	業務	係	業務	係	業務	係			
公印ノ管守ニ關スル事項 豫算決算ニ關スル事項 社會事業ノ調査研究ニ關スル事項 私設社會事業團體ニ關スル事項	庶務係	文書ノ收受發送並ニ整理ニ關スル事項 社會調査ニ關スル事項 社會事業ノ統計報告ニ關スル事項 其他課内他ノ係ノ主管ニ屬セザル事項	貧困者救済ニ關スル事項 母子保護法ニ依ル扶助ニ關スル事項 醍醐和光寮ニ關スル事項 罹災救助ニ關スル事項 兒童保護ニ關スル事項 兒童虐待防止法ニ關スル事項	保護係	救護法ニ依ル救護ニ關スル事項 方面委員並ニ方面委員會ニ關スル事項 私設救護施設ニ關スル事項 兒童院ニ關スル事項 農業期託児事業ニ關スル事項 少年救護法並ニ少年保護ニ關スル事項	地方改善並ニ環境改善ニ關スル事項 不良住宅地區改善ニ關スル事項 公設浴場ニ關スル事項 貸與住宅及供給住宅ニ關スル事項 無料宿泊所ニ關スル事項 無料法律相談所ニ關スル事項 職員保險組合ニ關スル事項	福利係	授産場ニ關スル事項 就勞統制ニ關スル事項 勞働者更生訓練ニ關スル事項 移植民ニ關スル事項	職業係	失業防止並ニ救済保護ニ關スル事項 勤勞者教育輔導ニ關スル事項 失業者食糧補給ニ關スル事項

社會課		社會課		社會課		社會課	
職名	員數	職名	員數	職名	員數	職名	員數
課長(主事)	一	工手	三	兒童院長	一	指導員(年)	一
主事	三	同(月)	一	技師	二	運轉手	四
技師	二	看護人	四	授産場長	一	看護婦	二
授産場長	一	看護婦	二	書記	三	助産婦	四
書記	三	助産婦	四	無料宿泊所長	一	訪問婦	四
無料宿泊所長	一	訪問婦	四	職員(月俸)	二	機關手	一
職員(月俸)	二	機關手	一	調劑員	二	炊事夫	三
調劑員	二	炊事夫	三	助産婦長	一	守衛	一
助産婦長	一	守衛	一	保母長	八	給仕	三
保母長	八	給仕	三	保母	三	使丁	三
保母	三	使丁	三	履	三	火夫	一
履	三	火夫	一	保母(年)	三	洗濯人	二
保母(年)	三	洗濯人	二	嘱託(月)	三	雜役夫	六
嘱託(月)	三	雜役夫	六	嘱託(年)	二	雜仕婦	六
嘱託(年)	二	雜仕婦	六	助手	三	計	三
助手	三	計	三				

會計	特別會計		計	公益質屋經濟	基本財産經濟	積立金經濟
	入	出				
歳入	1,285,750		1,285,750	10,171		
歳出		1,285,750	1,285,750			
歳出超過				676,750	10,171	10,171
合計				676,750	10,171	10,171
				676,750	10,171	10,171

社會事業關係基本財産並積立金現在高 (昭和十四、三、末現在)

基 本 財 産	積 立 金
恩賜社會事業基金 一六六、三九一・一五	投資場作業資金 一、一四九・七四
慈 惠 基 金 一一六、三一二・六六	社會的施設事業資金 八九、五一六・一五
社會事業及教育基金 一〇、九一一・〇七	
計 二九三、六一四・八八	計 九〇、六六五・八九

事業の概要

(一) 窮貧救助事業

本市に於ける窮貧救助事業としては太政官達に依る棄兒養育、恤救規則に依るものは暫く措き市の制度として市費に依り直接之を行ふに至つたのは大正十四年である。然し乍らそれが組織的、積極的活動をなすに至つたのは救護法の實施即昭和七年以降に屬する。

昭和二年以降の本市要保護者数の推移を見るに左記の通りである。

カード世帯及人員數

年 代	第一種		第二種		計	備 考
	世帯數	人 口	世帯數	人 口		
昭和二年	五五	一、四四元	四六	二、八四	八一	昭和二年貧困者ニ關スル調査
昭和六年	一、八四	七、〇三	一、九七	七、九八	三、八一	昭和六年要保護者ニ關スル調査
昭和七年	二、八七	三、〇〇	二、八〇	二、三三	五、六三	京都府調査
昭和八年	二、九七	三、〇七	二、七〇	二、〇〇	五、六八	
昭和九年	三、一三	三、三六	二、三三	一、〇、五五	五、六七	
昭和十年	二、〇〇	一、〇、〇〇	二、六七	二、六三	三、六三	
昭和十一年	二、五五	九、四九	三、三三	一、〇、三九	四、九八	

窮貧救助

昭和十二年	三、三三一	八、三三〇	三、三九九	二〇、六四四	四、七三〇	一八、八六八	同
昭和十三年	三、三三八	八、三三五	三、三三三	二〇、三三三	四、八〇〇	一八、八六九	同
昭和十四年	三、三三五	七、〇〇〇	三、〇三三	八、八六一	四、二七七	二五、八八二	同

これら貧困者に對する保護の制度としては救護法に依る救護、母子保護法に依る扶助其他の救助がある。

参考 カード世帯生活標準額 (昭和一四、一、一京都府制定)

種別	人員	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人以上
第一種	三、〇〇〇	一九、〇〇〇	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	五六、〇〇〇	六四、〇〇〇	七二、〇〇〇	八〇、〇〇〇
第二種	三、〇〇〇	一六、〇〇〇	二六、〇〇〇	三三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	五六、〇〇〇	六四、〇〇〇	七二、〇〇〇

一 救護法に依る救護

救護法に依る救護は社會通念上貧困にして生活すること能はず且その扶養義務者なきか若くは扶養義務者あるも扶養能力なき場合、六十五歳以上の貧困者、十三歳以下の幼者、妊産婦、不具癱疾者、疾病傷痍者、身體虛弱者、精神耗弱者及滿一歳以下の幼者を哺育する母等をその對象とするのであり救護の種類には生活扶助、醫療、助産、生業扶助が、その方法には居宅救護、收容救護の別がある。

本市に於ける救護法關係の事務は總て社會課保護係に於て直接之を取扱ひ同法に規定する市長補助機關としての約一千名の方面委員と共にその執行に當つてゐる。

1 従事員 (定員)母子保護事業を兼ね。

主事	一	書記	七	雇	四	嘱託	二	給仕	一	計	一五
----	---	----	---	---	---	----	---	----	---	---	----

2 經費 (昭和十四年度豫算)

科 目	歳 入		歳 出	
	當初豫算	追加豫算	當初豫算	追加豫算
國庫補助金	六七、三〇七	二、九七七	九九、三〇〇	—
府補助金	三、六三三	五、六八八	九、三二二	—
計	七一、〇四〇	八、六六五	一〇八、六二二	—
給料	—	—	五、九四四	—
雜給	—	—	三、〇七七	—
需用費	—	—	一、〇〇〇	—
救護費	—	—	一六、六二二	—
方面委員費用償還	—	—	五、〇〇〇	—
諸費	—	—	一、〇〇〇	—
計	—	—	二八、〇四三	—
計	七一、〇四〇	八、六六五	一〇八、六二二	—

3 事業概要

(イ) 救護の程度

居宅生活扶助	一人一日 四〇錢	一世帯 一圓六〇錢						
世帯人員別給與限度 (日額)								
給與限度	一人	二人	三人	四人	五人	六人	七人	八人以上
收容生活扶助	一人一日 四五錢	—	—	—	—	—	—	—
居宅醫療	藥治料 一人一日 十三錢	往診料 一人一回 二五錢	—	—	—	—	—	—
窮貧救助	文書料 一人一回 二十錢	手術料 一人一回 一圓	—	—	—	—	—	—

二 救護施設

救護法に依る救護の對象たるべき「精神耗弱ノ著シク勞務ヲ行フニ故障アル者」にして收容救護を必要とする者相當多きに拘らず本市に於ては之等精神耗弱者を收容すべき適當なる施設なく、方面委員間に於ても之が建設を要望すること久しきものがあつた。仍て本市に於ては昭和十一年度に於て之が收容救護施設の建設を計畫する所があつたが認可の關係上遷延し昭和十三年六月漸くその工を竣り七月一日より開所した。

1 従事員

書記 一 嘱託醫 二 看護人 四 雜仕婦 二 炊事夫 一 使丁 一 計 一一

2 經費 (昭和十四年度豫算)

院内生活扶助収入	三、二九四	當初豫算	豫備費支出	計
贈收	四三三	給料	七九三	
國庫補助金	一、〇九八	雜給	五、七九八	
府補助金	五、四六六	需用費	五、三三六	
計	一〇、二九六	修繕費	二二	
		雜費	一〇〇	
		計	一三、〇三三	
			五、五	
			一〇〇	

3 施設概要

名	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建坪	收容定員
京都市醍醐和光寮	伏見區醍醐田野西川原云	昭和三、七、一	三、六〇、〇〇〇	一、〇、一、〇三	一、五、八六三	三〇人

4 事業成績

年度別	種別	實人員	延人員	一ヶ月平均實人員	一ヶ月平均延人員
昭和十四年度(四月—十二月)		三五	八、三二九	三一・〇	九二五・四
昭和十三年度		三五	六、七二四	二六・五	七四六・〇

以上は市設救護施設の概要であるがその他救護法に依る救護施設として左記のものがある。

名	所在地	経営主體	事業種別	收容定員
京都養老院	伏見區醍醐上ノ山町 一番地	佛教護國團	養老	一六〇
京都救濟院	京都府天田郡六人部 村長田願來寺内	願來寺	同	七〇
平安養育院	上京區鞍馬口通寺町 東上善寺門前町	財團法人平安養育院	育兒	一三〇
平安徳義會	左京區岡崎最勝寺町 一	財團法人平安徳義會	同	一五〇
濟世病院	下京區八條大宮西入 東寺町	個人經營	救療	六八
京都施藥院	中京區九太町七本松 西入ル	財團法人京都施藥院協會	同	一八五
西陣救療所	上京區五辻七本松西 入上ル	財團法人京都府社會事業協會	同	三〇〇

三 母子保護法に依る扶助

母子保護法は昭和十二年三月公布翌十三年一月一日より施行せられたのであり十三歳以下の子を擁する母、又は孫を擁する

七年一月救護法の實施せらるゝや救護法第四條に依る委員は方面委員を以て之に充てることとし、現實に方面委員は救護事務に關し市長の補助機關たるの地位におかれた。又昭和十一年十一月方面委員令が制定せられ、かくて永年培はれたる本制度は強固なる法的基礎を與へられると共に市と方面委員との關係もより密接となつた。即京都府方面委員規定第七條に依れば「方面委員會ハ方面委員及關係市町村長ヲ以テ之ヲ組織ス」と規定せられ市長は方面委員と共に方面委員會の構成要素たるの重要な地位におかれたのである。又本市助役は方面委員銜委員會の委員として委嘱されることになつた。(同規定第七條)

本市に於ける方面は學區の區域を單位として組織せられてゐるがその數一〇一に及びこれら數方面合して方面聯合を形成しその數二十二、更に之等は行政區別に聯合しその數七を數へる。方面委員の定數は千名である。

1 方面數及方面委員數 (昭和十四・一二・三一現在)

行政區別	方面數	方面聯合數	方面委員定數	現在數
上京區	二四	六	二二二	二〇〇
左京區	七	三	九一	八四
中京區	一六	三	一〇四	九八
東山區	一一	三	一二四	一一六
下京區	二四	五	二四二	二二四
右京區	一〇	一	一一四	一一三
伏見區	九	一	一一三	一〇一
計	一〇一	三三	一、〇〇〇	九三六

2 方面委員取扱件數 (昭和十三年度)

京都市	生活扶助 金品給與		醫療助産		生業扶助		埋葬		兒童保護		相談		戸籍		職業其 紹介		其 他		計	
	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ	依 ル モ ノ	法 令 ニ 依 ラ ザ ル モ ノ		
二、八〇、三、一八五	三、六四、一〇、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	四、五〇、三、〇〇〇

3 關係經費 (市費ハ除外セズ)

京都市	保護救療費	救護救助費	兒童保護費	特別事業費	其 他	計
九、三三、七、三三三	二、七九、七、九四〇	一、〇〇、七、七〇〇	一、七、六、三、〇〇〇	三、三六、四、九四四	三、三六、四、九四四	九、三三、七、三三三

五 慈惠基金に依る救濟

明治三十年四月英照皇太后大喪使より下賜せられたる金壹萬圓とその他の寄附金を一括し慈惠基金(昭和十四年三月末基金現在額約一一五、五二〇圓)を設け其の利子の一部にて左記事業を行つてゐる。

(イ) 貧困者救濟 救護法に依る救護、或は方面委員會、市民共済會の救助に依り難き者に對する生活扶助。

(ロ) 罹災者救助 不時の天災、火災或は水害等の場合に於ける罹災者の救助。

六 電燈料及水道料免除

(イ) 定額供給に依る内燈使用者にして救護法又は軍事扶助法の適用を受くる者に對しては左記の通り電燈料の減免を行ふ

ことゝなつてゐる。

救護法の適用を受くる者

- 一、十二「ワット」又は二十「ワット」一燈の使用者に付ては其の料金の全額
- 二、十二「ワット」又は二十「ワット」一燈の使用に付ては其の料金の全額
- 三、十二「ワット」又は二十「ワット」二燈の使用者に付ては其の料金の半額

(ロ) 軍事扶助法適用者及之に準ずる者に對し水道料を左記の通減額される。

- 一、専用一ヶ月六十六錢 共用一戸に付二十八錢
- (即需用者は右最低料金を超ゆる場合にのみその超過分を負担するのである)

七 行旅病人及行旅死亡人取扱

行旅病人及行旅死亡人は本市に於ては區役所に於て之を取扱つてゐる。
昭和十三年十二月以降十四年十一月末に至るその取扱数は左記の通りである。

行政別	救護取扱人員數			現在收容人員	繰替金
	前年越	發生	轉歸		
上京區	三〇	三	八	二五	四、七三・八四
左京區	五	三	九	五	一、〇一・七〇
中京區	二	三	六	一六	三、一八・五五
計	三〇	九	二三	四六	八、九三・〇九

行路病死

行政別	前年越	發生	轉歸	現在收容人員	繰替金
東山區	二四	五	六	七	四、六六・九〇
下京區	七	七	八	六	一、五二・三三
右京區	一	六	五	一	三三・〇〇
伏見區	三	三	二	一	六八・二五
計	三三	二一	二一	二三	八、〇〇・四八

(二) 軍事援護事業

軍事援護事業は軍事扶助法を根幹とし、帝國軍人後援會京都尚武義會その他後援團體の協力の下に運営され來つたが今次事變の重大性は之が整備充實の必要を痛感せしむるものがあつた。

本市に於ては今次事變勃發當初京都府、京都商工會議所及府下町村長會と相諮り差當り知事、市長、商工會議所會頭及び府下町村長會長の四者發起人となり共同にて資金を募り以て慰恤の迅速と徹底を圖り來つたが、その後事變の擴大に伴ひ昭和十二年十二月更に京都府、京都商工會議所等と相諮り京都府軍事援護會を組織結成し同時に京都市内の事業執行に關しては特に市部會を設け市長をその會長とし、第一線的事業の實施については法令に依る扶助その他の關係を考慮し概ね各區長をして之に當らしめ、その連絡統制並一部事業の執行を市社會課に於て擔當せしむることとし、又一方市内各學區に於ては事變の進展に伴ひ學區内關係諸團體を一丸として學區統後會(名稱は區々なり)を組織し市區と密接なる連絡を保ち輸車、慰籍、慰問その他隣保的援護に盡瘁して來たのである。

次いで昭和十三年十一月市職制を改正し市役所に軍事援護課、各區戸籍兵事課内に軍事援護係を設け軍事援護事業の強化擴充を圖ると共に運営の迅速適正に努め統後援護の徹底を期することとなり斯業一段の整備を見るに至つた。

然るに昨年四月陸軍、海軍、内務、厚生各省次官の通牒に基き前記京都府軍事援護會市部會、各學區統後會並に五十有餘年の歴史を有する京都尚武義會を改組統合して市、區及學區を夫々單位とする各統後奉公會を組織し扶助、慰恤を始め備軍、尙武等の事業をも併せ實施し事業の長期體制化に對應せしめると共に、平戰兩時を通じ統後々授に當ることとなりここに於て本市軍事援護事業は愈々機構を整備しその運営に遺憾なきを期することとなつた。

斯くて現在軍事援護に關しては區役所に於て取扱ふ軍事扶助法等一般的事業の外本市の施設としては各區役所に於ける軍事援護相談所及三ヶ所の統後託兒所をも、電燈料水道料授業料其他各種使用料手数料の減免並優先取扱を行ひ又應召中小商工業者の營業援護同農家負債處理政府米拂下勤勞奉仕の轉旋等を行つてゐる。

尙事變の長期化に伴ひ物的援護と共に精神援護の重要なに鑑み、出征軍人遺族家族の爲には隔月一回雜誌「勇士の家」を發行し、出征軍人の爲には隔月「統後だより」郷土の寫眞を主とせる一枚刷を送り傷痍軍人の爲には映畫演藝等に依る慰安會を開催し、又遺族の爲には利益に際し「遺芳集」なる塗の小画を贈り或は學童慰安激勵會を開催する等慰安と激勵に努力しつゝある。

又前記統後奉公會に於ても、市と協力し軍事扶助法を補足して生活扶助其の他の物的援護を行ふは勿論、輻軍慰問弔慰其の他軍事援護に關する萬般の事項を行つてゐる。

軍事援護事業に關する詳細に就ては昭和十五年二月刊行の「京都市に於ける軍事援護事業の概要」を参照せられたい。

1 軍事援護課従事員數

主事	一	書記	三	年手當嘱託	一	雇	二	給仕	一
----	---	----	---	-------	---	---	---	----	---

2 經費 (昭和十四年度軍事援護課關係豫算)

(イ) 軍事援護諸費

歳入	ナ	シ	科	目	歳	出	金額
			給料				四、一二〇
			雜給				三、五八八
			需用費				七四八
			事業費				一九、一四〇
			諸費				一、一〇八
			計				二八、七〇四

(ロ) 補助費

歳入	ナ	シ	科	目	歳	出	金額
			京都尚武義會費補助				二、〇〇〇
			大日本傷痍軍人會京都支部費補助				一、三〇〇
			統後施設事業費補助				一、五〇〇
			計				四、八〇〇

(ハ) 統後託兒所費 (昭和十四年度六ヶ月分)

軍事援護

科	目	金額
統後託兒所使用料		七三五

科	目	金額
雜用	給	三、三三二
需用	費	一、八二四
修繕	費	六〇
諸費		八五五
計		五、九六一

(二) 統後託兒所營繕費

歳入	ナシ
歳出	金額
統後託兒所營繕費	一五、〇〇〇
設計監督諸費	七五〇
初度調辨費	四、五〇〇
諸費	三〇〇
計	二〇、五五〇

(三) 經濟保護事業

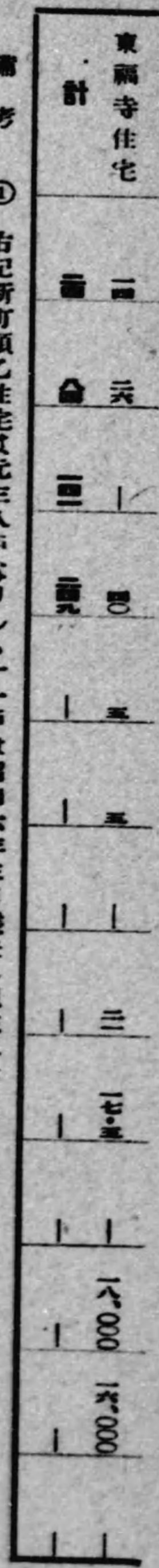
一 住宅の供給並住宅資金貸付事業

(一) 市設住宅(貸與住宅)

世界大戦後住宅の拂底、家賃の昂騰は中産階級者以下の間にも未曾有の住宅難を招來し、住宅問題は重大なる社會問題として立現れたのであるが、本市に於ては之が應急緩和策として大正九年より大正十一年に亘る間に市營住宅二六〇戸を建設、低廉にして而も清楚なる住宅を市民に提供し、その住居の安定に資したのであるが現在尙利用者多く各住宅共居住者の移動による者の外空家を生ぜざるの活況にある。

住宅名	敷地坪數	建坪數	建設費	備考
新町頭住宅	四、三八・六坪	一、三二六坪	三六五、三五〇	敷地中、六三・五坪は住宅組合に貸與す
田中住宅	二、三四〇・三坪	三三七・六坪	二八〇、三六六	敷地中、三三・五坪は住宅組合に貸與す
御前通住宅	二、六七・五坪	九三三・三坪	二、一六四、五六一	敷地中坪六・七坪は住宅組合に貸與す
東福寺住宅	二、四三・一坪	四一〇・〇坪	二、八〇〇、〇〇〇	借地
計	一三、六三〇・九坪	三、〇〇六・九坪	八、六三〇、〇〇〇	

住宅名	戸數	一戸當室數	一戸當建設費	家賃
新町頭住宅	八	三	一、一〇〇	八、〇〇〇
田中住宅	三	三	一、一〇〇	八、〇〇〇
御前通住宅	三	三	一、一〇〇	八、〇〇〇
計	一四	九	一、一〇〇	八、〇〇〇



備考 ① 右記新町頭乙住宅は元三八戸なりしも十一戸は昭和六年三月焼失し現在二七戸なり。
 ② 右住宅の外大正七年舊北白川村供合の際村役場廳舎一戸を引継ぎ之を市營住宅としてゐる。

(2) 住宅組合

前掲世界大戰後の住宅難に對處し、政府は低利資金を融通して公共團體に住宅を建設せしむる一方大正十年住宅組合法を制定し同七月之を實施した。本市に於ては直ちに之が貸付事務を開始したが當時の記録に依れば深刻なる住宅難を現實に反映し大正十年度の申請数は三九七組合、低利資金申請額實に千七百二十七萬五千圓の巨額に達した。而も政府の之が割當は三十五萬圓に過ぎずその選擇に善處したのである。その後昭和四年度迄引續き之が資金轉貸の事務を行つたのであるがその狀況は以下の通りである。

住宅組合に對する資金貸付狀況

貸付年度	貸付資金	組合數	建設住宅數
大正十一年	三五〇,〇〇〇	一一	一一七
大正十二年	三〇〇,〇〇〇	一一	一〇〇
大正十三年	三七五,〇〇〇	一七	一二五
大正十五年ノ一	一七〇,〇〇〇	八	五七
大正十五年ノ二	二四〇,〇〇〇	一一	一〇七

昭和二年	昭和三年	昭和四年	計
一八〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	一〇五,〇〇〇	一,九二〇,〇〇〇
一〇	一五	八	九四
七五	一一六	六五	七六一

以上の如く昭和四年度迄に組合數九四住宅戸數七六二戸に達したがその後繰上償還、破産、存立期間の滿了せるもの等あり昭和十四年十二月末現在の組合數は七七組合その戸數六一二戸である。

貸付金額	測定済額		組合數		現在	
	元	子	繰上償還セ ルモノ	解散命合ア リタルモノ	破産	満期解散
1,410,000	1,142,338	267,662	九	六	二	七

(3) 供給住宅 (月賦住宅)

以上の如く本市は市營住宅の建設及住宅建設資金の貸付に依り住宅難に對處し來つたが而も尙住宅の不足は緩和を見ることなく、且中産以下の市民にして土地付小住宅の所有を希望する者多きに鑑み昭和二年二月市會の協賛を得低利資金其の他四十四萬六千八百圓を投じ月賦住宅一三二戸を建設昭和三年十二月その竣成を見るに至つた。

即市設貸與住宅の長所と住宅組合法の長所とを取捨鹽梅し借家賃に相當する低額の月賦拂込金を以て拂込完了の曉清楚なる土地付小住宅を取得せしむるものである。

(1) 施設概要

經濟保護

名 稱	所 在 地	事業開始年月	敷地坪数	建物坪数	建設費	収容定員
京都市無料宿泊所	下京区上鳥羽餅立町五	昭和八、二	七五	二二・四	一八、六六	二〇〇
4 事業成績						
年 度 別	宿泊延人員	一ヶ月平均宿泊延人員				
昭和十四年度 (四月—十二月)	八、七〇九	九六八				
昭和十三年度	一、四六五	一、〇三九				

三公設浴場

終日の勤務に汗と埃にまみれた人々にとつて入浴は無上の悦びであり、又健康を増進する所以でもある。勤勞者の多數居住する地域に浴場を施設し低廉なる料金を以て入浴を可能ならしむることはこれらの人々の慰安にも資し且は經濟保護ともなるわけである。本市に於ては市民の希望もあり大正十一年簡易保險積立金より低利資金の融通をうけ翌十二年八月崇仁及養正の二浴場を建設した。

その後昭和三年五月に錦林浴場を同九年二月竹田浴場を十一年四月納所浴場を同五月深草浴場を十四年九月に吉祥院浴場を開設合計現在七ヶ所の施設をもつてゐる。

これら浴場は經濟保護施設としての外地方改善施設としての役割をもつのであつてその經營に關しては之を所有地の青年團共同組合或は地元改善團體に無償貸與し市の監督の下にその經營を委託してゐる。又収益の一部は之を積立てし他は地元の地方改善事業の財源に充當せしめてゐる。

1 施設概要 (※は用地費を含む)
(改は改築費)

名 稱	所 在 地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	備 考
崇仁公設浴場	下京区東七條上ノ町四ノ一	大正十二年八月	七、三三三	二〇〇・〇〇	六・九三	昭和九年風害を被りし爲改築す
養正公設浴場	左京区田中馬場町六六	大正十二年八月	五、二八八	二七・五五	二七・四九	昭和九年度に浴室のみ改築す
錦林公設浴場	左京区鹿ヶ谷高岸町三ノ四	昭和三年五月	三、〇〇〇	一〇・三三	五・〇〇	
竹田公設浴場	伏見区竹田野賀町	昭和九年二月	三、三三三	九・〇〇	六・七〇	
深草公設浴場	伏見区深草加賀屋敷町	昭和十一年五月	三、三三三	六・六	五・九六	敷地は借地なり
納所公設浴場	伏見区納所北城堀一〇番地	昭和十一年四月	九、八〇〇	六・六〇	一・八〇	敷地四六坪六中市中有一三坪五九残部は借地なり
吉祥院公設浴場	下京区吉祥院菅原町	昭和十四年九月	一〇、三六五	一〇・三三	三・三三	敷地は無償借地

2 事業成績

區 別	入浴人員		金額	
	大 人	小 人	大 人	小 人
養正	一八、七二七	一八、七二七	三、七三三・三三	一、八七三・八〇
錦林	七、六一〇	三、三三三	一、九〇〇・〇〇	七、六六・八五
崇仁	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	三、一〇〇・〇〇	一、五〇〇・〇〇
竹田	二四、二八五	一三、二七七	二、八六六・三〇	一、四三三・七七
深草	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇三三・九〇	五、九七・二〇
納所	三、〇〇一	一、九三三	四、三三三・三三	一、九三・三〇
吉祥院	一五、三三七	八、三三三	四、七三三・八二	一、六三三・七〇
計	六五、〇七四	六九、三三〇	一、二六五・〇二	六、六三九・八五

昭和十四年度 (四月—十二月)

經濟保護

經濟保護

年度別	昭和十三年度					計	大 人	小 人	計	大 人	小 人	計
	養正	錦林	崇仁	竹田	深草							
昭和十一年度	三六、五〇人	一〇六、九〇〇	三三、一〇〇	二四、六〇〇	六六、三〇〇	一、七〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	一、三六、〇〇〇	四、九〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	七、四〇、〇〇〇	
昭和十二年度	三三、〇〇〇	七、一〇〇	三三、一〇〇	一九、六〇〇	九、〇〇〇	一、六九、〇〇〇	八、〇〇〇	一、七七、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	
昭和十三年度	三三、〇〇〇	七、一〇〇	三三、一〇〇	一九、六〇〇	九、〇〇〇	一、六九、〇〇〇	八、〇〇〇	一、七七、〇〇〇	二、八〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	三、八〇、〇〇〇	
計	一〇六、九〇〇	二〇、一〇〇	九九、一〇〇	六三、八〇〇	八四、三〇〇	五、〇八、〇〇〇	四九、〇〇〇	五、五七、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、二六〇、〇〇〇	

四 公設 食堂

戦後一般的物價昂騰は庶民生活の根底を脅かすところあり之が対策として諸種の經濟保護施設が急遽開設されたのであつたが公設食堂の出現も亦これと連繫するところで、市は大正十一年七月七條職業紹介所階下に簡易食堂を、昭和九年風害以後廢止)更に大正十四年六月中央簡易食堂を開設し勤勞市民のために低廉なる食事を供給し來つた。その經營に關しては斯業に經驗ある者に委託し、社會課はその食品種別、並に價格の指定監督に當つてゐる。

1 施設概要

名稱	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	定食價格	營業時間						
中央簡易食堂	上京區九太町千本東入	大正十四年五月	八、三三五	二六、五〇〇	五、七五〇	<table border="1"> <tr> <td>朝</td> <td>三・九</td> </tr> <tr> <td>晝</td> <td>五・三</td> </tr> <tr> <td>夕</td> <td>五・三</td> </tr> </table>	朝	三・九	晝	五・三	夕	五・三	午前六時— 午後七時
朝	三・九												
晝	五・三												
夕	五・三												

2 事業成績

年度別	人員金額			計	人員金額	計
	朝食	晝食	夕食			
昭和十四年度 (四月—十二月)	一七、一〇九人	七〇、〇〇〇人	二、八〇〇人	八九、九〇九人	二、四〇六、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇
昭和十三年度	一七、〇八〇人	三三、〇〇〇人	二、六〇〇人	五二、六八〇人	二、三三三、〇〇〇	九、三三三、〇〇〇

五 公益質屋

中小商工業者其他小額所得市民の生活安定の爲にはその金融の圓滑を計ることが極めて必要である、質屋は之が庶民的施設として最も重要な機能を有し汎く利用される所であるが一般民營質屋はその經營の基調が營利に存する限り自然貸付利率利子計算方法乃至は流質處分等に於て質屋主にとり不利なるを免れざる場合なしとしない、即庶民階級の保護を建前として昭和



二年公益質屋法の制定せられたる所以である。

本市に於ては昭和六年四月舊伏見市併合に際し、その經營にかゝる伏見公益質屋(昭和四年十二月設立)を引繼いだすが其後昭和九年の風害復舊に關し庶民金融施設充實の必要を認め紫野公益質屋の建設を計畫昭和十一年十一月その竣工を見更に十三年五月中堂寺公益質屋を開設した。

而も戦時經濟の進展に伴ふ公益質屋利用者の激増と此種施設の一般市民への均霑の必要に鑑み昭和十三年十二月より生業資金の貸付を行ひ又昭和十四年紫野公益質屋の倉庫の増築、伏見公益質屋の移轉擴充を行ふの外東山、左京、中京に夫々一ヶ所の公益質屋の増設を計畫し、目下その工を急いでゐる。

尙昭和十四年度に於て「公益質屋の利用状況其他に關する調査」を實施し之が整備擴充に關する計畫を樹立すると共に昭和十五年度豫算に於て更に三ヶ所の増設を計畫中である。

1 従事員(昭和十四年度定員)

施設別	職員			
	主任書記	主任(鑑定人)	助手	使用丁
伏見公益質屋	1	1	1	1
紫野公益質屋	1	1	2	1
中堂寺公益質屋	1	1	1	1
十四年度新設分三ヶ所	3	3	1	3
計	7	7	5	7

2 經費(昭和十四年度豫算)

科目	歳入		歳出	
	當初豫算額	追加豫算額	當初豫算額	追加豫算額
公益質屋收入	38,330	1	38,330	0
同收金	39,833	100,000	39,833	100,000
利子收入	1,669	1	1,669	0
流質物賣拂代	4,288	76	4,364	0
雑收入	1	1	1	0
繰越金	3,733	3,000	6,733	0
繰入金	31,077	1	31,077	0
計	118,630	103,777	122,000	100,000
科目	計		計	
公益質屋費	46,333	0	46,333	0
修繕費	50,000	0	50,000	0
積立金	3,733	0	3,733	0
雑支	9,666	0	9,666	0
雑入金	6,933	0	6,933	0
雑備費	3,000	0	3,000	0
計	119,665	0	119,665	0

3 施設概要

名稱	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	備考
伏見公益質屋	伏見區丹波橋町九一七	昭和四年	三,三六〇	七坪	耐火木造三階建	昭和六年四月本市へ移管 昭和十四年五月現在地に 新築移轉
紫野公益質屋	上京區紫野上築山町二〇ノ一	昭和十一年	三,八〇三	六坪	鐵筋コンクリート造二階建	

經濟保護

中堂寺 下京區五條千本 昭和十三年
 公益質屋 東入 五

* 三、三三・三

三・五

(鐵筋コンクリ) (木造二階)
 延 一、七〇六 延 三、六九

三八

貸付資金 二八三、五〇〇

貸付利率 月一分

貸付制限 一口に付 普通十圓以内 生業資金百圓以内
 一世帯に付 普通五十圓以内 生業資金五百圓以内

流質期間 四ヶ月但し流質物處分猶豫期間二ヶ月

休日 毎月七日、十七日、二十七日 一月一日より五日まで 祝祭日

取扱時間 午前九時より午後六時迄

4 事業成績

貸付状況	貸付状況		貸付状況		貸付状況		貸付状況	
	前年末 貸付高	人員 口数	貸付金額	一口平均	年度末現 在貸付高	人員 口数	貸付金額	貸付金 対入
伏見 (昭和十四年度 四月一十二月)	二、三、〇〇〇	四、三三	六、七五	一、五六	一、七、八〇〇	三、五二	七、〇〇〇	一、五九
	二、六、九〇〇	四、六三	八、〇八	一、七二	一、三、三〇〇	四、〇三	三、七〇〇	一、三二
紫野 (昭和十四年度 四月一十二月)	三、三、三〇〇	四、三三	三、〇〇〇	六、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇
	三、三、三〇〇	四、三三	三、〇〇〇	六、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇
中堂寺 (昭和十四年度 四月一十二月)	三、三、三〇〇	四、三三	三、〇〇〇	六、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇
	三、三、三〇〇	四、三三	三、〇〇〇	六、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇
計	三、三、三〇〇	四、三三	三、〇〇〇	六、九三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七〇〇

最近成績 (一日平均)

貸付状況	貸付状況		貸付状況		貸付状況		貸付状況	
	人口	口数	貸付金額	一口平均	人員	口数	貸付金額	貸付金 対入
伏見 (昭和十四年十二月 中ノ一日平均) (取扱日数二七日)	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
紫野 同	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
中堂寺 同	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇
計	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇	三	三	三三、〇〇	一一、〇〇

六 公設市場 (産業部所管)

公設市場は大正七年米騒動を直接的契機として施設せられたる社會事業的施設であつて、大正七年九月北野、川端、七條に
 先づ設置せられたが翌八年十一月新町頭に又同十二月壬生及び正面に續いて施設せられ、又大正十年よりはこれら常設的施設
 の外巡回市場乃至移動市場の名稱の下に市内各所に巡回し市民の利便を計るところがあつた、その後本市の發展に伴ひ之が施
 設は漸次整備せられ現在左記の多數に及んでゐる。

公設市場

名稱	所在地
七條市場	下京區新町七條下ル東
北野市場	上京區中立賣七本松東
失業保護	

失業保護

川端市場	左京區鹿嶋丸太町上ル
新町頭市場	上京區鞍馬口新町東入ル
壬生市場	中京區千本四條南入ル
正面市場	東山區川端正面上ル
丹波橋市場	伏見區伏見丹波橋東
八條市場	下京區西九條寺ノ前町
下鴨市場	左京區下鴨中河原町
船岡市場	上京區紫野藤ノ森町
田中市場	左京區田中門前町
花園市場	右京區花園木辻南町
嵯峨市場	右京區嵯峨折戸町
山科市場	東山區山科安南屋敷町
上賀茂市場	上京區上賀茂北大路町
修學院市場	左京區一乗寺里ノ西町

(四) 失業保護事業

一 失業應急事業

(一) 一般失業應急事業

戦後我國經濟界に頻發せる經濟恐慌は數多の失業者を發生せしめ、何等かの救済を要請するところがあつたのであるが、大

正十四年冬本市染織産業を襲へる恐慌は、一舉數千の失業者を放出せしめるところあり、その救済は忽にすべからざるものありしため、市は政府の方針に従ひ失業救済の爲の土木工事を起工したのである。其の後昭和四年度までに冬期一〇〇日間斯種救済事業を施行し來つたが昭和四、五年の交に及び失業狀況は頓に急迫化するに鑑み昭和五年度よりは一年を通じ事業を施行することとし、更に昭和七年五月内務・大藏兩次官より地方長官宛通牒の發せられてより後は、從來施行し來れる失業救済事業を失業應急事業として整備し、今日に及んでゐる。

然し乍ら支那事變の勃發以來多數青年の應召と生産力擴充に伴ひ勞働力は頓に不足を告げ失業者數も激減を見るに至つたので昭和十四年度に於ては新に事業を施行することなく、昭和十二、十三兩年度の事業を繰越し施行するに止めてゐる。

現在施行中の事業は小河川改修工事であつて労働者の賃銀は一人單價を一圓二十五錢(熟練工は一圓六十錢—一圓八十錢)と定め(但し殘業等の爲その實收入一人一日約一圓七十錢、熟練工は約二圓三十錢)就勞機會を公平ならしむる爲循環紹介制(原則として日紹介、一部週紹介)に依り、國營労働紹介所より供給されてゐる。

尙右一般失業労働者失業應急事業施行上の適正殊に失業労働者の就勞機會の公正を期する爲、昭和七年以來三名の就勞統制員を置き其の機能を發揮しつゝあつたが事業の消長に伴ひ之を減員現在就勞統制專任職員は一名である。

1 經費

昭和十四年度失業應急事業繰越施行分	三、四、三、三、三五
事業費	六、四、三、四、七七
昭和十一年度事業費	四、二、八、〇
勞働者使用延人員	

失業保護

(2) 小額給料生活者失業應急事業

小額給料生活者失業應急事業は昭和六年五月救護法實施準備の爲にする市内要救護者の調査に際し之が調査員として知識階級失業者延六一一人を使用救済せるに始る。其後軍需インフレーションを樞軸とする經濟界の景況恢復にも拘はらず斯種失業者の存在するに鑑み、昭和七年十月以來年々事業を續行しつつある。

昭和十四年度に於て起興せる事業は社會課に於ける「新市域に於ける地方改善地區調査」及軍事援護課に於ける「軍事援護に關する調査」である。

1 経費 (昭和十四年度豫算)		臨時部社會事業諸費中計上	
歳入	歳出	歳入	歳出
國庫補助金 六、五〇一	雑給 一二、六九六	雑給 一二、六九六	雑給 一二、六九六
	雑用費 八七六	雑用費 八七六	雑用費 八七六
	雑費 一〇〇	雑費 一〇〇	雑費 一〇〇
	計 一三、六七二	計 一三、六七二	計 一三、六七二

2 小額給料生活者失業應急事業成績

年度別	事業種別	事業費	支出済額上	就業者手當算額	支出済額上	使用員	實際使用	事業施行日数	平均手當	一日平均就業者数
昭和七年度	官廳委託	一五、九二二	一四、一三三	一四、〇八八	一三、八八八	二、七〇八	二、一五八	一三三	一〇、二五〇	八、八〇〇
同八年度	同	三三、一五〇	三〇、七四〇	三〇、〇〇〇	二八、三三〇	三、〇〇〇	三、三六八	二五	一〇、一九九	六、六六六

年度別	公共、團體	事業費	支出済額上	就業者手當算額	支出済額上	使用員	實際使用	事業施行日数	平均手當	一日平均就業者数
同九年度	同	一六、七五〇	一六、五〇六	一四、三〇〇	一四、一七〇	二、九〇〇	三、三三三	二九	一〇、二七七	四、九六六
同十年度	同	一三、三三〇	一三、〇七三	一〇、七五〇	一〇、七五〇	八、九〇〇	九、七〇〇	三五	一〇、二一八	三、三三三
同十一年度	同	一三、三三〇	一三、三三七	一〇、七五〇	一〇、七五〇	八、九〇〇	九、七〇〇	三五	一〇、二一八	三、三三三
同十二年度	同	一三、三三〇	一三、三三三	一〇、七五〇	一〇、七五〇	八、九〇〇	九、七〇〇	三五	一〇、二一八	三、三三三
同十三年度	同	一三、三三〇	一〇、七五〇	一〇、七五〇	八、六三三	八、九〇〇	七、〇七〇	三〇	一〇、二一八	三、三三三
同十四年度	同	一三、三三〇	一〇、七五〇	一〇、八六六	一〇、八六六	九、〇〇〇	七、〇七〇	三〇	一〇、二一八	三、三三三

二 授産事業

世界大戰後の打續く經濟界の不況の爲中産階級以下の家庭に於ては諸物價の騰貴に依り單に世帯主の所得のみを以てしては到底一家の生計を支へかねしむるものあるに鑑み、本市に於てはこれ等小額所得階級の生活保護を目的として大正八年六月京都市職業紹介所の開設と共に早くもその附帯事業として、副業の紹介をなし併せて毎年數回斯業の専門家を招き副業講習會を開催し來つたが大正十年四月よりは毎週一回開催のこととし、更に大正十三年九月一日之を社會課直營に改め京都市簡易宿泊所樓上に於て副業ミッション裁縫講習所を開設すると共に三ヶ月間を一期とする毎日講習の制度をとり、著しく事業の進展を見るに至つた、其後同所も亦漸次狹隘を感じるに至り、大正十四年一月十日市内岡崎最勝寺町平安徳義會内に移轉し、更に同年五月十五日日本市中央職業紹介所の新築と共に、同所樓上に移轉したのである。

而して當初副業の紹介乃至講習に止つた本事業は大正十五年四月より授産事業として再出發することとなり、その名稱を京都市授産場と改稱し、専ら賃銀收得に重きをおき無經驗者と雖も入場のその日より直ちに相當の報酬を得て家庭收入の幾分を

補足し得る様その主旨を改めたのである。こゝに本市授産事業はその確立を見たのであるが引續き大正十五年八月には養正浴場の階上に又昭和三年四月には東山區三條大橋東三丁目南入長光町一心會館内に夫々分場を増設し事業の一層の整備擴充を計る所があつた。

然るに昭和九年九月襲來せる未曾有の風害は本市授産場の建物(中央職業紹介所)に著しき被害を齎しその改築を必要とするに至つたので、當時利用者の減退せる簡易宿泊所を昭和十年三月限り閉鎖し中央授産場をこゝに移轉擴充を計つた。

昭和十二年八月支那事變の勃發と共に本市染織産業は著しき打撃をうけ、失業者續出するに及び、これら關係業者の居住する地域に臨時分場設置の必要を認め同年九月紫野隣保館に紫野分場を西陣方面會館に西陣分場(昭和二三、三廢止)を同十月四條中新道、京都友禪工業組合内に壬生分場(昭和二三、九第四社會館に移轉)を開設して、出征軍人の遺族家族並染織産業關係婦女子失業者の授産に努めた、これらの臨時分場中その後の産業情勢の推移に應じ整理する所があつたが昭和十三年七月以降に於ける物資動員計畫の強化、戰時統制經濟の進展に伴ひ主務省の補助を仰ぎ更に同年十二月以降九條、上京、左京、西院、東山、五條の授産場を増設すると共に中央授産場を擴充し、かくて本市授産場は事變を契機として飛躍的發展をとげたのである。

尙昭和十三年度より出征軍人遺族家族の爲に使用料の減免を計ると共に京都府軍事援護會市部會(現在京都市統後奉公會)に於て入場後一ヶ月間を限り収入五十錢に滿たざる場合一日二十錢を限度として工賃補給を行ひ又同十二月以降開設の時局對策授産施設にあつては市費に依り、在來の授産施設にあつては京都市々民共濟會より各々一日十五錢を限度として工賃補給を行つてゐる。

1 従事員 (昭和十四年度定員)

名 稱	場 長		書 記		雇 員		助 手		工 手		運 轉 手		使 丁		雜 役 夫		計	備 考
	中央	紫野	五條	東山	左京	西院	上京	九條	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央	中央		
中央授産場	1																1	經常部授産場費所屬分
紫野授産分場		1															1	
五條授産分場			1														1	
東山授産場				1													1	
左京授産分場					1												1	
西院授産分場						1											1	
上京授産分場							1										1	
九條授産場								1									1	
中央授産場擴充分																	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	
2 經 費 (昭和十四年度豫算)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	經常部授産場費所屬分
中央授産場	1																1	
紫野授産分場		1															1	
五條授産分場			1														1	
東山授産場				1													1	
左京授産分場					1												1	
西院授産分場						1											1	
上京授産分場							1										1	
九條授産場								1									1	
中央授産場擴充分																	1	
計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	19	

臨時部授産場費所屬分
但し上記中工手は特別
會計授産場作業資金に
所屬す

科 目	入		出	
	當初豫算	實績	當初豫算	實績
使 用 料	1,099		1,200	
授産場使用料	1,099		6,963	
手 数 料	1,956		1,223	
授産場手数料	1,956		1,000	
失 業 保 護				

名稱	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	收容定員	備考
中央授産場	上京區九太町智恵光院西入	大正十五年四月	改 [*] 模 [*] 様替 四、六三〇 三、三〇〇	三〇〇坪	二六〇坪	一〇人 (和裁、洋裁、手工)	市立職業紹介所の國 中央職業紹介所の市立 移轉昭和十三年八月 模様替を行へり
紫野授産場	上京區紫野上緑町四九 紫野隣保館内	昭和十二年九月				五 (手工)	紫野隣保館内階上大 廣間(疊敷四九疊)及 他の二室(疊敷九疊七 疊)を無料使用す
五條授産場	下京區中堂寺前町五 條方面會館内	昭和十三年十二月				五 (和裁、手工)	(昭和十四年四月大 宮五條上ル大社敷々 會より移轉) 五條方面會館内階上 大廣間(疊敷六〇 疊)を使用す
東山授産場	東山區東大路馬町上ル	昭和十三年十二月		二〇〇	三〇八	五 (和裁)	(昭和十四年六月東 山區馬町七條下ル第 一社會館内より移 轉)借家
西院授産分場	右京區西大路四條下ル	昭和十三年十二月				五 (和裁、手工)	借家
左京授産分場	左京區鞠小路今出川上	昭和十三年十二月				五 (和裁、手工)	借家
上京授産分場	上京區鞍馬口通烏丸西	昭和十四年二月				五 (和裁、洋裁、手工)	借家
九條授産場	下京區西九條比永城町	昭和十四年三月	三、七〇〇	一七〇坪	八六坪	二〇 (和裁、洋裁、手工)	敷地は借地なり

失業保護

3 施設概要 (*は用地費を含む 改は改築費)

科 目	入	出
臨時部授産場費	三、〇五五	二一〇
特別會計授産場作業資金		
使 用 料	九一四	二、八八〇
授産場使用料	九一四	一七、七〇五
手 数 料	四、二八二	七、六八一
授産場手数料	四、二八二	一、五二二
府 補 助 金	一八、八九四	一〇〇
授産場費補助金	一八、八九四	五一〇
計	二四、〇九〇	三〇、三八八
元資ヨリ生ズル収入	三七	一二五、一七三
雑 收 入	一二五、一七三	三八
繰 越 金	一	一二五、二一一
計	一二五、二一一	一二五、二一一

失業保護

4 事業成績

昭和十三年	昭和十四年度	別		支拂工賃總額	同一日當上	在籍者移動狀況	
		作業延人員	一日平均作業人員			前年度より越員	入場退場在籍
		中央(一般)	19,930人	3人	13,075円	33人	15人
		中央(物動)	5,187	2	8,019円	3	3
		計	25,117	5	21,094円	36	18
		紫野(一般)	5,539	3	11,000円	1	1
		九條(物動)	15,336	6	7,199円	35	17
		東山(物動)	6,633	7	2,889円	7	6
		五條(物動)	7,198	3	2,587円	6	7
		西院(物動)	6,233	6	3,883円	6	6
		左京(物動)	3,705	3	2,260円	6	6
		上京(物動)	8,777	5	5,086円	6	7
		合計	60,333	33	32,727円	33	37
		合計	60,333	33	32,727円	33	37

三 其他の事業

1 職業紹介事業 (國營移管)

大正八年創設以來十有九年間失業救済機關として又勞務需給調整機關として顯著なる功績を挙げ來つた本市職業紹介所は戰時經濟體制確立過程に於ける勞働力の國家的調整の必要より昭和十三年六月三十日を以てその永く輝き歴史を閉ぢ國營に移

管された。

本市に於ける國營職業紹介所は左の通である。

- 京都職業紹介所 下京區新町七條下ル (舊京都市中央職業紹介所)
- 同 伏見分室 伏見區下板橋二丁目 (舊京都市七條職業紹介所)
- 京都労働紹介所 下京區七條千本東入 (舊京都市伏見職業紹介所)
- 紫野労働紹介所 上京區紫野西産ノ森町 (舊京都市千本労働紹介所)
- 聖護院労働紹介所 左京區聖護院蓮華殿町 (舊京都市北部労働紹介所)
- 左京區聖護院蓮華殿町 (舊京都市東部労働紹介所)

2 労働賃銀繰替事業 (廢止)

本事業は昭和七年十二月慢性的不況に依る失業情況の緊迫化に伴ひ、労働紹介所機能の圓滑なる發揮を圖る爲、労働紹介所機構の一構成部分として開始せる所であるが、昭和十三年七月労働紹介所の國營移管に伴ひ賃銀繰替事務も當然移管さるゝこととなつた。たゞ昭和十三年度中は主務省の方針に従ひ市長と府知事との公文交換に基き、京都労働紹介所長に總額三五〇〇〇圓の範圍内に於て之が資金を前渡し本事業を行つて來たが本市は同年度限り之が取扱を打切り昭和十四年四月一日以降本事業は京都労働厚生會(京都府職業課内)に於て行はれることとなつた。

3 労働者更生訓練事業 (廢止)

失業労働者の精神的、物質的更生を圖り有爲なる中堅労働者を養成する爲昭和十一年十月労働者更生訓練道場を開設し昭和十四年三月迄に五回(一回に付六ヶ月)の訓練を實施、總數一四二名に就き労働訓練を行つたが、近時失業者の減少特に被訓練對象の減少に依り昭和十四年六月限り之を廢止した。第一回以降の訓練成績は左の通りであつた。

失業保護

訓練成績

開始	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回
昭和十一年十月一日	昭和十二年四月二十二日	昭和十二年十月二十三日	昭和十三年四月二十六日	昭和十三年十月二十五日	
昭和十二年二月二十八日	昭和十二年九月二十二日	昭和十三年三月二十五日	昭和十三年九月二十四日	昭和十四年三月二十日	
入場許可者数	三三	四〇	三三	三三	三三
中途退去者数	八	六	八	五	八
修了者数	二五	三三	二五	二八	二五
修了者検得賃銀	四〇七・五〇	九六・八	三六八・九〇	一、三三三・九〇	一、六八・七
修了者貯金總額	一、四三・六	三七・六	一、三二・九	四四・七	三六・三〇
同一人平均	五・三	三・九	五・八	五・二	三・八

(五) 醫療保護事業

一 無料診療事業

救護法に依る救護に洩るゝカード階級の爲に昭和六年度より京都市醫師會と診療費に關し左の如き協定を結び市及醫師會に於て各半額負擔の下に市費負擔年三、〇〇〇圓を限度として無料診療事業を行つてゐる。

救療協定覺書

一、京都市は京都市醫師會と協力し本市市民中貧困なる傷病者にして醫療費負擔の途なきものに對し豫算の範圍内に於て其の醫療救護を行ふものとする。

二、救療は本市に於て診療券を發行し之を行ふ。

三、診療券は別添付圖の形式による。

四、診療券は記名本人の外使用することを不得。

五、診療券の有効期間は發行日より十四日間とす但し引續き救療の要ある者に對しては再交付を妨げず。

六、診療券による診療を行ふは京都市醫師會員に限る。

七、診療券の交付は之を京都府方面委員及京都府社會事業主事補に委嘱す特に必要ありと認めたる場合には本市社會課に於て之を交付することあるべし。

八、診療費は豫算の範圍内に於て豫め本市内窮民數に應じ各方面毎に割當て其の金額の範圍内に於てのみ本市は醫療費を支拂ふものとする。

九、診療費は左記金額による但し内半額は京都市醫師會員の負擔とす。

診療料	無料
1 宅診料	
2 往診料	一回に付 五〇
3 藥料	一日一劑に付 二〇
4 處置料	醫師會所定最低額
5 其他	同右

一〇、診療券の有効期間を超過したるとき又は診療の要なきに至りたるときはその交付を受けたる者をして之を交付者に返戻せしむるものとする。

一一、診療券交付の取扱をなしたるものは醫師より診療券裏面相當欄に所定事項の記入をなしたる願末書を徴し夫々本市社會課宛提出せしむ。

一二、本市社會課に於ては前項願末書に基き適宜取極の上診療費の前渡を受け診療券交付取扱者を経て醫師に支拂ふものとする。

財團 恩賜 濟生會病院京都市病床

恩賜 濟生會は明治四十四年聖旨を奉戴し、無辜の窮民の爲の施藥救療の施設として創設せられたる所であり本市内には現在財團 濟生會京都府病院、右京、百萬遍、本町、大内の各診療所がある。而して京都府病院は病床數五〇床を有し本市に關係施設として濟生會京都府病院、右京、百萬遍、本町、大内の各診療所がある。而して京都府病院は病床數五〇床を有し本市に於ける最も有力なる救療施設として顯著なる効果を擧げつゝあるが、本市は昭和五年度以降こゝに京都市病床を特設し貧困なる市民の救療に協力しつゝある。昭和十四年度に於ける京都市病床費豫算額は五千圓である。

三 宇多野療養所 (保健部所管)

本施設は大正六年内務大臣の命に依つて設置計畫を樹て、大正九年二月竣工せる施設であつてその收容定員は三三〇名(尙現在三〇〇床増築工事中) 結核豫防法に依る療養所として重要な役割をもつ所である。

1 施設概要

名 稱	所在地	敷地面積	建物延坪	職員數
京都市宇多野療養所	右京區音戸山ノ茶屋町	一八、三七五	一、九四三	一一一

2 事業成績

年 次	入所申込數		收容數	未收容數	退所數	年 末 在 所 數	一日平均在 所 數	一人平均在 所 日 數
	前年申込	本年申込						
昭和十三年	三〇〇	三〇〇	八八	一、〇六	三九	三〇	三三	三〇八

四 保 健 所 (保健部所管)

昭和十二年保健所法が公布せられ本市は五ヶ所の設置を命ぜられたのであるが、現在之が施設として昭和十三年九月開所の

二條保健所及同十四年十一月開所の六條保健所がある。本施設の目的は保健所法による指導機關として一定區域を限り区域内住民の健康を増進し體位の向上を圖るに必要な一切の相談に應ずると共に保健衛生上の各種指導を行ふにある。

名 稱	所在地	敷地面積	建物面積	擔當區域
二條保健所	上京區竹屋町通千本東入	二二八	一五〇	上京區中十四學區(約人口三三、〇〇〇)
六條保健所	下京區東中筋六條下	二六二	一六三	下京區全部(人口約三三、〇〇〇)

五 トラホーム治療所 (保健部所管)

本市に於けるトラホーム豫防救濟事業は大正九年七月下京區東七條川端町に第一治療所を創設し、附近住民の患者に對し治療を開始したるを以て濫觴とする。其後本施設を最も必要とする方面を選び漸次増設し現在その數七ヶ所を數へる、各治療所に於ける治療は日曜祭日等休日を除き毎日午後三時より約三時間行ひその取扱は無料である。尙治療所所在地から遠隔の地に於ける患者にして自ら醫療の途なき者に對しては、衛生組合の斡旋に依り治療券を發行し開業醫に依頼治療してゐる。

名 稱	所在地	創設年月
第一治療所	下京區東七條川端町	大正九年七月
第二治療所	東山區三條大橋東三丁目下ル長光町	大正十年六月
第三治療所	左京區田中馬場町	大正十年六月
第四治療所	上京區鷹野東町	昭和四年六月
第五治療所	中京區西ノ京新建町	昭和五年六月
第六治療所	伏見區竹田狩賀町	昭和六年四月

六 精神病患者監護 (區役所)

精神病患者監護法及精神病院法に依る精神病患者の取扱は各區役所に於て之を行つてゐる。昭和十三年十二月以降昭和十四年十一月に至る取扱数は左記の通りである。

行政別	救護取扱人員數		現在收容人員	維持費
	前年越	發生		
上京區	二八	九	二八	七、四〇〇
左京區	五	五	六	二、六〇〇
中京區	六	〇	九	二、三〇〇
東山區	六	〇	九	三、二〇〇
下京區	二六	九	二〇	五、七〇〇
右京區	九	七	五	三、三〇〇
伏見區	二	七	一	三、三〇〇
計	四九	三三	六六	二、九八〇

(六) 児童保護事業

一 児童院 (綜合的児童保護施設)

近代的社會經濟機構の生成・發展は、勤勞少年・婦女子の保護を一の社會問題たらしめたのである。最近該機構の高度化に

伴ふ勤勞都市住民の家庭生活は漸くその分解度を高め來り、妊産婦の擁護、乳幼児の哺育に多大の障害を齎らし、死産並に乳幼児死亡率は極めて高率を示し、虚弱兒異常兒亦その數を著しく増加せるところである。

本市に於ては昭和の大禮を記念して、母性及び児童保護に關するあらゆる事業を包含し、有機的保護の機能をもつ綜合的施設の建設を企劃し、昭和六年九月十五日児童院の開設を見たのである。

本院事業の市民の間に普及すると共にその利用は急激に増加し當初の設備を以てしては利用者の希望を満たし得ざるものある爲昭和八年度及十年度に於て増築並模様替を行ひ助産收容定員を増加し又昭和十三年八月一般幼稚園託兒所等に於て保育の對象として取扱ふことなき満三歳以下の乳幼児の晝間保育を開始し、時局下に於ける市民の要望に應ふる所があつた。

1 従事員 (昭和十四年度)

院長	一人	書記	二人	保母	三人
主事	一人	助産婦長	一人	助産婦	四人
醫師	二	囑託	五	看護婦	一〇
技師	一	顧問婦	四	合計	六三人
調劑員	二	運轉手	一	其他傭人	二〇

2 經費 (昭和十四年度豫算) 昭和一五、三、一五現在

児童院費

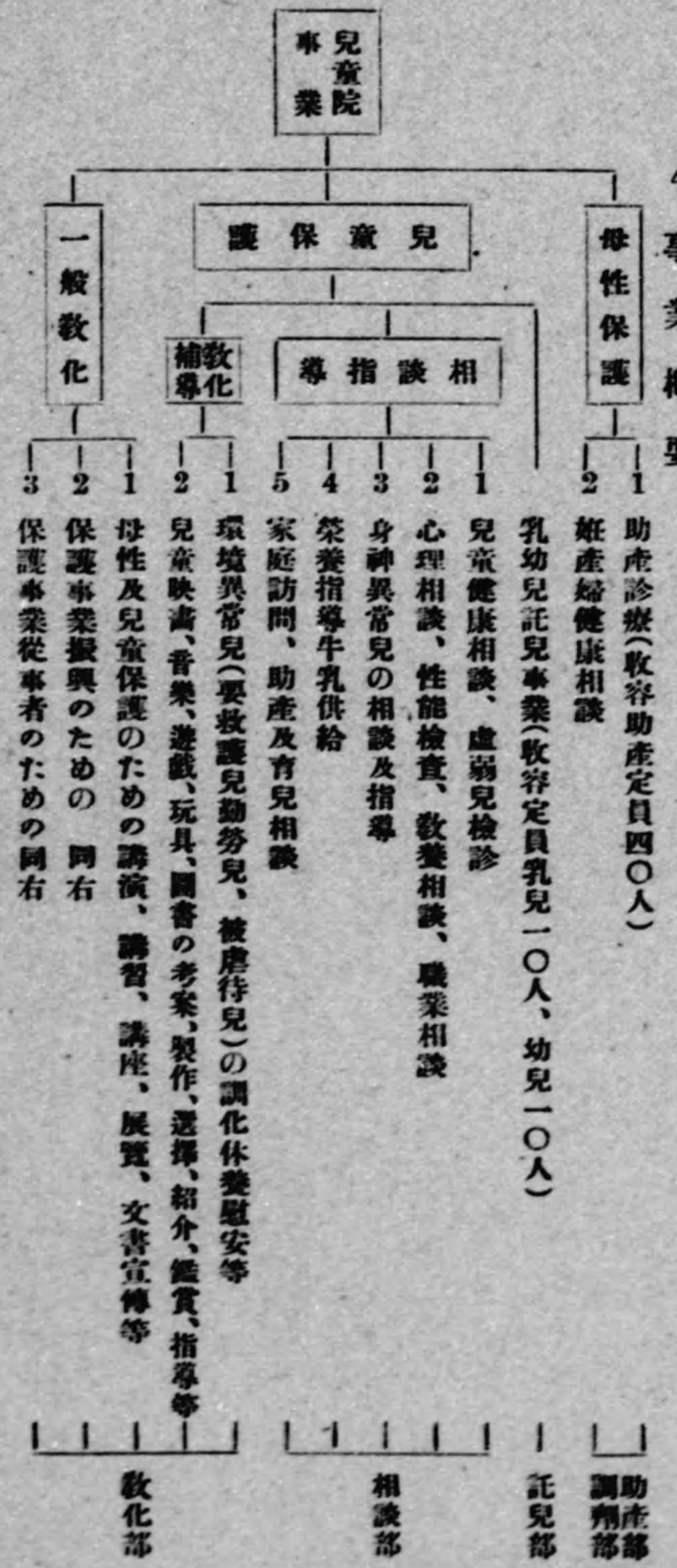
科目	入	出
使用料	一七、七七九	二一、六九六
児童院使用料	一七、七七九	三三、四七七
児童保護		五七
追加豫算		一

兒童保護
 手 數 料 三三、二九六
 兒童院手數料 三三、二九六
 計 五〇、〇七五

需用費 三三、三二一
 事務費 五〇〇
 修繕費 九〇
 雜費 五七八
 計 八九、一六六

一〇、六七七
 一〇、六七七

3 施設概要
 名 稱 所在地 在 設立年月 建設費 敷地面積 建物面積 同上延面積
 京都市兒童院 上京區竹屋町千本東入 昭和大九 三三、五〇〇 一、〇五五 三三、〇七五 六五、三三〇
 主税町九一三番地ノ三三



料 金 助産、診療、入院料(薬料を含む)一日 一圓五〇錢
 診察料(有効期間三ヶ月) 三〇錢
 分娩料 一〇圓
 水薬、散薬、丸薬 一日 一圓に付 一〇錢
 兒童健康相談 相談料(有効期間二ヶ月) 三〇錢
 託兒保育 乳兒 一日 一五錢 幼兒 一日 一二錢
 兒童心理相談 無料
 牛乳供給 一合に付 五錢

右料金は應召軍人遺家族中必要ある者並に貧困者に對しては夫々減免す。

5 事業成績

一、事業成績 ①

昭和十四年度 (四月—十二月) 昭和十三年度	助 産		兒 童 健 康		心 理 相 談		家 庭 訪 問		牛 乳 供 給		乳 幼 兒 保 育	
	延人員	平均	延人員	平均	延人員	平均	延人員	平均	延人員	平均	延人員	平均
一九、八三三	八八・二	二〇、五七三	三、四四〇	九三・三	一、八三三	八・三	二〇、三三三	三、〇七七	二、三二二	八、二〇七	二、九一五	四、五七四
三、九〇〇	七〇・〇	二二、五七	三、四四〇	八三・九	九・一	二〇、九一八	三、〇七七	二〇、三三三	八、二〇七	二、九一五	四、五七四	

二、事業成績 ② (昭和十三年度)
 兒童保護

兒童保護

一 兒童を對象とするもの

- 虛弱兒の檢診又基本調査……………
 綜合醫學見地よりの虛弱兒基本調査…………… 三〇回 四五八名
 小學校虛弱兒童の特別健康診断…………… 延二、五一四名
- 虛弱兒夏季林間保育……………
 夏季林間保養所を開設して保育を行ふ…………… 八〇四名
- 赤ん坊の會……………
 生後六ヶ月の赤ん坊の檢診、月一回開催、一二回…………… 八一八名
- 子供の會……………
 教養を主眼とする院内保育週二回開催…………… 六七回 三、〇三七名
- 兒童衛生教育……………
 常時實施…………… 一、五五〇名
- 兒童映畫會……………
 四回……………

二 母親を對象とするもの

- 母の會……………
 母親に對する妊娠育兒上の指導機關、母の會機關紙「慈育の葉」年四回刊行
 會員組織、會員現在一、一〇〇名、例會二回開催…………… 五八〇名
- 講習會並に講演會……………
 母の會赤ん坊の會お産の會に出席せる母性のためには母親講座(毎週一回)を開催す
 お産の會…………… 毎週一回開催、昭和十三年十二月以後常時分焼に關する各種指導を行ふ 九八六名
- 育兒の會……………
 毎週二回開催、育兒に關する各種指導を行ふ 九五回 八五四名

三 其他

- 一般市民に對する講習會並講演會……………
 育兒衛生講演、一般衛生救急處置の實習…………… 見學者總數 一、八七九名
- 見學者指導……………
 來院見學者を指導す個人及團體……………

兒童保護團體との聯絡

- 本院を中心として「兒童保健協會」により左記の事業を行ふ
 - 一 兒童健康相談事業の振興
 - 二 兒童保健に關する智識の啓蒙普及
 - 三 加盟團體相互聯絡の強化 加盟團體 二一
 - 四 兒童健康相談所設置、勸奨、健康相談所 二〇
 - 五 貧困家庭への無料牛乳の供給
 - 六 兒童愛護週間の催し
- おやつの座談會開催

兒童保護團體從業者指導

- 常時開催の外毎週一回隣保館保母講習會開催…………… 完了
- 劣等兒、低脳兒に關する調査…………… 調査中
- 本院利用妊産婦に關する調査……………
- 常時妊産育兒衛生の資料展覧……………
- 丸物保育展覧會、其他展覧會に出品……………
- 創立七週年記念展覧會…………… 觀覽者 約五、〇〇〇名
- 母親讀本 三篇「正しき育兒法」「榮養の智識」「子供の秘方」……………
- 職業指導讀本「職業を遊ぶには」……………
- パンフレット、リーフレット七〇餘種……………

二、託兒保育事業

本市の託兒保育事業は本市社會事業史上公設市場職業紹介所と同じく、最も先驅的なる事業に屬する。即大正八年度某氏よ

りの寄附金を以て同十二月一日東山區(當時下京區)三條大橋東三丁目南入長光町協同夜學校階下南教室に於て四歳以上六歳以下の兒童四十名を收容して晝間託兒所を開設したのであるが、その兒童並家庭に及ぼす影響の極めて好績なるに鑑み大正九年三月市會の賛同を得て之が規模を擴張(七十名とす)すると共に大正九年十一月二日左京區(當時上京區)田中西河原町親友夜學校の一部を借受けて養正託兒所(定員五十名)を又同三日下京區東七條崇仁小學校の一部に崇仁託兒所(定員四十名)を開所し且附近の有力者數名を相談役に囑託し主として入所兒童の選定を取扱はしめることとした。

越えて大正十年五月二十日には樂只託兒所を増設し、大正十一年七月には崇仁託兒所を新設移轉し大正十三年には養正、三條、樂只託兒所を新築移轉すると共に錦林及壬生託兒所を増設した。

本市に於ける託兒所は單に兒童を受託保育することに依り、家庭の勞働能率を増進せしめ、その收入の増加を圖るを目的とするのみならず、兒童の情操の陶冶と教化を通じ、その家庭の教化を計り延いては環境の改善をも計らんとする地方改善的目的を有する所である。

以上本市は大正八年以降急遽六ヶ所の託兒所を創設し、その最も必要とする地域に一應之が施設を配置したのであるが、其後その發展を止め僅に市域擴張後の昭和七年四月深草竹田方面の改進黨保館を移管したに止る。而して上記諸施設は單なる託兒施設ではなくその隣保館的性格の故に昭和十一年之を隣保館と改稱し、今日に及んでゐる。

然るに今次事變の勃發と共に應召者の未曾有の多數に上れること、戰時統制經濟の強化に伴ひ庶民生活の愈々困難を加ふること勞働力不足の爲に婦女子の勞働部面の擴大せること等は、軍事援護の意味に於ても、生産力擴充の爲にも市民生活安定の爲にも託兒施設の整備を必要とした、而も本市の此種施設の現状は市設、私設を通して見るも當面の必要に對處し得ざるもの

があつた。

こゝに本市は昭和十三年八月兒童院内に前記乳幼児託兒保育を開始すると共に昭和十四年四月十七日辰巳隣保館を新設して八〇人の託兒保育を行ひ又翌十四年十一月一日には花園九條深草の三ヶ所に銚後託兒所の名稱の下に出征軍人遺族家族の幼兒を主たる對象とする託兒所を開設した。尙同年度「京都市に於ける託兒保育事業に関する調査」を実施して、市内に於けるその實情を仔細に究め、之が整備に関する計畫樹立の參考に資することとした。

1 従事員 (昭和十四年度定員)

施設名	保母長		保母副長		保母		雑仕婦		洗濯婦		丁		雑役夫		計
	名	職	名	職	名	職	名	職	名	職	名	職	名	職	
養正隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
錦林隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三條隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
壬生隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
崇仁隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
樂只隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
改進黨保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
辰巳隣保館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八	八	三〇	二	五	三	九	二	三	一	—	—	—	—	六三
施設名	嘱託醫	保母	雑仕婦	洗濯婦	計										
京都市兒童院託兒部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兒童保護	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

兒童保護

名稱	保	使	計	備考
花園統後託兒所	二	一	三	以上の外置一あり
九條統後託兒所	二	一	三	
深草統後託兒所	二	一	三	

2 經費

- (イ) 隣保館に於けるもの——隣保事業費中計上
- (ロ) 兒童院に於けるもの——兒童院費中計上
- (ハ) 統後託兒所に於けるもの——臨時部統後託兒所費計上

臨時部統後託兒所費 (昭和十四年度豫算但六ヶ月分)

科目	入		出	
	歳入	歳出	歳入	歳出
統後託兒所使用料	七三五			
雑給		三、二二二		雇一は八ヶ月分、保母六は七ヶ月分
需用費		一、八二四		
修繕費		六〇		
雑費		八五五		
計			五、九六一	

3 施設概要

(イ) 隣保館

名稱	所在地	定員
樂只隣保館	上京區鷹野北町二番地	一一〇人
養正隣保館	左京區田中馬場町	一八五
養正隣保館分場	左京區田中西河原町	一〇〇
錦林隣保館	左京區鹿ヶ谷高岸町	八五
三條隣保館	東山區三條大橋東三丁目南入長光町	一二五
壬生隣保館	中京區西ノ京下合町	一〇五
崇仁隣保館	下京區東七條下ノ町	四〇〇
改通隣保館	伏見區竹田野賀町	一七五
辰巳隣保館	伏見區關原外山街道町廿一ノ廿一	八〇

(ロ) 兒童院

名稱	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	收容定員	備考
京都市兒童院	上京區竹屋町千本東入	一〇	一〇	一〇	二〇	兒童院三階の一部を保育室とす	
(ハ) 託兒所							
花園統後託兒所	右京區花園興南町	昭和二二、二	六、八〇〇	二、三〇〇	六、二二天	三〇人	敷地は借地
深草統後託兒所	伏見區深草藤ノ森町	昭和二二、二	六、八〇〇	九、九〇	六、二二天	三〇	敷地は借地
九條統後託兒所	下京區九條春日町	昭和二二、二	六、八〇〇	二、三〇〇	六、二二天	三〇	敷地は借地
兒童保護						六五	

兒童保護

4 事業概要

(イ) 隣保館託兒事業概要

保育對象 滿三歳以上學齡迄の幼兒
 保育時間 自午前七時至午後五時
 休日 日曜日、祝日、大祭日、氏神祭
 自八月十五日至八月十八日 自十二月卅一日至翌年一月七日
 保育料 甲種一人一月一圓、乙種一人一月七十錢、丙種一人一月五十錢
 丁種一人一月三十五錢、戊種一人一月二十五錢

(ロ) 兒童院乳幼兒託兒事業概要

保育對象 乳兒一歳未満、幼兒三歳未満
 保育時間 自午前七時至午後五時
 休日 第一、第二日曜、祝祭日、一月二日
 保育料 乳兒一人一日一五錢、幼兒一人一日一二錢
 給食 給食す

(ハ) 銚後託兒所託兒事業概要

保育對象 滿三歳以上學齡迄
 保育時間 自午前七時至午後五時
 休日 日曜日、祝日、大祭日、氏神祭當日
 自十二月三十一日至翌年一月七日
 保育料 一人一月一圓

5 事業成績

隣保館託兒事業成績

託兒 保育	昭和十四年度 (四月—十二月)	昭和十三年度	樂只 元、五九〇人	養正 四九、三三三人	錦林 一八、五九九人	三條 三、八〇〇人	壬生 三〇、五九四人	崇仁 七四、八八九人	改進 元、七四四人	辰巳 二〇、九七一人	計	平均
			三、六九二	六四、九三三	三三、三六七	三、九六一	三三、八六一	九八、一五九	四、八八二	一	三三、七六七	元、五九〇人

兒童院保育事業成績

保人 延員	昭和十四年度 (四月—十二月)	昭和十三年度	幼兒 二、九〇二	乳兒 一、六七二	計 四、五七四	一ヶ月平均 五〇八
			一、五八一	一、二〇一	二、七八二	三四七

銚後託兒所保育事業成績

昭和十四年度 (十一月—十二月)	九條 一人	深草 二、〇七七人	花園 二、〇四三人	計 六、〇二一人	一ヶ月平均 三、〇一〇人
---------------------	----------	--------------	--------------	-------------	-----------------

三、農繁期託兒保育事業

昭和十四年刊行京都市第二十九回統計書に依れば昭和十二年末本市耕地面積は私有地五一、七九〇反、官有地一、六九二反に及び私有地中自作地は一六、六〇三反小作地三五、一八七反と示され農家總戸數七、〇〇八戸の内、小作は二、九七四戸、自作兼小作は二、七四六戸を數へ耕地面積五反未満のものは二、五九五戸三七％の高率を占める。本市内に斯く多數の農家をもつに至つたのは昭和六年の市域擴張に基くのであるが零細小作農業者の上記の如き高率性は農村的社會事業整備の必要を痛感せしむ

兒童保護

る所あり、昭和九年夏季農繁期に際し、地元方面委員会と協力し季節託児所を開始した。これ本市に於ける農繁期託児事業の嚆矢とする。

當時開設學區數は一〇、託児所數は一八ヶ所に過ぎなかつたがその後急激なる發達をとげ、毎年夏季三十餘ヶ所秋季二十餘ヶ所を開設してゐる。

本市に於ける農繁期託児事業の特徴は地元の方面委員会が本事業の中心となり市と共同主催の下に行ふことに存する。即地元方面委員会は場所の選定、保婦の選任、設備萬端の準備を本市指導の下に行ふの外、之が經費の一部を負擔するのである。

尙本市は昭和十三年五月これら方面委員会間に農繁期託児所聯盟を組織して、本事業の相互連絡と其の適正なる發達を期し又關係方面の婦人團體に働きかけ、保育に關する短期講習を行ひ、事業運営上顯著なる効果を擧げてゐる。

農繁期託児所事業成績

年 度 別 期 間	開所數	平均開所日數	實人員	延人員	經費總額	市 費	
						負擔額	捐 金
昭 和 十 四 年 度	夏 季	三三	一、四〇〇人	三〇、五八八	二、一七五	六五〇・〇〇	三〇〇・〇〇
	秋 季	三三	六九六	三、一七〇	一、二八七	三三〇・〇〇	三〇〇・〇〇
昭 和 十 三 年 度	夏 季	三三	一、〇七	一七、三〇〇	一、六四九	六五〇・〇〇	三〇〇・〇〇
	秋 季	三三	一九八	二、四四〇	九八〇	三三〇・〇〇	三〇〇・〇〇

四、兒童健康相談事業

兒童の健全なる成長の爲には豫防醫學の見地よりその身體を検診し適切なる指導を加ふるを要する所である前掲兒童院に於

ても斯かる見地より市内小學校その他と常時連絡の下に本市兒童の體位の向上を計る所であるが更に本事業の普及徹底の必要に鑑み、後述市設八隣保館に於て之が事業を行つてゐる。隣保館に於ける本事業は當初兒童院醫員をして巡回せしめて之を行つて來たが、昭和十二年度以降社會課内に專任の嘱託醫並看護婦を置き本事業の充實を期した。

尙本事業の全市的連絡とその發達に資する爲昭和十年六月本市社會課及兒童院が中心となり京都兒童保健協會を結成したがその加盟團體數二一團體に及んでゐる。(別項参照)

(七) 社會教化事業

一、勤勞者輔導事業

時局下人的資源の培養確保は刻下の急務とされてゐるが、人的資源は單に量的増加に依つてのみ期待さるゝ所ではなくその質的向上こそ重視すべきである。

我國産業界に於ける技術水準の近年の向上も國民教育一般の普及に負ふ所多く、勤勞者の教養の向上、啓培は一國産業の發展にとつて眞に重要と云はねばならぬ。

本市に於ては昭和十一年三月財團法人勤勞者教育中央會と共同主催の下に、西陣機業従事者を對象とする第一回勤勞者輔導學級を開催したのであるが、其の後之を市内重要産業従事の勤勞者に及ぼし郷土産業従事の勤勞者の素質向上に努めてゐる。

尙輔導學級修了生を以て京都市輔導學級同窓會(財團法人勤勞者教育中央會京都市支部)を結成し、毎月例會を開き讀書座談會皇陵巡拜等を行ひつゝある。

する隣保事業施設であるがその沿革上本市社会事業と密接なる関係あり、その事業の順調なる発展に關しては市は亦深き關心を有する所である。即昭和十二年度以降之等七隣保館に對し毎年總額三千五百圓の助成金を交付しつゝある。

風害記念隣保館

名	稱	所	在	地	經營主體	敷地坪數	延建坪數	定員	託兒收容 人員	昭和十三年度 託兒延入員 數
風害記念關西隣保館		京都市伏見區關西大路町 五八番地			關西學區 方面委員會	100.00	本造平家建 50.00	50	50	10,350
風害記念向島隣保館		京都市伏見區向島本瓦町六 八番地			向島學區 方面委員會	111.00	本造二階建 55.00	55	55	3,150
風害記念橋本大路隣保館		京都市伏見區橋本大路中之庄 町淨眞院境内二四			橋本大路學區 方面委員會	103.50	本造平家建 51.75	51	51	1,850
風害記念吉祥院隣保館		京都市下京區吉祥院西ノ内 町			吉祥院學區 方面委員會	81.90	本造二階建 40.95	40	40	1,850
風害記念上島羽村隣保館		京都市下京區上島羽村山町 一〇三番地			上島羽村學區 方面委員會	100.00	本造二階建 50.00	50	50	3,350
風害記念右京隣保館		京都市右京區梅津中村町長 福寺内			右京區 方面委員會	370.00	本造平家建 185.00	185	185	3,350
紫野隣保館		京都市上京區紫竹上藤町四 九番地ノ一三			上京區第五 方面委員會	156.50	本造平家建 78.25	78	78	3,350

(八) 融和事業

本市社会事業はその近代的出發の當初より、何よりも先づ融和事業施設として施設し經營せられたのである。

本市社会事業が先づ斯かる性格に於て施設せられたことは本市内に於て封建的差別觀念の下に不當の差別をうけ、その經濟的地位の極めて低位におかれる集團に對して地區の大量的に存在せること、これら地區の經濟的窮乏が世界大戰下に於ける我國經濟

の急激なる發達、特に地區家内工業の破壊を通じて促進せしめられたこと、而して之が對策を政治的に要請せられる段階に立到つたことに基くのである。

本市に於ける融和事業施設としては、八ヶ所の隣保館、七ヶ所の公設浴場(前掲)、七ヶ所のトラホーム診療所(保健部管)があり關係事業としては地區整理事業、各種協同組合事業等がある。これら直接的施設の外、救護法、母子保護法に依る救護失業救済事業、投産事業その他凡ゆる社会事業部門に於ても融和事業的效果を常に重要な目標の一つにもちつゝあること亦勿論である。

本市に於ける融和事業の指導精神並その具體的方針等の詳細に關しては「京都市に於ける融和事業」(昭和十四年九月京都市社会課刊行)に譲ることとし、こゝには關係施設の紹介に止めることとする。

一、隣保館

本市隣保館は前述の如く當初昭和二年六月開設の東七條隣保館及昭和七年本市に移管を受けた改進隣保館の二ヶ所であつたが、大正八年以來施設し來つた託兒所及家事見習所が本來隣保館的性格を帯びつゝ發達し來れること、融和事業進展の要望に基き、昭和十一年度より之を統合改組して隣保館と名付け、名實共に市民の家として對象地區居住者の社会生活上の中心とし隣人協同の本據としたのである。現在隣保館は左記業員、養正、錦林、三條、壬生、崇仁、改進、辰巳の八ヶ所であるがこれらは何れも年中無休を以て毎日午前七時から午後十時迄開館し、幼兒、少年少女、青年、處女、婦人、成人と對象市民の年齢性別に應じて夫々、教育的事業、修養自治に關する事業、保健衛生、兒童保護に關する事業、經濟的施設事業、慰安娛樂事業、各種相談事業を行つてゐる。

1 従事員 (昭和十四年度隣保事業費豫算)

主事一、書記五、保母長八、保母副長八、嘱託(年手當)二、嘱託(月手當)一二、嘱託醫一、保母三〇、看護婦一、使丁一〇、雑仕婦六、雑役夫一、計八五

隣保館勤務職員一覽

科	目	歳入		歳出		計
		費	入	費	入	
隣保館使用料	計	只	(二)	—	—	(二)
		正	—	—	—	—
		林	(二)	—	—	—
		三條	—	—	—	—
		壬生	—	—	—	—
		崇仁	—	—	—	—
		改進	—	—	—	—
		辰巳	—	—	—	—
		計	—	—	—	—
		計	—	—	—	—

3 施設概要

(*は用地費を含む、改は改築費、増は増築)

名	稱	所在地	設立年月	建設費	敷地面積	建物面積	収容定員	備考
樂只	隣保館	上京區鷹野北町二	大正十年五月	* 三三、五〇〇	三七・六	八三・三	三〇人	大正十四年五月新築
養正	隣保館	左京區田中馬場町六ノ六	大正九年十一月	* 三三、九〇〇	三三・三	一〇三・五〇〇	一八人	大正十三年三月新築
養正	隣保館分場	左京區田中西河原町	昭和十三年二月	三三、九〇〇	三三・三	七・三三〇	一〇人	借地、建設費は借家の換
錦林	隣保館	左京區鹿ヶ谷高岸町	大正十三年五月	* 三三、三〇〇	一八・〇〇〇	六・五〇〇	八人	借地、建設費は借家の換
三條	隣保館	東山区三條大橋東入三丁	大正八年十二月	* 三三、三〇〇	一三・九〇〇	六・三三〇	八人	大正十三年十二月新築
壬生	隣保館	中京區西ノ京下合町	大正十三年五月	* 三三、三〇〇	三三・〇〇〇	一三・八三三	一五人	昭和九年の風害を被りし
崇仁	隣保館	下京區東七條下ノ町	大正九年十一月	* 三三、三〇〇	一三・九〇〇	三六・六八	一五人	昭和九年の風害を被りし
改進	隣保館	伏見區竹田狩賀町	大正十五年八月	改* 三三、三〇〇	四八・二七	一九〇・八三	一七人	昭和七年四月本市に移管
辰巳	隣保館	伏見區醍醐辰巳町	昭和十四年四月	改* 三三、三〇〇	三三・三	五九・〇〇〇	一七人	昭和九年の風害を被りし



4 事業概要

一、教育的施設事業

- 1 日曜童話會……………童話に依る學童の教化指導を目的とし京都童話教育研究会及びそら會との協力のもとに樂只、養正、壬生及崇仁隣保館に於て開設す。
- 2 圖書閱覽……………ロケットクラブ寄贈による隣保館「ロケット」文庫の利用者多し。
- 3 兒童學習會……………隣保館所在地學童の放課後の學習を目的として開設指導す。
- 4 少年職業輔導講座……………夜間を利用し義務教育を修はらんとする少年の爲に珠算書方通信文等の職業輔導をなす。
- 5 泉陵巡拜……………青年、少年、處女クラブ員をして健全なる思想の培養に資すると共に團體的訓練の指導をなすため泉陵を巡拜す。
- 6 家事講習……………主として晝間労働に従事せる婦女子を対象として家事裁縫を中心に作法、手藝、刺繍等に關する知識並技能を教授す。
- 7 婦女常識講座……………隣保館家事講習生を中心とし中堅婦女子に必要な公民講座を開設す。
- 8 保護者會……………隣保館託兒並クラブ員保護者に對し隔月講演座談會を開催す。
- 9 夏期朝の同學習會……………夏季休暇早朝に學習會を開催——出席者頗る多し。
- 10 青年公民講座……………隣保館所在地青年に必要な公民教育並に社會知識を授く。
- 11 雄辯大會……………クラブ員を中心とし時局認識乃至健全な國民思想の培養を目的とし隨時開催す。
- 12 社會見學……………隨時社會施設、文化施設を見學し生活の充實に資す。

二、修養自治施設事業

- 1 クラブ事業……………青年、少年、處女、少女、自習クラブを設け毎月數回クラブ例會日を設けて中堅青少年男女の養成を圖

りつゝあるがこれ等クラブ員は「奉恩感謝」「勤勞報國」「生活刷新」の信條に向ひ日常生活を精進なしつゝある。

- 2 柔劍道……………養正、錦林、三條に於ては身心の鍛練を目的とし柔劍道をなす。
- 3 旅行遠足……………體位向上團體的訓練を目的とし隨時隨行す。

三、保健衛生並兒童保護施設事業

- 1 健康相談……………本市社會課に嘱託醫及看護婦を置き各隣保館共毎週一回乃至二回健康相談を巡回實施す。
- 2 齒牙治療券……………本市齒科醫師會と協力し隣保館に於て齒科診療券を配布し無料診療を行ふ。
- 3 牛乳配給……………市民共濟會と協力し無料又は廉價にて配給す。
- 4 託兒保育……………幼兒を受託保育しその家庭の労働能率増進の爲めに貢獻すると共に託兒を通じて家庭教の育の改善をなす。
- 5 家庭訪問……………託兒保育保健衛生及生活改善の指導をなす。
- 6 トラホーム治療……………託兒のトラホーム根絶を期し毎日午後トラホーム治療所に引率し治療す。

四、經濟的施設事業

- 1 日掛貯金……………託兒及其の家庭に勤儉貯蓄の美風培養に努めつゝあるが本年度來託兒貯金一萬三千圓に達せり。
- 2 据置貯金……………改進及崇仁隣保館に於ては据置貯金組合を結成し毎月隣保館に於て取扱ふ。
- 3 副業講習會……………副業獎勵を目的とし玩具製作簡易手工美容クリーム製作簡易洗濯染物等の講習をなす。
- 4 授産事業……………隣保館に夫々授産組合を結成し夫々本市授産場或は卸商店と連絡し活潑に授産事業を行ふ。

五、慰安娛樂施設事業

融和事業

- 1 映 畫 會
- 2 運 動 會
- 3 クラブ合同演劇大會
- 4 出征軍人慰安激勵大會
- 5 音樂交歓大會
- 6 ビンポン大會

健全なる娛樂による情操教育、適當なる催物に依る知識技能の培養近隣人の理解親和を主眼とし隣保館事業後援會等と協力し實施をなす。

六、相談施設事業

- 1 各種相談……職業法律教育戸籍等各種の相談に應じ個別的指導を勵行す。
- 2 代書代讀……出征軍人家庭其の他代書代讀をなす。

七、其の他

- 1 保育講習會……保母の指導素質の向上を目的とす。
- 2 職員研究會……隣保館事業の徹底充實をはかるため隔月定例的に研究發表會等を開催す。

5 隣保事業成績（昭和十三年度）

事業種別	施設別	樂 只	養 正	錦 林	三 條	壬 生	崇 仁	改 進	計
放 課 後 學 童 自 習 會	人回員數	八、九〇二	四、三三三	三、三六八	六、九七〇	五、四七二	三、二七二	七、二九九	一、六八八
日 曜 童 話 會	人回員數	二、三〇五	二、三三三	一	一	二、七二二	三、九三三	一	二、三三三

少年職業講座	人回員數	一、二九六	一、四六四	二、一七二	八、六六六	五、四七二	六、五三三	二、二九九	六、九三三
婦女常識講座	人回員數	七、九〇三	六、五三三	四、〇三三	二、九九九	四、〇三三	六、〇〇〇	九、七三三	一、〇〇〇
青年公民講座	人回員數	一、三三七	四、九三三	七、四七七	一	三、〇〇〇	一	六、三三三	一、六八八
夏期朝ノ會	人回員數	一、三三三	一、三三三	七、八三三	八、七三三	六、〇三三	九、七三三	一、三三三	七、二九九
學童自習クラブ	人回員數	三、〇三三	四、九三三	二、五九九	二、〇三三	三、七三三	六、三三三	八、三三三	二、四九九
青年クラブ	人回員數	三、〇三三	二、八三三	二、五九九	七、三三三	四、三三三	一	三、三三三	一、二九九
少年クラブ	人回員數	二、二〇七	一、五三三	一、九三三	一、八三三	六、二三三	三、七三三	三、三三三	四、〇三三
公民クラブ	人回員數	一、〇〇一	三、五三三	一、九三三	四、三三三	九、七三三	五、六三三	三、七三三	四、〇三三
處女クラブ	人回員數	七、八三三	八、九三三	二、八三三	三、三三三	三、六三三	三、六三三	五、九三三	三、三三三
クラブ幹部會	回 數	一〇	八	三	二	三、三三三	一〇	三	七
クラブ作業員	人回員數	六、五八	八、七	五、八	五、七	一、〇三三	一、〇三三	九、三三三	五、九三三
奉仕作業員	人回員數	三、五三	三、二	一、八	一、九	三、三三三	三、五三	一、九	一、〇三三
皇陵巡拜	人回員數	三、五三	三、二	一、八	一、九	三、三三三	三、五三	一、九	一、〇三三
健康相談	人回員數	三、五三	一、三三三	四、三三三	四、三三三	四、六三三	一、六三三	三、三三三	六、三三三

融和事業	交付数	人員	回数	金額
歯牙無料治療券	1,629	1		
トラホーム治療	6,932			
牛乳配給	5,337			
林間保育	4,446			
家庭訪問	3,447			
月掛貯金	1,769			
据置貯金	2,706			
授産事業	4,933			
ピンポン練習會	977			
武道修業會	1			
慰安クラブ大會	333			
事業紹介展覽會	330			
託児遊戯會	388			
社會見學	333			
音樂講座	333			
繪畫練習會	357			

區別	無料代書代讀	各種相談	集會室貸與	相談役會	母姉會
只	173	156	55	101	83
正	333	447	97	33	44
錦	144	138	74	9	35
林	195	142	54	9	37
三	333	201	66	0	45
條	333	169	53	17	39
壬	333	169	53	17	39
生	333	169	53	17	39
崇	333	169	53	17	39
仁	333	169	53	17	39
改	333	169	53	17	39
進	333	169	53	17	39
辰	333	169	53	17	39
巳	333	169	53	17	39
計	333	169	53	17	39
平均	333	169	53	17	39

二、産業經濟施設

地區住民の自覺更生を圖るは融和事業完成十ヶ年計畫の樞軸をなすところであるが、かゝる重要な役割をもつ自覺更生運動に於て指導的契機を爲すものは實に地區に於ける産業の振興と經濟の充實であり生活の物質的諸條件中産業經濟の諸手段、諸施設の完備でなければならぬ。特に物資調整強化の影響を蒙れる地區の産業經濟に關し、その内容改善に依る現業の安定乃至保護は最も緊要とせられたのであるが、本市に於ては夫々地區の實狀に應じて既設の協同組合の活動を助成し、或は新に時

局對策施設の勸奨をなせる外共同作業場建設其他産業經濟施設の獎勵斡旋に大なる努力を拂ひつゝある。

(イ) 時局對策協同施設の設置獎勵

昭和十三年六月二十三日——物資動員計畫の實施に因り蒙れる影響最も顯著であつた東七條外諸地區の製靴業者の爲軍需生産への轉換を目的とする京都製靴工業組合の結成に關し種々斡旋を爲し且同組合共同作業場建設の爲五〇〇圓の助成金を交付したが、新に設置せる時局關係協同組合は左の如くである。

- ① 京都厚皮仲買商業組合
- ② 京都別珍糸緒製造組合
- ③ 京都靴小賣商業組合
- ④ 京都靴工業組合
- ⑤ 太秦農産物加工組合
- ⑥ 納所農事實行組合

(ロ) 協同組合の獎勵助成

地區の自覺更生促進のため副業の勸奨協同組合の助成等夫々地方の實情に最も適合せる産業經濟諸施設に對し指導獎勵し、昭和十三年度中左記の組合に夫々自覺更生獎勵金を交付せり。

- 上京區鷹野北町 樂只共榮授産組合
- 左京區田中西河原町 養正共榮授産組合
- 左京區鹿ヶ谷高岸町 錦林共榮授産組合
- 東山區三條大橋東三丁目 東三條共榮授産組合

- 東山區山科川田町 川田町養兔協同組合
- 中京區西之京下合町 壬生共榮授産組合
- 下京區上鳥羽清井町 清井町更生協同組合
- 下京區吉祥院菅原町 菅原町農事實行組合
- 右京區太秦青木元町 青木元町農事實行組合
- 右京區松尾鈴川町 鈴川町農事實行組合
- 伏見區竹田狩賀町 改進製衣組合
- 伏見區醍醐辰巳町 辰巳町農事實行組合

(ハ) 産業經濟施設の獎勵斡旋

融和事業完成十ヶ年計畫に依り、産業經濟施設を獎勵すべく京都府補助金を得て左の如く共同農具の購入をなせる外松尾鈴川町に共同作業場を設置した。

昭和十三年度斡旋狀況

地 區 名	事業種別	經營主體
上京區鷹野北町	副業器具購入	樂 只 會
左京區田中西河原町	授産器具購入	大正婦人會
東山區山科川田町	養兔場設置	養兔協同組合
下京區吉祥院菅原町	共同農具購入	農事改良實行組合
下京區上鳥羽清井町	農事副業器具購入	更生協同組合
下京區上鳥羽唐戸町	共同洗場擴張	蔬菜販賣組合
右京區松尾鈴川町	養兔購入	農事實行組合

融和事業

融和事業

右京區太秦青木元町
伏見區醍醐辰巳町

共同農具購入
農事副業器具購入

農産會支部
農事實行組合

(二) 就業助成

融和問題解決上地區青少年男女の就職問題の緊要なるは言を俟たざるところであるが、本市に於ては夙に隣保館に青年公民講座、少年職業輔導講座、婦女常識講座等に關して人材養成に努め更に關係小學校職業紹介所等と聯絡の下に鋭意職業の開拓就職の斡旋に努むる外必要に應じ就業助成金を交付し以て青少年男女の社會的進出を助成なしつゝあるが、之をもとゝし軍需産業への進出者多數に上りつゝある。

(ホ) 失業者救済土木事業

地區は一般に經濟力弱き爲め物資動員の影響を蒙れること甚だ大なるのみならず、軍需産業、股販産業への轉換を困難とするもの相當多數ありたるを以て府より補助金を得て昭和十三年十二月十日より翌年三月末日まで之等轉業を困難とする者等を使用し簡易なる土木事業を起工し、只に經濟的救済をなしたるのみならず、精神的訓練の機會をも與へた。

一、名稱 時局對策地方改善應急施設失業者救済事業

一、工事 關係町内並に其の附近に於ける道路清掃、溝渠浚渫

一、日數 一〇三日間

一、人員 延、一七、七八九人

三、厚生報國運動

本市に於ける融和事業は昭和十年中央に於て決定せられたる融和事業の綜合的進展に關する要綱「内部に於ける自覺向上を

中心とし一般啓蒙を外廓とする」一般方針に準據するも現下の時局は國民總親和に依りて國策遂行に總努力を捧ぐる事を要請せられつゝあるに鑑み、融和事業に於ても單に自己中心的なる自覺向上を促すに止まらず、國策への順應乃至國策への先驅者として躍進すべき自覺運動として指導し來たりし結果、輓近隣保館所在八地區に於ては各町内會生活改善實行組合及地區改良促進期成同盟等を母體とし之等を打つて一丸として、京都市厚生報國聯盟を結成し文化經濟環境の各方面に互り現下の國策に副ふべく自覺向上を計るを目的とし、着々と堅實な活動をなしつゝあるが市は之に對し全幅的指導援助をしてゐる。

四、其他の事業

右の外新市域所在地區に對しては自覺更生に資するため各種國民精神總動員強調週間の機會を通じ關係小學校と聯絡し、生活刷新、銃後後援強化講演會を開催し、或ひは市農會産業組合等の協力を得て經濟更生問題を研究協議し、協同組合の活躍なる活動を指導し、隨時巡回指導を實施せる外國民融和週間、小學校等に於ける融和教育研究會等の機會を通じ、印刷物講演會映畫會等に依る融和觀念の普及徹底を圖り、或ひは教育獎勵資金、育英獎勵資金に依る就學の獎勵斡旋等を實施して居る。

五、地區整理並環境改善事業

本市隣保館所在地區は又不良住宅密集地區である。地區の整理、住宅の改良は居住者の保健衛生上必要なるのみならず、融和事業促進上の一要件でもある。

即本市は曩に昭和二年度以降二回に互り東七條に於て、大規模なる地區整理事業を興し、又昭和十一年度以降新市域方面に於て、環境改善事業を實施しつゝある。即以下の通りである。

(1) 地区整理事業

地方改善地区整理事業は主務省の整理計畫に則りその補助を仰ぎ第一回の工事を東七條に於て約二八〇、〇〇〇圓の經費を以て昭和二年四月起工、昭和四年三月竣工完成を見たのであるが、更に昭和八年十二月以後三ヶ年の繼續事業とし豫算總額四三〇、〇〇〇圓を以て七條、八條間の須原通を中心とする道路擴張、側溝新設、排水給水等の設備を完成すべく第二回の地区整理を計畫實施中の處鐵道委任工事の遷延により事業年度の繰延をなし、併せて省線東海道線、奈良線各北側沿ひに二條の道路を築造するの追加工事を實施し、昭和十四年度同工事を完成した。

(1) 規模

1 道路擴張及路面舗装(附橋梁工事)

- イ、須原通 幅員 一・一米 延長 五四七・三〇
(七條—八條間)
- ロ、鹽小路上一筋目 幅員 六米 延長 一三六・二〇
(高瀬川—鴨川堤防間)
- ハ、省線東海道線北側副 幅員 六米 延長 一一七・〇〇
(須原通—鴨川堤防間)
- ニ、奈良線北側副 幅員 六米 延長 一一五・〇〇
(須原通—高瀬川間)
- ホ、橋梁 幅員 一・一米 延長 七・二〇
(高瀬川架橋)
- ヘ、架道橋 幅員 一・一米
(省線東海道線並に奈良線二ヶ所)

2 排水設備

排水用側溝を設け既設下水管を利用し或は下水管を新に敷設し連絡す。

(2) 經費

1 豫算總額	四三〇、〇〇〇圓
八年度	二八、〇〇〇圓
九年度	三二〇、九〇〇圓
十年年度	八一、一〇〇圓
2 事業費精算額	四二八、一四一圓九六錢

内 譯

(1) 道路費	四三、二八五・一七〇
(2) 橋梁費	三、九一六・〇〇〇
(3) 附帶工事費	八四、一九〇・五〇〇
(4) 用地費	二六六、四七五・三四〇
(5) 事務費	三〇、二七四・九五〇
(6) 豫備費	

3 補助金總額 三四四、〇〇〇圓

總事業費の八割に對する府補助金を十ヶ年に分割交付せらる既往六ヶ年間に實際交付を受けたる金額は一六三、六四九圓なり。

4 起債額

補助金が分割交付なるを以て三三〇、〇〇〇圓の起債をなす。(昭和九年度二九〇、〇〇〇圓同十年年度四〇、〇〇〇圓)

5 市費負擔

(1) 事業費	一三、八六九
(2) 公債利子	八七、二一六
(3) 元金償還	七二、一三一
計	一七三、二一六

(2) 環境改善事業

昭和十一年度以降中央に於ける「融和事業完成十ヶ年計畫」に依り本市に於ても新市域所在の改善を要する地區に對し道路改善工事其他小地區整理事業を實施した。

年度	實施箇所	豫算額
昭和十一年度	三	五、六二五
昭和十二年度	三	一〇、〇〇〇
昭和十三年度	三	六、七五〇
昭和十四年度	一	六、〇〇〇

(3) 不良住宅地區調査

前述の如く本市は地區整理事業環境改善事業を行ひ地區の改善を計つて來たが更に之が徹底の爲には、不良住宅の改良を必要とする。即本市は昭和二年より同四年にかけて舊市内六地區に就き詳細なる調査を行ひ又同六年新市域方面に就て概観調査を遂げ、前述諸事業實施上有力なる参考資料を提供したが、更に全般的改良計畫樹立の参考に資するため昭和十二年以降三ヶ年に亘り市内全地區に就て詳細なる調査を實施し目下關係方面と折衝し具體的方策を考究中である。

(九) 其他の事業

一、無料法律相談事業

無料法律相談事業は、大正九年四月京都市職業紹介所附帶事業として本市内の篤志辯護士六名を委嘱して無料法律鑑定を開始せるに始まる。現在辯護士十六名を囑託し、京都職業紹介所(舊京都市七條職業紹介所)及び京都市中央授産場(舊京都市中央職業紹介所)に於て毎日曜日無料法律相談所を開設、一般市民の利用に供してゐる。

事業成績

年度別	事件別	回数	民										事							
			借地	貸借	履借	請無	相續	離婚	親子	扶養	其他	小計	商事	破産	執行	刑事	行政	其他	計	
昭和十三年度	中央授産場	〇	一三	九	三	三	三	三	二	八	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六二〇
昭和十三年度	京都職業紹介所	〇	一三	九	三	三	三	三	二	八	二	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	六二〇
昭和十二年度	計	〇	二六	一八	六	六	六	六	四	一六	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一二四〇
昭和十一年度	計	〇	二六	一八	六	六	六	六	四	一六	四	四	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一二四〇

二、滿蒙開拓事業

本市に於て昭和十一年以來滿洲農業開拓民の募集を開始し、又十三年度よりは滿蒙開拓のパイオニアたる青少年義勇軍の送

其他の事業

出陣旅を行つて来たのであるが本事業の國家的重要性に鑑み昭和十四年度よりは社会事業諸費中に拓植事業費を計上し、拓務訓練、壯行會等を実施し、開拓思想の普及に協力してゐる。

(1) 滿洲農業開拓民送出狀況

(イ) 滿洲農業開拓民送出狀況 (昭和十四・二現在)

次別	隊別	應募數	本採用數
第五次	本隊	六	一
第六次	本隊	一五	七
第七次	先遣隊	一七	五
同	本隊	四	一
同	本隊補充	一	一
第八次	先遣隊補充	三	三
同	先遣隊補充	一	一
同	本隊	五	二
第九次	先遣隊	二	二
計		五四	二二

(訓練中)

(ロ) 滿蒙開拓青少年義勇軍送出狀況

期別	種別	應募數	送出數
一期	期	一八	一六
二期	期	八	五

期	應募數	送出數
三期	一八	一五
四期	五五	三八
五期	一一	九
六期	三一	二七
七期	三五	三二
八期	二九	二三
九期	三六	一一
一〇期	一一	六
計	二六三	一九一

尙昭和十四年度(但し四月―十二月)に實施せる主なる行事は左記の通りである。

(イ) 第七次滿蒙開拓青少年義勇軍渡滿部隊壯行會

主催 京都府、京都市、京都府聯合青年團、京都市青年團
 京都府聯合女子青年團、京都市聯合女子青年團の共同主催

開催年月日 昭和十四年六月十四日、十五日

行 事 一、桃山御陵参拜(六月十五日)
 本市歴訪の義勇軍全員(九三〇名)を桃山御陵に参拜せしむ。
 一、市中行進(六月十四日)
 義勇軍の陣容を市民に周知せしむる爲市内目貫の場所を行進せしむ。
 一、壯行會(六月十四日)
 場所 京都御所建禮門前

其他の事業

府市關係者、各青年團員、小學校兒童、男女中等學校生徒其他市民參集し、式を擧げ義勇軍の門出を鼓舞
激勵す。

(ロ) 滿蒙开拓青少年義勇軍現地訓練所視察
滿洲移住協會主催の下に現地訓練所視察團の編成せらるゝに當り、父兄一名及本市社會課係員一名を參加せしめ、昭和十四年八月三十
日より九月十五日迄その現狀を具に視察せしめ、又歸國後之が報告會を開催した。

(ハ) 拓務訓練

十二月二、三兩日市及市青年團主催の下に、東本願寺經營の滿蒙开拓掛訓練所に於て、拓務訓練を實施した。(參加者五〇名)

(ニ) 拓務訓練

本市主催の下に昭和十五年一月一日より二十日迄市内小學校教員二二名(市係員二名附添)を内原訓練所に派遣訓練を受けしめた。

(ホ) 滿蒙开拓講演會開催

十二月二十二日本市主催の下に市公會堂に於て市内小學校、青年學校、青年團關係者を集め滿洲移住協會參與肝付男爵を講師として講
演會を開催した。

(ヘ) 高等小學校兒童拓務訓練

昭和十五年二月二十八日より三月二日迄、本市主催の下に市内知恩院に於て、市内高等小學校兒童中二四〇名を宿泊せしめ先に内原訓
練所に於て受講せしめたる小學校指導員とし、拓務訓練を行った。

(ト) 其他

其他青少年義勇軍應募者の内原訓練所に入所するに際し、壯行會を開催し之を激勵してゐる。

三、調査

近來社會事業對象の複雑多岐となるに伴ひ、社會事業の運営は諸種の觀點より反省を要請せらるゝところであるが、社會調
査は實にかゝる反省の資料を提供するものと言ふべく、本市に於ては大正十四年以降斯種調査を行ひ、本市社會事業の企劃經
營に便すると共に、一般斯界に貢獻すべく努力しつゝある。

(一) 調査報告

(大正十四年以後に於ける主なるもの)

調査報告番號

調査事項

調査年月日

第一號

常備労働者生活調査

(大正十四年十一月)

第二號

職業婦人ニ關スル調査

(大正十五年)

内務省社會局發行

日僱労働者ノ失業及生活狀態ニ關スル調査

(昭和二年五月)

第三號

商工徒弟ニ關スル調査 (一)

(昭和二年五月)

第四號

商工徒弟ニ關スル調査 (二)

(昭和二年五月)

第五號

貧困者ニ關スル調査

(昭和二年十一月)

第六號

不良住宅密集地區ニ關スル調査

(昭和四年八月)

第七號

學齡兒童ニ關スル調査

(昭和五年三月)

第八號

保護少年ニ關スル調査

(昭和五年三月)

第九號

借家ニ關スル調査

(昭和五年四月)

第十號

兒童保護ニ關スル調査

(昭和六年三月)

第十一號

手工業労働者ニ關スル調査

(昭和六年)

第十二號

最近西陣ニ於ケル一般景況

(同)

其他の事業

- 第十三號 要救護者ニ關スル調査 (昭和六年十一月)
- 第十四號 勞働者災害扶助法並勞働者扶助責任保險法ノ施行ト京都市 (昭和六年十二月)
- 第十五號 入管者職業保障法ト京都市 (昭和七年一月)
- 第十六號 京都市ニ於ケル日僱勞働者ニ關スル調査 (同)
- 第十七號 日僱勞働者共済保險制度ニ關スル調査 (昭和七年二月)
- 第十八號 京都市ニ於ケル庶民金融ニ關スル調査 (昭和七年三月)
- 第十九號 職業紹介所ヲ通ジテ見タル求職者ノ實相 (昭和七年三月)
- 第二十號 新市域ニ於ケル要改善地區調査 (昭和七年五月)
- 第二十一號 京都市ニ於ケル授産事業ニ關スル調査 (昭和七年六月)
- 第二十二號 京都市ニ於ケル消費組合ニ關スル調査 (昭和七年八月)
- 第二十三號 京都市ニ於ケル要給食兒童ニ關スル調査並ニ給食實施方法ニ關スル考察 (昭和七年十月)
- 第二十四號 新市域ニ於ケル職家經濟調査 (昭和八年一月)
- 第二十五號 京都市ニ於ケル失業生活者生活狀態調査 (内務省社會局委託調査) (昭和八年九月—十二月)
- 第二十六號 昭和七年救護狀況報告 (昭和八年三月)
- 第二十七號 京都市ニ於ケル工場勞働者ニ關スル調査 (昭和八年九月)
- 第二十八號 京都市ニ於ケル土木建築勞働者生活狀態調査 (内務省社會局委託調査) (昭和八年三月)
- 第二十九號 京都市ニ於ケル智識階級失業生活者生活狀態調査 (昭和八年十月)
- 第三十號 京都市ニ於ケル醫療保護事業ニ關スル調査 (昭和九年九月)
- 第三十一號 京都市ニ於ケル賃屋ニ關スル調査 (昭和九年十一月)
- 第三十二號 京都市ニ於ケル營利職業紹介業者ニ關スル調査 (昭和十一年三月)

- 第三十三號 京都市ニ於ケル勞力供給業者ニ關スル調査 (昭和九年七月)
- 第三十四號 求人事情調査 (京都市ニ於ケル職業紹介) (昭和十年三月)
- 第三十五號 就職者勤続事情調査 (京都市ニ於ケル職業紹介) (同)
- 第三十六號 内職ニ關スル調査 (昭和九年三月)
- 第三十七號 京都市ニ於ケル鮮人日僱勞働者ニ關スル調査 (昭和九年九月)
- 第三十八號 京都市ニ於ケル精神病者及其ノ收容施設ニ關スル調査 (昭和十年十一月)
- 第三十九號 俸給生活者醫療狀況調査 (京都市ニ於ケル俸給生活) (昭和十一年三月)
- 第四十號 俸給生活者生活狀況調査 (京都市ニ於ケル俸給生活) (昭和十二年三月)
- 第四十一號 京都市内在住朝鮮出身者ニ關スル調査 (昭和十二年一月)
- 第四十二號 京都市ニ於ケル女中ニ關スル調査 (昭和十二年三月)
- 第四十三號 京都市ニ於ケルカド階級醫療狀況調査 (昭和十三年三月)
- 第四十四號 西陣機業ニ關スル調査 (昭和十三年八月)
- 第四十五號 公益質屋ノ利用狀況其他ニ關スル調査 (昭和十四年十一月)
- 第四十六號 京都市ニ於ケル乳幼児保育事業ニ關スル調査 (昭和十五年一月)

(2) 社會課叢書

- 第一篇 乳幼児死亡率調査 第五篇 蔬菜と果實
- 第二篇 京都市に於ける特殊兒童調査 第六篇 米
- 第三篇 林同學校の話 第七篇 魚
- 第四篇 牛乳の話 第八篇 卵と肉

其他の事業

- 第九篇 洗濯の仕方
- 第十篇 家事のため
- 第十一篇 住居と家賃
- 第十二篇 児童遊園と水泳場
- 第十三篇 京都の湯屋
- 第十四篇 歐洲の中央市場
- 第十五篇 市場の沿革
- 第十六篇 食品の見分け方
- 第十七篇 活動寫眞の觀覽から起る疲勞の調査
- 第十八篇 味噌の話
- 第十九篇 醬油の話
- 第二十篇 京都市で消費する食料品の荷受と分配
- 第二十一篇 中央卸賣市場建設案經過
- 第二十二篇 京の蔬菜

(3) 其他

右諸調査の外必要に應じ「歐米諸國に於ける社會事業費豫算調」「職業紹介所に於ける繁閑調査」等を行ひ、又「救護法取扱問答集」「京都市に於ける救護狀況」「得手に帆をあげ」「職業輔導讀本」「國民融和日に就て」「生活改善の葉」「銃後社會事業と方面委員に就て」「京都市に於ける融和事業」「京都に於ける社會事業」等隨時パンフレットを發行し各方面に配布してゐる。

四、社會事業助成

社會事業助成獎勵のため明治三十年四月 英照皇太后大喪使より下賜せられたる金壹萬圓及び其他の寄附金よりなる特別會計慈善基金の利子を以て市内私設社會事業團體中の成績優良なるものに補助し間接的に窮民救濟を行ふこととなり、明治三十三年始めて、京都感化保護院及び平安徳義會に夫々二〇〇圓、一〇〇圓の助成をなしたのであるが、其の後該基金の増加するに従ひ補助團體の數を増加し來り、昭和十四年度に於ては左の如く二九團體を數へてゐる。

尙此の外、昭和五年度以降恩賜財團濟生會京都府病院へ市民病床費（昭和十四年度五、〇〇〇圓）を、又前掲風害記念隣保

館六ヶ所及紫野隣保館に夫々隣保事業費による助成金（昭和十四年度三、五〇〇圓）を又協和事業助成のため京都府協和會に對し助成金（昭和十四年度五〇〇圓）を交付してゐる。

慈善補助團體一覽

（○印は救護法による救護施設なり）

名 稱	所 在 地	事 業 種 別
一 京都府社會事業協會	上京區下立賣通釜座西入ル 京都府廳社會課内	社會事業ノ連絡統制並調査及社會事業一般
二 京都市市民共濟會	中京區河原町通御池 市役所社會課内	窮貧救助、失業者救濟其他社會事業一般
三 崇仁學區方面委員	下京區東七條上ノ町一ノ五	方面委員事業後援
○四 京都養老院	伏見區醍醐上ノ山町	養 老
○五 京都施藥院協會	中京區丸太町通七本松西入	救 療
○六 濟世病院	下京區八條大宮西入東寺町	救 療
○七 平安徳義會	左京區岡崎最勝寺町一	養育並幼児保育
○八 平安養育院	上京區鞍馬口通寺町東入上善寺門前町	養育並幼児保育
九 天主教女子教育院	中京區河原町三條北入ル	貧困女兒養育
一〇 信愛保育園	上京區丸太町日暮西入上ル	乳幼児保育並母子ホーム
一一 和 樂 園	上京區下長者町七本松西入	幼児保育
一二 伏見慈善會	伏見區風呂屋町西方寺内	幼児保育
一三 ルンビニ學園	下京區東七條小稻荷町四	隣保事業
一四 白 川 學 園	上京區鷹ヶ峰北鷹ヶ峰	異常兒教育保護
一五 京都府聯合保護會	東山區山科東野町四〇	司法保護事業ノ連絡統制

其他の事業

其他の事業

- 一六 京都感化保護院
- 一七 和敬學園
- 一八 常盤學園
- 一九 大照學園
- 二〇 吉水敬園
- 二一 京都六華園
- 二二 俱一會
- 二三 京都洛南社會館
- 二四 佛眼協會
- 二五 復活學園
- 二六 京都加茂川社會事業團
- 二七 六條診療所
- 二八 京都府親和會
- 二九 京都府融和團體聯合會

中京區六角大宮西入
 上京區島丸寺ノ内上慈雲庵
 上京區千本二條下東入 等覺寺内
 下京區富小路五條下ル
 左京區仁王門東大路西入ル
 左京區一乘寺藥師堂町二四
 下京區間ノ町五條下大津町
 下京區上島羽清井町
 下京區高倉六條上ル
 上京區北大路堀川
 左京區田中關田町四二
 下京區油小路七條上ル
 上京區下立賣通釜座西入 京都府廳社會課内
 上京區下立賣通釜座西入 京都府廳社會課内

釋放者保護
 少年司法保護
 少年司法保護
 少年司法保護
 少女司法保護
 少女司法保護
 助葬、遺族其他慰安救護
 健康、法律、人事相談
 眼科救療、鍼按講習
 兒童健康相談、兒童保護教化
 施療、無料宿泊、救療
 無料並輕費診療
 融和事業
 融和事業ノ連絡ノ統制

附錄ノ一

- 一、京都市市民共濟會
- 二、京都兒童保健協會

一、京都市市民共済會

大正九年市營社會事業運營の中樞たる市社會課の新設後本市の産業・労働情勢は漸く逼迫を告げ、殊に西陣機械業再三の沈滞を機とする失業者の簇生は、遂に大正十四年十二月失業救済土木事業を起工するの由なきに到らしめたのである。

かゝる一般的情勢の下にあつて、社會事業の完全なる遂行を期する爲には、社會課の別働隊として補助團體設立の必要なること社會課當事者間に論議せられたのである。即公的社會事業に於ては法規に制約せらるゝ所多く其の範疇外の者に對しては其れが救助の方法なく救済は一定範圍に限定せらるゝ憾あるに反し、私的社會事業の場合は、自由な立場に於て行動し得るが故にその運営範圍も亦廣く弾力性を有するとされ、かゝる見地よりして、京都市々民共済會の設立を見たるものであつて、大正十四年十二月二十五日役員の見、同月二十八日事業實施の運びとなつたのである。

會の目的とする處は、社會課の別働隊として市營社會事業の殆ど全面に亘れる、窮貧救助、失業保護、兒童保護、罹災救助其他市民の福利増進を計るにあるのであつて、會はその事務所を市役所社會課内に置き、市長を總裁に、社會課主管助役を副總裁に擁し、社會課長を理事長とし、社會課關係職員を理事として、主事以下八名の事務員を置き會務を處理してゐる。

擬て本會は設立以後數ヶ年間は本市社會事業の附隨的救済事業に終始したのであつたが、昭和五年本市登録労働者八、七七〇名の多きに上り、市營救済土木事業のみを以てしては、失業労働者の救済に不充分なるに鑑み、本會は會自體の失業救済事業を起興して會の事業の中心を失業労働者の保護救済に置くこととなり爾來今日に至るまで、失業救済事業に著しき効果を齎らするところがあつた。(昭和十四年度歳出豫算額は二二四、四〇四圓である。)

最近の事業並に其の成績を擧ぐれば左の如くである。

(1) 窮貧救助事業

救護法の適用を受けること能はざる事情の下にある生活困窮者に對し生計費、療養費、養育費の補給をなし、又出産費、葬儀費等の給與をなすのであるが、近時、公的施設の整備に伴ひ本會救助の分は漸次減少しつつある。

(イ) 生活扶助

扶助件数	昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
給與金額	昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
	三三件	三三件	四二件
	二〇圓	一、三六圓	一九〇圓

(ロ) 救療

兒童健康相談所に於て疾病者に無料投薬を行ふ。而して本事業に屬する調劑は、京都府藥劑師會との協定に依り、一ケ年間四、〇〇〇劑までは一劑につき金五錢を同會に於て、其超過額を本會に於て負擔するものとし、右四、〇〇〇劑以外は全額本會にて負擔してゐる。

投薬数	昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
本會負擔額	昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
	六、七三四劑	一四、三三四劑	六、八二劑
	三六圓	七六圓	三六圓

(ハ) 其他の諸救助

主として無料宿泊所宿泊者に對する救助或は歸郷旅費埋葬費の給與を行ふ。

救助件数	昭和三十三年度	昭和三十二年
	二八件	三七件

給與金額 一六圓 五八圓

(2) 失業保護事業

(イ) 就勞斡旋

前述せる如く、昭和四・五年の交より不況の深化するに伴ひ、要救済失業労働者数の増大は本會の事業をして失業保護に重點を置くに到らしめ、昭和五年度以降公營土木工事への人夫供給を中心とする就勞斡旋に努力することとなり、昭和十三年度に於ては左の如く、延一二五、四二八人を斡旋就勞せしめ、賃銀の即時拂を行つた。

供給先	延人員	延人員	延人員
土木課、工務課等 (線替拂)	九八、四八六	四七〇	六五九
松ヶ崎淨水場、職上導水管 (直接拂)	二六、九四一	九四一	三四一
計	一二五、四二八	〇〇〇	〇〇〇

(ロ) 勞務者保護

本會供給の人夫にして業務上負傷若くは死亡せる者に對し見舞金或は弔慰金を贈り勞務者に宿泊又は食餌を給し、旅費を貸與する等、勞務者の保護に努めてゐる。

弔慰金、見舞金	昭和三十三年度	昭和三十二年	昭和三十一年度
件数	六件	七件	一八件

贈與金額

四四圓

八四圓

二七二圓

(ハ) 信用保證

職業紹介所の紹介により雇入れられたる使傭人に就き其雇主に對し信用保證契約をなし、萬一雇主が其使傭人の爲めに損害を被れる場合、一定限度内に於て損害を賠償し、求職者が身元保證人を得難き爲め就職の機会を逸することなからしめんとするもので、昭和十二年二月一日より實施しつゝある。

信用保證成績

契約件数	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度
甲種 (保證金壹圓賠償限度百圓)	一五一件	三〇四件	五五件
乙種 (保證金五十錢賠償限度五十圓)	七十八件	一、一〇件	一六六件
賠償件数及金額	五件(一五二圓)	九件(二一七圓)	

(ニ) 勞務者健康相談事業

本市に於ける登録勞働者並に職業紹介所を経て就職せる勞務者の爲め、疾病を豫防し健康の増進を計り以て失業の防止に資するべく、昭和十二年七月一日より舊市立中央・七條兩職業紹介所樓上に於て(二ヶ月六回)、勞務者健康相談事業を開始し疾病者に對しては市醫師會・同齒科醫師會・府藥劑師會の協力により輕費治療をも併せ行つたのであるが、職業紹介所の國營移管に伴ひ昭和十三年六月三十日限本事業を打切つた。

勞務者健康相談事業成績

(昭和十三年度自四月至六月)

實施回数 三六回

取扱人員 延 一九一人
 延 一四一人
 取扱人員 延 一四一人

(三) 兒童保護事業

(イ) 兒童健康相談

昭和十一年一月より津田榮太郎氏の寄附金を以て伏見公會堂内に兒童健康相談所を開設、毎週金曜日に一回之を開き利用者の便に資してゐる。

實施成績

	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度
實施回数	五一回	五〇回	五一回
取扱人員	(實) 二五七人 (延) 五一一人	(實) 三〇四人 (延) 七一二人	(實) 三九〇人 (延) 八一九人
投薬處置件数	(投) 三四二件 (處) 一八七件	(投) 五七四件 (處) 一八七件	(投) 六二三件 (處) 九七件

(ロ) 牛乳配給

昭和八年十月より市設隣保館五ヶ所(養正、錦林、辰巳を除く)に牛乳配給所を設け、区域内乳幼児に對し牛乳の配給を行ひつゝある。

供給數 (二本合一合入)

供給數	昭和十三年度	昭和十二年度	昭和十一年度
無料供給	六〇元本	五、六三本	三、二六本
京都市市民共済會			一〇三

(4) 隣保事業—紫野隣保館

山下達雄氏の寄附金により、上京第五、六方面委員会の協力を得、紫野上緑町に建設、昭和十一年九月より事業を開始した。同館事業の主なるものは、隣保事業、方面事業、幼児保育、兒童健康相談、輕費診療、其他一般教化事業にして、上京第五、六方面委員会主として經營に當る。

二、京都兒童保健協會

本市内に於ては兒童の保健保護施設は多數存在するも之等の連絡統制に當るべき適當なる機關なく、各自の立場より任意に經營せられ活動の範圍、運營の方法等改善を要すべき點點からず、此等の缺陷を是正し兒童保護事業機關の連絡を計り有機的活動を促進するは其の機能増進上緊要なるを以て市社會課及兒童院の斡旋の下に昭和十年六月同種事業をなしつゝある左記諸團體により京都兒童保健協會の結成を見たのである。

京都兒童保健協會々員名簿

(順序不同)

名 稱	電 話	所 在 地
日本赤十字社京都支部	西二九〇六八	上京區新町出水上ル
財團法人京都府社會事業協會	西六二六〇一	京都府廳社會課内
愛國婦人會京都支部	上二六二五	左京區九太町通川端
京都市聯合婦人會	西五三〇〇	上京區紫野郷ノ上町

名 稱	電 話	所 在 地
復 活 學 園	西二一七六	上京區紫野御所田町七三
大日本佛教慈善會財團	下五八六	下京區堀川通花屋町下ル門前町一
恩賜財團濟生會京都府病院社會部	西六〇六六	上京區紫野雲林院町一五
平 安 德 義 會	上三三二二	左京區岡崎最勝寺町
平 安 養 育 院	上三〇九五	上京區鞍馬口通寺町東入
知 恩 院 社 會 課	祇 三三五	東山區林下町知恩院内
眞宗本願寺派本願寺社會部	下三四〇	下京區堀川通本願寺執行所内
眞宗大谷派本願寺社會課	下二〇四	下京區烏丸通大谷派宗務所内
京 都 市 民 共 濟 會	上三三〇〇	京都市役所社會課内
京 都 市 兒 童 院	壬生二〇〇八	上京區竹屋町通千本東入
京 都 市 齒 科 醫 師 會	西 九六〇	上京區竹屋町通智惠光院東入
普 及 福 音 教 會		左京區聖護院東町一〇
左 京 方 面 聯 合 委 員 會	上六一〇〇	左京區百萬遍境内左京方面會館
山 階 學 區 方 面 委 員 會	上二〇二〇	東山區山科西野大手先町山科吏員派出所内
右 京 區 方 面 聯 合 委 員 會	嵯峨六五〇	右京區梅津中村町右京隣保館内
上 島 羽 羽 學 區 方 面 委 員 會	(呼出)下 四九〇	下京區上島羽村山町上島羽隣保館内
吉 祥 院 學 區 方 面 委 員 會	下二八六三	下京區吉祥院政所町吉祥院隣保館内

附錄ノ二

一、市勢一般

二、社會課所管社會事業施設一覽

三、社會課所管外社會事業施設一覽

四、市設以外の市内社會事業施設一覽

一、市勢一般

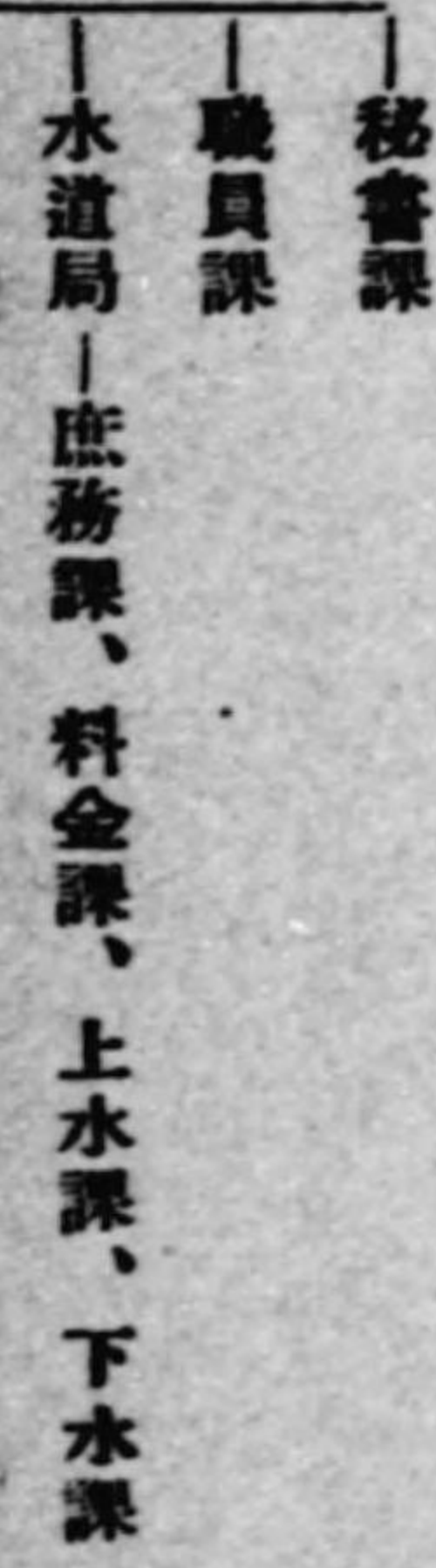
(1) 面積及人口 (昭和十四年十月一日推計)

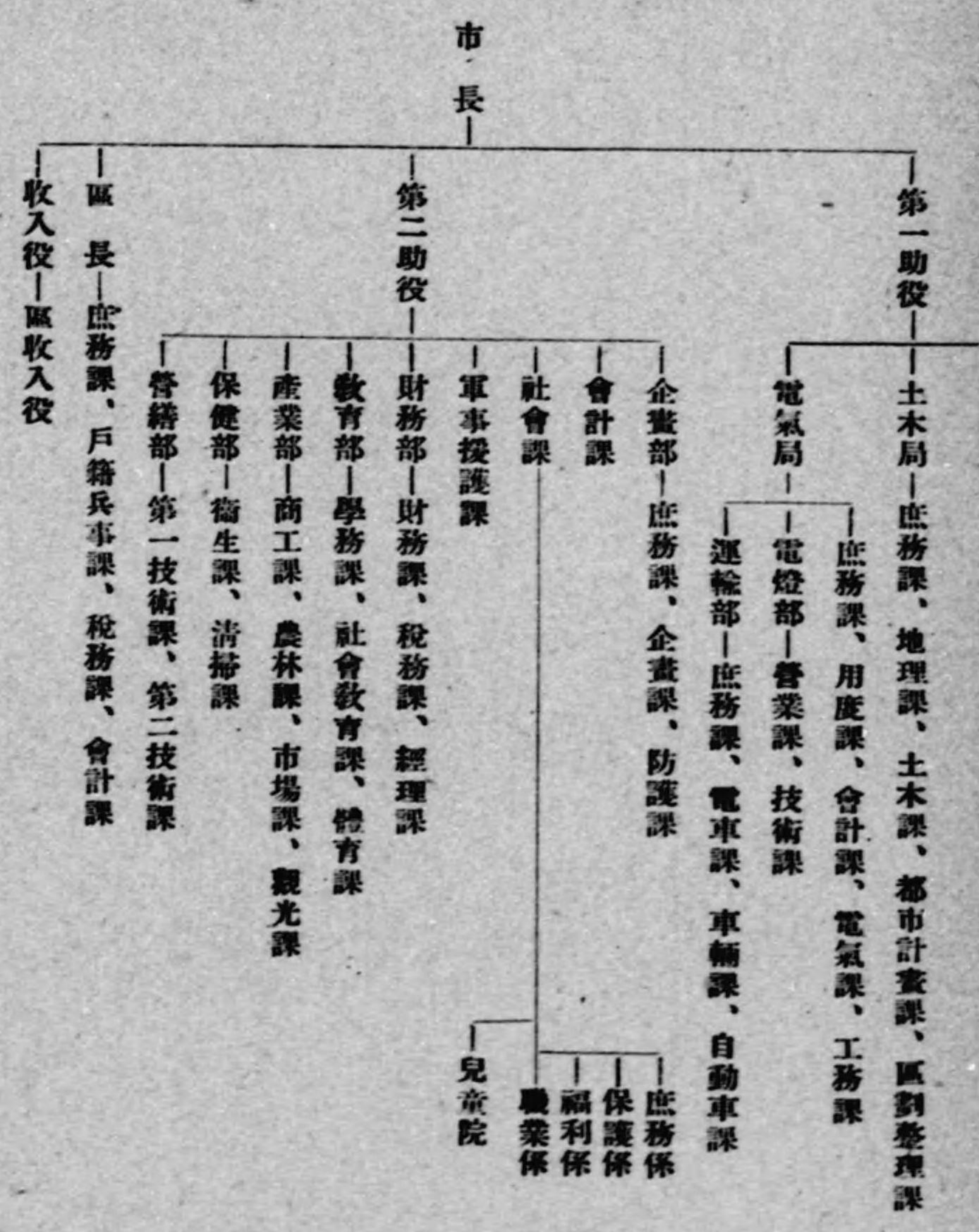
京都市推計人口及世帯數 (一四、一〇、一四現在)

市 區 名	面 積	現 在 人 口		世 帯 數	前 年 比 較 增 減		一 世 帯 當 人 口	一 方 軒 當 人 口 密 度
		總 數	男 性		女 性	人 口		
京 都 市	二八・五	一、二七、三〇〇	六〇三、七〇〇	五七〇、五〇〇	一七、八〇〇	三、六〇〇	四、八一〇	四、〇〇八
上 京 區	四・〇	一八二、三〇〇	一〇〇、七〇〇	八二、六〇〇	四、八〇〇	一、一〇〇	四、七九〇	六、三〇〇
左 京 區	三・三	一三三、五〇〇	六六、〇〇〇	六六、五〇〇	二、三〇〇	〇	四、六七〇	四、三三〇
中 京 區	七・五	一九四、七〇〇	一〇六、三〇〇	八八、四〇〇	二、〇〇〇	〇	五、三三〇	三、九〇〇
東 山 區	三・七	一三三、三〇〇	六八、〇〇〇	六五、三〇〇	六、〇〇〇	〇	四、五三〇	三、四〇〇
下 京 區	一八・〇	三三三、五〇〇	一三三、八〇〇	二〇九、七〇〇	三、一〇〇	六〇〇	四、九八〇	三、三三〇
右 京 區	九・六	二二〇、〇〇〇	一一〇、三〇〇	一〇九、七〇〇	二、五〇〇	〇	四、五八〇	九三〇
伏 見 區	五・七	一六九、〇〇〇	八八、〇〇〇	八一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	四、六〇〇	一、九〇〇

(2) 行政組織

市勢一般





二 社會課所管社會事業施設一覽

(注)ハ用地費ヲ含ム
(改)ハ改築費・増ハ増築

事業種別	施設名稱	事業開始年月	建物區別	敷地面積	概坪	建設費	備考	
貸與住宅	醍醐和光寮	昭和十三年七月一日	木造平家建 一〇一戸	一、〇八一坪	一〇一坪	三五、六〇九	敷地中二九六・三元坪ハ住宅組合ニ貸與ス	
	新町頭市營住宅	大正九年十月	木造二階建 一〇一戸	四、三八六	一、三三六坪	三五、三五〇	敷地中二九六・三元坪ハ住宅組合ニ貸與ス	
	御前通市營住宅	大正十年一月	木造二階建 八三戸	二、六七六	九三三・三三〇	二八、七四四	敷地中二六六・七四坪ハ住宅組合ニ貸與ス	
	田中市營住宅	大正十年一月	木造二階建 二五戸	二、二四〇	三八七〇	一一、六七三	敷地中二六六・七四坪ハ住宅組合ニ貸與ス	
	東福寺市營住宅	大正十年五月	木造二階建 四〇戸	二、三三六	四、一〇〇	一一、〇〇〇	敷地ハ借地ナリ	
	北白川市營住宅		木造平家建 一戸	一、六〇〇	六・三三〇		大正七年北白川村編入ノ際引繼グ	
	供給住宅	紫竹住宅	昭和三年十月	木造二階建 一〇八戸	五、〇九九	一、四二六坪	四六、八〇〇	
		無料宿泊所	昭和八年二月	木造二階建	四七・〇〇	一、三二二坪	一八、九六六	敷地ハ借地ナリ
			大正五年八月	浴室鐵筋コンクリート造其他木造平家建	三〇〇〇	(延)一八四・三〇	三七、六三三	昭和九年風害ヲ被リシ爲改築ス
	公設	養正公設浴場	大正五年八月	浴室鐵筋コンクリート造其他木造一部二階建	五三三・〇〇	二七・四九	五、六三八	昭和九年年度ニ浴室ノ改築
錦林公設浴場		昭和三年五月	鐵筋コンクリート造平家建	一六六・六三	五五・〇〇	三三、〇〇〇		

社會課所管社會事業施設一覽

産 授	屋 賃 益 公	公 設 食 堂	場 浴
五條授産分場	中央授産場	伏見公益質屋	竹田公設浴場
昭和七年十月	大正五年四月	昭和四年十月	昭和九年二月
木造平家建	鐵筋コンクリ ト造三階建	倉庫(木造) 其他木造二階	浴室鐵筋コン クリト造其 他木造一部二 階建
三六・元	一〇〇・元	七〇・元	九・〇〇
五九・〇〇〇	一六〇・八	三三・元	六〇・〇〇
二、二〇〇	〇	〇	〇
七年四月本市ニ移管昭和九年風害ヲ被リシ爲擴張改築ス	市立職業紹介所ノ擴張移管ニ依リ舊市立中央職業紹介所ヲ移轉昭和十三年八月模倣替ヲ行ヘリ	昭和六年四月一日本市へ移管昭和十四年五月十八日現在地ニ新築移轉セリ	敷地ハ借地 ナリ 敷地六坪六 分六厘ハ借 地ナリ 敷地ハ無償借地

業 事 保 障	業 事	母性並ニ 兒童保護	業 事
辰巳障保館	東山授産場	兒 童 院	西院授産分場
昭和七年四月	昭和七年十月	昭和六年九月	昭和七年十月
木造平家建	木造二階建	鐵筋コンクリ ト造三階建 静養室其ノ他 木造平家一部 二階建	木造二階建
三六・元	一〇〇・〇〇	一〇〇・元	二〇・〇〇
五九・〇〇〇	三〇・八〇〇	三〇・元	一八・〇〇〇
二、二〇〇	〇	〇	〇
七年四月本市ニ移管昭和九年風害ヲ被リシ爲擴張改築ス	昭和八年増 昭和十年増 昭和十四年五月新築 大正十四年五月新築 大正十三年三月新築	昭和八年増 昭和十年増 昭和十四年五月新築 大正十四年五月新築 大正十三年三月新築	借家ニテ行フ 借家ニテ行フ 借家ニテ行フ 敷地ハ借地

社會課所管外社會事業施設一覽

相法 談律	中央 談所	中央 無料法律相 談所	大正九年四月	昭和四年五月
中央 無料法律相 談所	中央 無料法律相 談所	中央 無料法律相 談所	大正九年四月	昭和四年五月
七條 無料法律相 談所	七條 無料法律相 談所	七條 無料法律相 談所	大正九年四月	昭和四年五月
七條 無料法律相 談所	七條 無料法律相 談所	七條 無料法律相 談所	大正九年四月	昭和四年五月

三、社會課所管外社會事業施設一覽

(イ) 軍事授護課所管

名 稱	所 在 地	設立年月	建設費	定收 員容	電 話	最寄交通機關
花園銃後託兒所	花園與南町花園公設市場東側	昭和一二・二	六、五〇〇	五〇人	西 八〇三	市電西ノ京圓町
深草銃後託兒所	深草藤ノ森町歩兵第九聯隊西側	昭和一二・二	六、五〇〇	五〇	伏 二〇七	京阪師團前
九條銃後託兒所	九條春日町九條第二小學校北側	昭和一二・二	六、五〇〇	五〇	下 八〇三	市電九條車庫前

(ロ) 産業部市場課所管

名 稱	所 在 地	設立年月	建設費	店舗數	電 話	最寄交通機關
七條市場	下京區新町七條下ル東	大正 七・九	三、〇〇〇	三	下 三三〇五	市電七條西洞院
北野市場	上京區中立賣七本松東	大正 七・九	五、六〇〇	三	西陣 一三〇	市電中立賣七本松
川端市場	左京區川端丸太町上ル	大正 七・九	三、三〇〇	三	上 三三〇三	市電丸太町橋東詰

名 稱	所 在 地	設立年月	建設費	店舗數	電 話	最寄交通機關
新町頭市場	上京區鞍馬口新町東入長乘西町	大正 八・二	四、三九	三九	西陣 三五三	市電烏丸鞍馬口
壬生市場	中京區千本四條南入	大正 八・三	三、〇〇〇	三〇	壬生 三三三	トロボス千本坊城
正面市場	東山區川端正面上ル	大正 八・三	二八、〇〇〇	三〇	祇園 五三〇	市電七條大橋
丹波橋市場	伏見區伏見丹波橋東大文字町	大正 一三・四	四、六三三	三三	伏見 五三三	市電伏見線丹波橋
八條市場	下京區西九條寺ノ前町	昭和 二・三	三、五三三	三九	下 三三〇六	市電八條大宮
下鴨市場	左京區下鴨中河原町	昭和 三・二	三、六九	三三	上 三三〇九	バス下鴨一本松
船岡市場	上京區紫野藤ノ森町	昭和 三・二	三九、九三	三三	西陣 三三〇	市電大徳寺前
田中市場	左京區田中門前町	昭和 三・九	二、〇〇七	三〇	上 四〇〇八	市電田中關川町
花園市場	右京區花園木辻南町	昭和 一〇・九	四〇、八九	三九	西陣 七〇〇	市電西ノ京圓町
嵯峨市場	右京區嵯峨折戸町	昭和 一〇・九	三〇、五九	三七	嵯峨 六三三	嵐電車折
山科市場	東山區山科安朱南屋敷町	昭和 一三・一	三、五七五	三三	山科 三九七	京津電車山科
上賀茂市場	上京區上賀茂北大路町	昭和 一三・二	三、七三七	一六	上 五五五	バス上賀茂終點
修學院市場	左京區一乘寺里ノ西町	昭和 一四・八	三〇、三九六	二五	山端 一六〇	敷電一乘寺

(ハ) 保健部衛生課所管

名 稱	所 在 地	設立年月	電 話	最寄交通機關	備 考
多野療養所	右京區音戸山ノ茶屋町	大正 九・二	西陣 一五三	嵐電鳴瀧	

所 療 治 ム ー ホ ラ ト	第一トラホーム治療所	第二トラホーム治療所	第三トラホーム治療所	第四トラホーム治療所	第五トラホーム治療所	第六トラホーム治療所	第七トラホーム治療所
所在地	下京區東七條川端町	東山區三條大橋東三丁目下長光町	左京區田中馬場町	上京區野東之町	中京區西ノ京新建町	伏見區竹田狩賀町	左京區鹿ヶ谷高岸町
開設年月	大正九・七	大正一〇・六	大正一〇・六	昭和四・六	昭和五・五	昭和六年四月深草町ヨリ移管	昭和一〇・三
電話	市電河原町鹽小路	市電東山三條	市電敷電前	市電北大路千本	市電北大路三條	市電伏見線榊鼻	市電岡崎東天王町
最寄交通機關	診察時間 自午後三時半 至午後五時半						

四、市設以外の京都市内社會事業施設一覽表

(〇印ヲ附セルハ社會事業法適用ヲ受クル團體ナリ)

A 社會行政機關

名	稱	所 在 地	事業要目	經營組織	設立年月	電 話	最寄交通機關
京都府學務部社會課		上京區下立賣通釜座東府廳内			大正九・八	西陣三三三	市電府廳前

B 社會事業機關

方 面	名 稱	所 在 地	事業要目	經營組織	設立年月	電 話	最寄交通機關
方	○上京區第一方面聯合事務所	中京區千本九太町、第二社會館内	方面事業	京都府	大正九・九	壬生 二九	市電千本九太町
	○上京區第二方面聯合事務所	上京區五辻通七本松西入上ル、西陣保内	同	同	大正九・九	西陣 三三	市電千本今出川
	○上京區第三方面聯合事務所	上京區小川通寺之内上ル、西陣方面會館内	同	同	大正九・九	西陣 七三	市電今出川堀川
	○上京區第四方面聯合事務所	同	同	同	大正九・九	西陣 七三	同
	○上京區第五方面聯合事務所	上京區紫竹上線町四九、紫野保内	同	同	大正一三・〇	西陣 七三	市電大徳寺前
	○上京區第六方面聯合事務所	同	同	同	昭和七・四	西陣 七三	同
	○中京區第一方面聯合事務所	中京區千本通九太町西入、第二社會館内	同	同	大正九・九	壬生 二九	市電千本九太町
	○中京區第二方面聯合事務所	同	同	同	大正九・九	壬生 二九	同
	○中京區第三方面聯合事務所	同	同	同	大正九・九	壬生 二九	同
	○下京區第一方面聯合事務所	下京區八條夷馬場町、大内診療所内	同	同	大正九・八	〇九三〇	市電七條壬生道
	○下京區第二方面聯合事務所	下京區東七條上之町、第五社會館内	同	同	昭和四・七	〇八五	市電河原町鹽小路
	○下京區第三方面聯合事務所	下京區八條夷馬場町、大内診療所内	同	同	大正九・八	〇九三〇	市電七條壬生道
	○下京區第四方面聯合事務所	下京區八條通大宮西入、東寺境内	同	同	大正九・七	三三七	市電大宮八條
	○下京區第五方面聯合事務所	同	同	同	昭和六・四	三三七	同
	○東山區第一方面聯合事務所	東山區新橋通七條下ル、第一社會館内	同	同	大正九・九	祇園 九一	市電七條大橋
	○東山區第二方面聯合事務所	東山區新橋通東大路東入、林下町、第七社會館内	同	同	大正九・九	祇園 一四〇	市電東山古門前
	○東山區第三方面聯合事務所	同	同	同	大正九・九	祇園 一四〇	同
	○左京區第一方面聯合事務所	左京區百萬遍左京方面會館内	同	同	大正九・九	上 六二〇	市電百萬遍

市内社会事業施設

種別	名	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最寄交通機關
他	京都府社会事業協會	府廳社会課内	社会事業一般	財団法人	昭和二〇	西陣 三三	市電府廳前
其	京都府社会事業協會	中京區丸太町七本松、施樂院内	社会事業、研究、雜誌發行	財団法人	昭和二〇	西陣 六九	市電丸太町七本松
	京都佛敎社会事業協會	善長寺内	社会事業調査研究、會員相互、連絡提携	同	昭和二二	西陣 六九	市電新京極
	知恩院社会課	東山区新橋東大路東入林下町	同	同	大正二〇	祇園 三三	市電古門前
	本派本願寺社会部	下京區堀川通本願寺執行所内	同	同	大正二〇	下 三三	市電七條堀川
	大谷派本願寺社会課	下京區烏丸通七條上ル、大谷派宗務所内	同	同	大正二〇	下 三三	市電烏丸六條
	同志社大学社会事業學會	上京區今出川通今出川御門前	同	同	昭和八	上 三三	市電今出川御門前
	京都佛敎徒方面委員會	東山区四條通大和路東	同	同	昭和七	祇園 三三	市電四條堀手
	京都市市民共濟會	市社会課内	同	同	上 三三	三〇〇	市電河原町御池
	京都府融和團體聯合會	府廳社会課内	同	同	大正二二	西陣 三三	市電府廳前
	京都府聯合保護會	東山区山科町東野四〇	同	同	大正二二	山科 三三	市電府廳前
	京都府敎化團體聯合會	府廳學務課内	同	同	大正二二	西陣 三三	市電府廳前
	京都府聯合婦人會	同	同	同	昭和二三	西陣 三三	同
	京都市聯合婦人會	同	同	同	昭和二三	西陣 三三	同
	京都市聯合婦人會	上京區紫野郷之上町一一	同	同	大正九三	西陣 三三	市電千本十二坊

C 一般救護事業

種別	名	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最寄交通機關
	崇仁學區方面事業後援會	下京區東七條上之町二五、第五社会館内	同	財団法人	昭和三五	下 〇八五	市電河原町變小路
	深草學區方面事業後援會	伏見區深草直連橋三丁目、深草吏員派出所内	同	會員組織	昭和三五	伏見 三七	京阪御園前

D 軍事援護事業

種別	名	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最寄交通機關
養老	京都養老院	伏見醍醐上ノ山町	養老	佛敎護國	大正二〇	醍醐 一〇	京阪六地藏
	前川養護所	上京區蘆山寺智惠光院西上ル	同	同	昭和七七	上 〇	市電千本寺ノ内
	西陣警察署人事相談所	上京區上長者町智惠光院東、西陣警察署内	人事相談	團體經營	大正二〇	西陣 三三	市電中立賣智惠光院
	七條警察署人事相談所	京都府前七條警察署内	同	同	大正二七	下 七	市電七條烏丸
	第三社会館特別人事相談所	上京區五辻通七本松、西陣區保館内	同(映畫俳優志願者ニ對スルニ)	同	昭和三八	西陣 三三	市電千本今出川
	本願寺人事相談所	下京區油小路通七條上ル、大日本佛敎慈善會財團内	同	同	大正二〇	下 三三	市電七條堀川
	第一社会館法律相談所	東山区新橋東大路東入林下町	法律相談	同	大正二四	祇園 九二	市電七條大橋
	第三社会館法律相談所	上京區五辻通七本松、西陣區保館内	同	同	昭和三八	西陣 三三	市電千本今出川
助産	俱一會	下京區間之町通五條下ル大津町	助産、遺族慰安、行旅病人救護	會員組織	大正二二	下 六三三	市電烏丸五條

市内社会事業施設

種別	名	所在地	事業要目	経営組織	設立年月	電話	最寄交通機關
	再生授産所	下京區高倉五條下ル	衣服再生	社会事業	昭和二三	下 三三六	市電河原町五條

市内社會事業施設

種別	名	所在地	事業要目	組織組織	設立年月	電話	最寄交通機關
軍	京都傷痍軍人厚生會	上京區中立賣小川東入	軍需品縫製義手義足 和裁洋裁	財團法人厚生會 京都府人會	昭和二三・三	西陣 七五〇	市電堀川中立賣
軍	愛國婦人會授産場	左京區川端丸太町	傷痍軍人保護 一般軍事保護	財團法人愛國婦人會 京都府人會	昭和二三・三	上 一五〇	市電川端丸太町
軍	大日本傷痍軍人會京都府支部	上京區今出川大宮上ル	傷痍軍人保護 一般軍事保護	財團法人大日本傷痍軍人會 京都府人會	昭和二三・三	西陣 三三〇	市電今出川大宮
軍	恩賜軍人授産會京都府支部	上京區下立賣新町西入府廳社會課内	傷痍軍人保護 遺兒育英	財團法人恩賜軍人授産會 京都府人會	昭和二三・三	西陣 六〇〇	市電府廳前
軍	京都愛宕郡八瀬村	京都府愛宕郡八瀬村	傷痍軍人保護 遺兒育英	京都府人會	昭和二三・三	上 三三〇	市電八瀬
軍	傷痍軍人京都小學校教員養成所	左京區下鴨森本町	小學校教員養成所 一般軍事保護	財團法人傷痍軍人會 京都府人會	昭和二三・三	上 三三〇	市電八瀬
軍	傷痍軍人京都小學校教員養成所	上京區小山大野町三〇	小學校教員養成所 一般軍事保護	財團法人傷痍軍人會 京都府人會	昭和二三・三	西陣 三三〇	市電北大路新町
軍	京都市銃後奉公會	中京區河原町御池市役所 軍事保護課内	一般軍事保護	財團法人銃後奉公會 京都府人會	昭和二三・三	上 三三〇	市電河原町御池

E 經濟保護事業

種別	名	所在地	事業要目	組織組織	設立年月	電話	最寄交通機關
住宅	京都府小住宅	下京區西九條柳ノ内町	住宅貸與、教化	京都府	大正二二・二		市電九條車庫
住宅	京都府社會事業協會住宅	下京區東九條山王町	住宅貸與、融和教化	財團法人社會事業協會 京都府人會	大正二二・六		市電京都驛南口
泊護	田中セツルメント	左京區田中西河原町二八二	無料泊泊	加茂川社 會事業團	昭和 〇・〇		市電敷島前
公設浴場	東三條公設浴場	東山區東三條長光町	公設浴場	財團法人東三條公設浴場 會事業團	大正二〇・九		市電東山三條
公設浴場	鷹野公設浴場	上京區鷹野北町	公設浴場	財團法人鷹野公設浴場 會事業團	大正二二・八		市電千本北大路
公設浴場	西三條公設浴場	中京區三條通千本西入	公設浴場	財團法人西三條公設浴場 會事業團	大正二三・七		市電西大路三條

F 失業保護事業

種別	名	所在地	事業要目	組織組織	設立年月	電話	最寄交通機關
公益質屋	西陣公益質屋	中京區千本通丸太町西入、 第二社會館内	公益質屋	財團法人西陣公益質屋 會事業團	大正二三・三	西陣 二二九	市電千本丸太町
小通	京都府社會事業協會生業資金貸付制	府廳内	生業資金貸付	財團法人社會事業協會 會事業團	昭和 五・八	西陣 三三	市電府廳前

種別	名	所在地	事業要目	組織組織	設立年月	電話	最寄交通機關
授産	第二社會館授産所	中京區千本通丸太町西入、 第二社會館内	被救護者ニ對スル授産 和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	財團法人第二社會館 會事業團	昭和 八・六	西陣 一三九	市電千本丸太町
授産	愛國婦人會京都府支部授産所	左京區川端丸太町上ル	和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	財團法人愛國婦人會 會事業團	昭和 八・〇	上 一五〇	市電川端丸太町
授産	改進經濟更生會	伏見區深草加賀屋敷町	和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	改進經濟更生會	大正 三・三	(呼出) 七九 (呼出) 七九	市電椿鼻
授産	共立自治會	伏見區竹田狩野町	和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	共立自治會	大正 三・三	伏見 七九	市電府廳前
授産	京都府廳保護院	上京區釜座下立賣下ル、 學校内	和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	京都府廳	大正 三・三	西陣 三三〇	市電京都驛前
授産	鐵道保養院關西分院	京都驛前	和裁授産及講習 人夫供給並土木請負ニヨル融和事業	鐵道保養院	大正 三・三	西陣 三三〇	市電京都驛前
授産	第二社會館職業練習所	中京區千本丸太町西入	職業練習	財團法人第二社會館 會事業團	昭和 〇・〇	壬生 一三九	市電千本丸太町
授産	西陣職業練習所	上京區五辻通七本松西陣 保養館内	職業練習	財團法人西陣職業練習所 會事業團	大正 一〇・九	西陣 三三〇	市電千本今出川
授産	東九條職業練習所	下京區東九條山王町、 第六社會館内	職業練習	財團法人東九條職業練習所 會事業團	昭和 七・二	西陣 三三〇	市電東寺道
授産	衣服再生會	下京區五條通高倉西入	衣服再生	衣服再生會	昭和 三・二	下 三三六	市電河原町五條
授産	京都自在會	東山區山科勤修寺仁王堂町 一六	不具者授産	京都自在會	昭和 三・三	下 三三六	京阪バス勤修寺
信用保證	京都市市民共濟會信用保證	京都職業紹介所	求職者身元保證	京都市市民共濟會	昭和 一〇・四	下 三三〇	市電七條烏丸

市内社會事業施設

G 醫療保護事業

種別	名稱	所在地	事業要目	經營組織	設立年月	電話	最寄交通機關
療 診	○日本赤十字社京都支部病院	東山区本町十五丁目	(無料、輕費)	社団法人	昭和九	祇園 二三	市電東福寺
	○日本赤十字社京都支部療院	上京區新町通水上ル	(無料、輕費)	同	大正 六・二	西陣 二九〇	市電烏丸下長者町
	○恩賜濟生會京都府病院	上京區紫野雲林院町一五	(無料)	恩賜財團	昭和 四・七	西陣 六六六	市電大德寺前
	○京都施藥院協會施藥院	中京區七本松通丸太町	(無料、輕費)	財團法人	明治 三〇・一	西陣 六〇九	市電丸太町七本松
	○濟世病院	下京區八條通大宮西入東寺町	(輕費、無料)	個人	明治 三三・六	下 〇九	市電八條大宮
	○西陣救療所	上京區五辻七本松西入上ル	(無料)	財團法人	昭和 〇・二〇	西陣 三〇〇	市電千本今出川
	○伏見病院附屬救療所	伏見區村上町、伏見病院内	(無料)	財團法人	昭和 六・三	伏見 九八	市電大手筋
	○恩賜濟生會百萬遍診療所	左京區百萬遍 左京方面會館	夜間診療(無料)	恩賜財團	大正 三・三	上 六〇〇	市電百萬遍
	○恩賜財團濟生會大内診療所	下京區八條夷馬場町	診療(無料)	同	大正 三・三	下 四九〇	市電七條壬生道
	○恩賜財團濟生會本町診療所	東山区大和大路通七條下ル	同	同	大正 三・三	下 四九〇	市電七條大和大路
院 病 費 實 並 療 施	○恩賜財團濟生會右京診療所	右京區梅津中村町右京隣保館内	同	同	昭和 二・八	嵯峨 六五〇	嵐電太子前
	○第五社會館診療所	下京區東七條上之町	夜間診療(無料)	同	昭和 四・八	下 四八五	市電河原町豐小路
	○第七社會館診療所	東山区新橋通東大路東入	夜間(輕費、無料)	同	昭和 八・三	祇園 二六〇	市電東山古門前
	○西陣診療所	上京區五辻通七本松西入上ル	診療(輕費)	同	昭和 九・二〇	西陣 三四	市電千本今出川
	○左京方面會館診療所	左京區百萬遍知恩寺内	(輕費)	同	昭和 一〇・九	上 六二〇	市電百萬遍
	○紫野隣保館診療所	上京區紫野上條町四九	(輕費)	同	昭和 一三・三	西陣 六二〇	市電大德寺前
	○京都市齒科醫師會診療所	上京區竹屋町智恵光院東入	診療(無料)	會員組織	大正 二五・九	西陣 九〇	市電丸太町智恵光院
	○京都婦人慈善會診療所	中京區六角通東洞院西入堂ノ前町二四五	診療(無料、輕費)	社団法人	明治 三〇・五	本局 八九	市電烏丸三條
	○六條診療所	下京區油小路通七條上ル米屋町	診療(無料、輕費)	大日本佛敎慈善會	大正 二五・七	下 五六	市電七條堀川
	○紫野施藥所	上京區紫野大德寺境内	診療(無料)	財團法人	大正 一五・五		市電大德寺前

H 兒童保護事業

種別	名稱	所在地	事業要目	經營組織	設立年月	電話	最寄交通機關
設 施 養 療 病 疾 殊 特	○川越病院	上京區淨土寺馬場町三三	代用精神病院	個人	明治 二五・〇	上 二九三	市電銀閣寺終點
	○京都府西ノ京健康相談所	上京區丸太町御前通	結核早期診斷	京都府	昭和 七・〇	西陣 六六〇	市電丸太町御前通
	○京都府深草健康相談所	伏見區直達橋九丁目	同	同	昭和 九・一		京阪電車深草
	○京都府孫橋健康相談所	左京區孫橋通川端東入	同	同	昭和 二・二	上 六〇〇	市電河原町三條
	○京都府百萬遍健康相談所	左京區中門前町	同	同	昭和 三・七		市電百萬遍
	○京都府五條健康相談所	下京區中堂寺前町	同	同	昭和 四・九		市電大宮五條
	○日本癩病救濟會京都支部	左京區田中關町四二	癩病者救濟	加茂川社	昭和 五・四	上 (呼出) 七五	市電田中關町
	○社會衛生協會千本診療所	中京區千本通丸太町市立衛生試驗所内	無料腫瘍治療	會員組織	昭和 二・七	西陣 三三〇	市電千本丸太町
	○京都佛眼協會	下京區高倉通六條下ル東側	失明防止救療、無料診療委託	會員組織	大正 二・四		市電河原町六條
	○京都基督教施療院	左京區田中關町三九	診療(無料)	加茂川社	昭和 七・〇		市電田中關町

附錄ノ三 (社會課關係諸規程)

關係諸規程

- 一 千圓以下ノ豫算相互流用ニ關スル事項但シ市會、市參事會ニ付議スベキモノヲ除ク
- 一 廉一萬圓以下ノ工事(建築工事及委託工事ヲ含ム)施行ニ關スル事項
- 一 廉一萬圓以下ノ工事請負契約ニ關スル事項
- 一 廉七千圓以下ノ工所用材料購入並努力供給契約ニ關スル事項
- 一 廉五千圓以下ノ物品ノ購入、修繕、運搬、努力供給ニ關スル事項
- 一 廉三千圓以下ノ印刷ニ關スル事項
- 一 廉見積價格二千圓以下ノ不用品賣却ニ關スル事項
- 一 賣却ノ見込ナキ不用品廢棄處分ニ關スル事項但シ原價二千圓ヲ超ユルモノヲ除ク
- 一 物品保管轉換ニ關スル事項
- 一 水道給水裝置工事請負者並電氣工事請負及電氣工作物貸付營業者ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ一年以内ノ使用及貸付並繼續使用及貸付許可ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ使用又ハ貸付許可取消ニ關スル事項
- 一 營造物其ノ他ノ使用又ハ借受人ニ對スル損害賠償及原狀回復義務代行ニ關スル事項
- 一 救護法ニ依ル醫療又ハ助産ヲ爲スヘキ者ノ指定ニ關スル事項
- 一 救護法ニ依ル收容救護ヲ爲スヘキ者トノ契約ニ關スル事項
- 一 市設月賦住宅受給權讓渡ニ關スル事項

局長、部長及課長代決規程抄(昭和八年五月一日市訓令)

- 一 公設市場出品人ニ關スル事項
 - 一 中央卸賣市場仲買人及附屬營業人手數料ニ關スル事項
 - 一 中央卸賣市場卸賣人及仲買人組合規約ニ關スル事項
 - 一 水道使用條例、電氣使用條例及電車乘車料條例、乘合自動車乘車料條例ニ依ル過料處分ニ關スル事項
 - 一 幣帛供進使ニ關スル事項
 - 一 廉一萬圓ヲ超ユル工事ニ關シ道路法、河川法、市街地建築物法其ノ他取締法令ニ依ル認可、許可ニ關スル事項
- 局長、部長及課長ハ其ノ主管事務ニ付左ノ區分ニ依リ之ヲ代決スル事ヲ得但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラズ
- 課長共通代決事項
- 一 課員ノ市内及隣接都市出張ニ關スル事項
 - 一 借入ノ進退、賞罰、服務、給與及諸願届ニ關スル事項(進退ニ付テハ同、都ニ屬セサル課長ニ限ル)
 - 一 定例事務ノ上申、届、告示及報告ニ關スル事項
 - 一 例規アル事件ノ申請書、届書、報告書等ノ進達ニ關スル事項但シ副申ヲ要スルモノヲ除ク
 - 一 例規アル指令、命令、契約等ニ對スル請書ノ査閱並處理ニ關スル事項
 - 一 成規、定例ニ依ル證明附與ニ關スル事項
 - 一 免許狀、合連、傳達等ノ傳達、書換、再下附及官公署ヨリ送付ノ文書、物件等ノ傳送並領收證ニ關スル事項

輕易ナル照會、回答ニ關スル事項

- 一 其他前各號ニ準スヘキ事項
- 一 社會課長代決事項
- 一 救護法ニ依ル救護ノ開始、廢止、停止、種類、程度、方法ニ關スル事項
- 一 救護法ニ依ル埋葬、埋葬費給與並急迫セル要救護者ノ處理ニ關スル事項
- 一 市設住宅貸付並同居者承認ニ關スル事項
- 一 市設月賦住宅同居者並同居住宅内營業許可ニ關スル事項
- 一 託兒所隣保館託兒委託ニ關スル事項
- 一 託兒所並隣保館託兒諸給與ニ關スル事項
- 一 隣保館使用ニ關スル事項
- 一 授産場入所承認及取消並物件貸付許可ニ關スル事項
- 一 授産場營業者工賃並製作加工賃決定ニ關スル事項
- 一 託兒所使用料減免ニ關スル事項
- 一 授産場並兒童院使用料及手数料減免並後納ニ關スル事項
- 一 隣保館、授産場及公益質屋臨時休業、勤務時間變更ニ關スル事項
- 一 簡易食堂ノ開閉時間並飲食物ノ種類、品質及價格承認ニ關スル事項
- 一 市設浴場臨時休業承認ニ關スル事項

局長、學校長、幼稚園長代決規程抄

(昭和六年一月二十二日市訓令) 甲第二號昭和八年十一月改正)

關係諸規程

第一條ノ二 本規程ニ於テ附ト稱スルハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

- 一 兒童院 (其ノ他略)
- 一 局長ノ代決シ得ヘキ事項左ノ如シ
- 一 雇員、借入ノ命免、賞罰並給與ニ關スル事項
- 一 吏員、職員(年俸者ヲ除ク)以下ノ三日以内出張ニ關スル事項
- 一 吏員、職員(局長ヲ除ク)以下ノ請假、旅行、缺勤、除服其他諸願届ニ關スル事項
- 一 歲入金ノ測定ニ關スル事項
- 一 臨時借入ニ關スル事項
- 一 廉百圓以下ノ物品ノ購入、修繕並印刷ニ關スル事項
- 一 但シ市役所ニ於テ包括シテ購入又ハ印刷ヲナスモノヲ除ク
- 一 廉五十圓以下ノ通信運搬ニ關スル事項
- 一 廉五十圓以下ノ水道、電燈、電力、瓦斯、電話等ノ設備ニ關スル事項
- 一 廉五十圓以下ノ修繕ニ關スル事項
- 一 但シ特ニ指定シタル工事並模様替ヲ爲スモノヲ除ク
- 一 廉見積價格五十圓以下ノ不用品賣却ニ關スル事項
- 一 但シ原價百圓ヲ超ユルモノヲ除ク
- 一 廉百圓以下ノ製作品賣却ニ關スル事項
- 一 不用品賣却ニシテ賣却ノ見込ナキモノノ廢棄ニ關スル事項
- 一 但シ原價五十圓ヲ超ユルモノヲ除ク

(三) 京都市救護取扱手續(昭和七年一月一日) 市告示第三號(昭和九年十二月改正)

第一條 救護法ニ依ル救護ヲ受ケムトスルトキハ本人又ハ其ノ親族、

關係諸規程

- 緣故者ヨリ願書(第一號様式)ヲ居住地學區擔任ノ救護法第四條ニ依ル委員(以下委員ト稱ス)ヲ經テ市長ニ提出スヘシ
- 出願ニヨルニ非サルモ委員ニ於テ救護ノ必要アリト認ムルトキハ其種類、程度、方法ニ付市長ニ意見ヲ具申スヘシ
- 第二條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ速ニ實情ヲ調査シタル上救護調査(第二號様式)ヲ作成シ願書ト共ニ市長ニ進達スヘシ
- 第三條 埋葬費ノ給與ヲ受ケムトスルトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ヨリ願書(第三號様式)ヲ居住地學區擔任ノ委員ヲ經テ市長ニ提出スヘシ
- 第四條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二條ニ準シ之ヲ取扱フヘシ
- 第五條 本救護ニ關スル指令ハ願書ヲ經由セシ委員ヲ經テ出願者ニ交付ス
- 第六條 左ノ場合ニ於テ委員ハ遲滯ナク其ノ事由及意見ヲ具シ市長ニ報告スヘシ
 - 一 救護ノ廢止、停止、程度ノ増減又ハ救護ノ種類及方法等ノ變更ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキ
 - 二 被救護者ニ付資力アルコトヲ知リタルトキ
 - 三 救護ヲ受ケタル者救護ニ要シタル費用ヲ辨償スルノ資力アルニ至リタルトキ
 - 四 被救護者死亡シタル場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキ
- 第七條 願書記載ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ第一條ノ出願者又ハ之ニ代ル者ヨリ速ニ居住地學區擔任委員ヲ經テ市長ニ届出ツヘシ
- 第八條 居宅ニ於テ生活扶助ヲ受ケタル者ニ對スル救護金品ハ日額ヲ以テ出願又ハ被救護者ニ其ノ月分ヲ支給ス

- 醫療、助産及前項ニ依ラサル生活扶助ヲ受ケタル者ニ對スル救護金品ハ救護施設ノ代表者若ハ醫療、助産ニ從事シタル者ニ支給スルモノトス
 - 第九條 救護ヲ受ケタル者又ハ受ケムトスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ救護ノ停止若ハ廢止シ又ハ救護ヲ爲ササルコトアルヘシ
 - 一 救護法又ハ救護法ニ基ク命令ニ依リ市長又ハ救護施設ノ長ノ爲シタル處分ニ從ハサルトキ
 - 二 故ナク救護ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタルトキ
 - 三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ
 - 第十條 要救護者ノ急迫セル事情ニ因リ其ノ處分決定前委員ニ於テ救護施設、醫師、齒科醫師又ハ產婆ノ醫療若ハ助産ヲ受ケシムルノ必要アリト認ムルトキハ電話其ノ他適宜ノ方法ニ依リ速ニ主管課ニ届出ツヘシ
 - 前項ニ依ル醫療又ハ助産ヲ取扱ヒタル委員ハ直ニ其ノ期末ヲ市長ニ詳具スルト共ニ第一條及第二條ノ手續未済者ナルトキハ其ノ手續ヲ爲スヘシ
- 附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式略)

(四) 救護法ニ依リ醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ產婆指定ノ件 (昭和七年二月四日) (市告示 第三一號)

醫師並ニ醫師又ハ齒科醫師ノ處方箋ヲ交付シタル場合調劑ヲ受ケシムヘキ藥劑師、助産ヲ受ケシムヘキ產婆ヲ左ノ通指定ス

- 一 京都市醫師會員タル醫師
- 一 京都市齒科醫師會員タル齒科醫師
- 一 京都府藥劑師會員ニシテ京都市内ニ藥局ヲ開設セル藥劑師
- 一 京都市產婆組合員タル產婆
- 一 伏見產婆組合員タル產婆
- 一 洛西產婆組合員タル產婆
- 一 宇治郡產婆組合員ニシテ京都市内開業ノ產婆

(五) 救護法施行細則 (昭和六年十二月二十八日) (京都府令 第百三十四號) (昭和十四年十月二十一日改正)

- 第一條 市町村長ハ被救護者ニ付救護費(別紙様式第一號)ヲ作成スヘシ
- 第二條 市町村長醫療又ハ助産ノ爲醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ產婆ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示スヘシ市町村長前項ノ告示ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第三條 居宅救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル
 - 一 京都市ニ在リテハ一人一日四拾錢、一世帯一日壹圓六拾錢
 - 二 舞鶴市、東舞鶴市ニ在リテハ一人一日參拾錢、一世帯一日壹圓貳拾錢
 - 三 其他ノ市町村ニ在リテハ一人一日貳拾五錢、一世帯一日壹圓

關係諸規程

- ハ前項ノ額ヨリ之ヲ控除スヘシ
- 第四條 居宅救護ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル
 - 一 醫師ニ就キ醫療ヲ受ケタル場合
 - イ 藥治料一人一日拾參錢
 - ロ 往診料
 - 京都市内ニ在リテハ一人一回貳拾五錢
 - 郡部ニ在リテハ左記旅費ヲ支給ス
 - 車馬賃一里未満貳拾五錢一里ヲ増ス毎ニ貳拾錢ヲ加フ
 - 鐵道賃二等賃費
 - 船賃二等賃費 但シ該當無キ場合ハ其ノ實費
 - 文書料一人一回貳拾錢
 - 手術料一人一回壹圓
 - 處置料一人一回貳拾錢
 - 注射料一人一回參拾錢
 - ハ 齒科醫師ニ就キ醫療ヲ受ケタル場合
 - ニ 日本齒科醫師會健康診療料金ノ三分ノ一
 - 三 藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケタル場合
 - 調劑料一人一回五錢
 - 前項第一號手術料處置料及注射料並ニ第三號調劑料ニシテ其ノ定ムル所ニ依リ難キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都度知事之ヲ定ム
 - 第五條 居宅救護ノ場合ニ於テ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ五圓トス

- 第六條 收容救護ノ場合ニ於テ生活扶助ノ爲支出スル費用ノ限度一人一日四拾五錢トス
- 第七條 收容救護ノ場合ニ於テ醫療又ハ助産ノ爲支出スル費用ノ限度ハ左記ニ依ル
 - 一 府縣又ハ市町村ノ設置シタル救護施設ニ收容救護スル場合
 - 一人一日參拾錢
 - 二 私人ノ設置シタル救護施設又ハ適當ナル施設ニ收容救護スル場合一人一日參拾五錢
- 前項ニ依リ難キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都府知事之ヲ定ム
- 第八條 生業扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人ニ付貳拾圓トス
- 第九條 埋葬ノ爲支出スル費用ノ限度ハ拾圓トス
- 第十條 生業扶助ノ爲貸與シタル資金ハ三月以上据置キ十五日以上ノ月賦償還ノ方法ニ依ルニ非サレハ之ヲ償還セシムルニ付得ス
- 器具又ハ資料ヲ貸與シタル場合ニ於テハ貸與當時ノ價格ニ相當スル金額ニ依リ前項ニ準シ償還セシムルコトヲ得
- 第十一條 救護法施行規則(以下規則ト稱ス)第六條ノ屬書ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 一 作業ヲ課セントスル事由
 - 二 作業ノ期間
 - 三 作業ノ種類方法
 - 四 作業ノ時間
 - 五 作業ニ依ル収入並ニ其ノ處分方法
- 第十二條 市町村長ハ毎月十月及四月ノ各十五日迄ニ其ノ前月迄六月間ノ救護狀況ヲ別記様式第二號ニ依リ知事ニ報告スヘシ

- 第十三條 救護施設ヲ設置シタル者ハ毎年事業年度開始一月前迄ニ事業計畫書收支算算書ヲ事業年度終了後二月以内ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スヘシ
- 第十四條 救護施設ヲ設置シタル者ハ其ノ事業開始後直ニ事業従事者ノ氏名及履歷ノ大要ヲ知事ニ届出シヘシ
- 前項ノ届出事項ニ變更アリタルトキ亦同シ
- 第十五條 市町村長救護ニ要スル費用カ府ノ負擔ニ屬スヘキ者ノ救護ヲ爲シタルトキハ其ノ救護費帳ノ原本ヲ添附シ送附シテ其ノ旨知事ニ報告スヘシ前項ノ救護ヲ廢止シ停止シ、又ハ變更シタルトキ亦同シ
- 第十六條 市町村長救護法第二十四條ニ依リ費用ノ總管支辨ヲ爲シタルトキハ翌月十五日迄ニ計算書(別記様式第三條)及支出ニ關スル證憑書類ヲ添附シ知事ニ辨償ヲ請求スヘシ
- 第十七條 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ市町村長遺留ノ金銀ヲ以テ救護及埋葬ニ要スル費用ニ充當シタルトキハ其ノ額未ヲ知事ニ報告スヘシ遺留ノ物品ヲ賣却シテ之ニ充當シタルトキ亦同シ
- 第十八條 市町村長遺留物品ヲ競争入札ニ附セシテ賣却セストスルトキハ二人以上ヨリ見積書ヲ徵スヘシ但シ有價證券ノ賣却ニ在リテハ公定價格ニ依ルヘシ
- 第十九條 市町村長規則第十一條ニ依リ帳簿書類ヲ調査シ必要ナル報告ヲ徵シ又ハ説明ヲ求メタルトキハ其ノ額未ヲ知事ニ報告スヘシ
- 第二十條 私人ノ設置スル救護施設ニ關シ其ノ設置者又ハ其ノ長ヨリ知事ニ提出スル書類ハ其ノ所在地市町村長ヲ經由スヘシ

本令ハ昭和七年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(六) 京都市救護施設規則 (昭和十三年六月三十日市規則第十二號)

- 第一條 救護法ニ依ル救護ヲ爲ス爲本市ニ救護施設ヲ置ク
 - 第二條 本施設ハ本市内ニ於ケル精神耗弱ノ著シクシテ勞務ヲ行フニ支障アル者ヲ收容ス
 - 第三條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本規則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム
- (京都市救護施設規則ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス)

京都市護國和光寮ノ事務ニ關スル特例

(京都市訓令 甲第八號 昭和十三年五月十九日)

- 第一條 京都市護國和光寮ニ關スル事務中左記事項ハ其ノ豫算ノ範圍内ニ於テ社會課長之ヲ專決スルコトヲ得
 - 一 一廉二十圓以下ノ食料品ノ購入並ニ一廉十圓以下ノ修繕ニ關スルコト
 - 二 一廉十圓以下ノ雜費支出ニ關スルコト
 - 三 第一號及第二號ノ事項ニ關スル契約及契約ノ履行並ニ物件ノ檢收ニ關スルコト
- 第二條 前條第一條乃至第三號ノ事項ヲ專決シタルトキハ直ニ市長ニ報告スヘシ

關係諸規程

(七) 京都市護國和光寮勤務定 (昭和十三年六月十四日市長何定)

- 一 本寮關係勤務者ノ勤務時間ハ特別ノ定アルモノヲ除キ左ノ通トス但シ時宜ニ依リ社會課長之ヲ伸縮スルコトヲ得
 - 自四月一日間ハ自午前七時至十一月三十日同ハ至午後六時
 - 自十二月一日間ハ自午前八時至三月卅一日同ハ至午後六時
- 一 吏員中上席者ハ社會課長監督ノ下ニ事務ノ處理諸人ノ督勵等直接事務運管ノ任ニ當ルヘシ
- 一 吏員ハ三日ニ一日ノ割ヲ以テ宿直勤務スヘシ
- 一 但シ時宜ニ依リ社會課長之ヲ變更スルコトヲ得
- 一 傭人ハ年中無休トシ執務ニ支障ナキ限リ一ヶ月二日ノ公休ヲ與フルコトヲ得
- 一 看護人ハ收容者ノ看護ニ當リ社會課長ノ指名ニ依リ隔日一晝夜交替ノ勤務トス
- 一 雜仕婦ハ收容者ノ身廻リノ世話其ノ他ノ雜用ニ當リ一人宛輪番ニテ一時間早出一時間居残り勤務スヘシ
- 一 炊事夫ハ所定ノ食事時間ニ同ニ合フ後給ヲ調整スヘシ
- 一 所定ノ食事時間ハ社會課長之ヲ定ム
- 一 以上ノ外寮運管ニ就キ勤務上必要ナル事項ハ社會課長之ヲ定ム

(八) 京都市母子扶助取扱規程

(昭和十二年十二月二十八日) 市告示第三七六號

- 第一條 母子保護法ニ依ル扶助ヲ受ケントスルトキハ本人又ハ其ノ親族縁故者ヨリ願(書第一號様式)ヲ居住地擔當ノ方面委員(以下委員ト稱ス)ヲ經テ市長ニ差出スベシ
- 出願ニ依ルニアラザルモ委員ニ於テ扶助ノ必要アリト認ムルトキハ其ノ種類、程度、方法ニ付市長ニ意見ヲ具申スベシ
- 第二條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ直ニ實情ヲ調査シタル上扶助調書(第二號様式)ヲ作製シ願書ト共ニ市長ニ進達スベシ
- 第三條 埋葬費ノ給與ヲ受ケントスルトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ヨリ願(書第三號様式)ヲ居住地擔當ノ委員ヲ經テ市長ニ差出スベシ
- 第四條 委員前條ノ願書ヲ受理シタルトキハ第二條ニ準ジ之ヲ取扱フベシ
- 第五條 本扶助ニ關スル指令ハ願書ヲ經由セシ委員ヲ經テ出願者ニ之ヲ交付ス
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ委員ハ遲滞ナク其ノ事由及意見ヲ具シ之ヲ市長ニ報告スベシ
 - 一 扶助ノ廢止、停止、程度ノ増減又ハ扶助ノ種類、方法等ノ變更ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ
 - 二 被扶助者ニ付資力アルコトヲ知りタルトキ
 - 三 扶助ヲ受ケタル者扶助ニ要シタル費用ヲ辨償スルノ資力アルニ至リタルトキ
 - 四 被扶助者ニ對スル扶養義務者扶養ノ能力アルコトヲ知りタルトキ

- 第七條 願書記載ノ事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ第一條ノ出願者又ハ之ニ代ル者ヨリ直ニ居住地擔當ノ委員ヲ經テ之ヲ市長ニ届出ツベシ
 - 第八條 居室ニ於テ生活扶助養育扶助ヲ受ケル者ニ對スル扶助金品ハ日割ヲ以テ出願者又ハ被扶助者ニ其ノ月分ヲ支給ス
 - 醫療及前項ニ依ラザル生活扶助ヲ受ケル者ニ對スル扶助金品ハ醫療ニ從事シタル者、若ハ施設ノ代表者ニ之ヲ交付ス
 - 第九條 扶助ヲ受ケル者又ハ受ケントスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ扶助ヲ停止若ハ廢止シ又ハ扶助ヲ爲サザルコトアルベシ
 - 一 母子保護法又ハ母子保護法ニ基ク命令ニ依リ市長ノ爲シタル處置ニ從ハザルトキ
 - 二 故ナク扶助ニ關スル調査ヲ拒ミタルトキ
 - 三 母子保護法第七條ノ規定ニ依ル市長ノ注意ニ從ハザルトキ
 - 四 性行其他ノ事由ニ因リ子ヲ養育スルニ適セザルトキ
 - 第十條 要扶助者ノ急迫セル事情ニ依リ其ノ處置決定前委員ニ於テ必要アリト認ムルトキハ電話其ノ他適宜ノ方法ニ依リ直ニ其ノ旨市長ニ申出デ其ノ指示ニ從ヒ之ヲ處置スベシ
 - 前項ノ處置ヲ取扱ヒタル委員ハ直ニ其ノ願書ヲ市長ニ詳具スルト共ニ第一條第二條ノ手續未済者ナルトキハ其ノ手續ヲ爲スベシ
- 附 則
- 本規程ハ昭和十三年一月一日ヨリ施行ス
(様式略)

(九) 母子保護法ニ依リ醫師、齒科醫師、藥劑師指定ノ件

(昭和十三年一月二十七日) 市告示第一七號

本市ニ於ケル母子保護法ニ依ル被扶助者ニ醫療ヲ受ケシムベキ醫師、齒科醫師並ニ醫師又ハ齒科醫師ノ處方箋ヲ交付シタル場合調劑ヲ受ケシムベキ藥劑師ヲ左ノ通指名ス

- 一 京都市醫師會員タル醫師
- 一 京都市齒科醫師會員タル齒科醫師
- 一 京都府藥劑師會員ニシテ京都市内ニ藥局ヲ開設セル藥劑師

(一〇) 母子保護法施行細則

(昭和十二年十二月二十八日) 京都府令第七十三號
(昭和十四年十月二十一日改正)

- 第一條 市町村長ハ扶助ヲ受ケル者ニ付別記様式第一號ニ依リ母子保護法ニ依リ作成スベシ
- 第二條 市町村長醫療ノ爲醫師又ハ藥劑師ヲ指定シタルトキハ之ヲ告示スベシ
- 市町村長前項ノ告示ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ知事ニ報告スベシ
- 第三條 生活扶助及養育扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
 - 一 京都市一人一日四拾錢、一世帯一日一圓六拾錢
 - 二 舞鶴市、東舞鶴市一人一日參拾錢、一世帯一日一圓貳拾錢
 - 三 其ノ他ノ市町村一人一日貳拾五錢、一世帯一日一圓

扶助ヲ受ケル者ノ世帯ニ於テ收入アル場合ニ於テハ其ノ收入ノ額ハ前項ノ額ヨリ之ヲ控除スベシ

第四條 醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

- 一 醫師ニ就キ醫療ヲ受ケル場合
 - イ 藥治料 一人一日十三錢
 - ロ 往診料
 - 市 一人一回二十五錢
 - 町村 車馬賃四軒未満二十五錢四軒ヲ増ス毎ニ二十錢ヲ加フ
 - ハ 文書料 一 通 二十錢
 - ニ 手術料 一人一回 一圓
 - ホ 處置料 一人一回 二十錢
 - ヘ 注射料 一人一回 三十錢
 - 二 齒科醫師ニ就キ醫療ヲ受ケル場合
 - 日本齒科醫師會健康保險診療料金ノ三分ノ一
 - 三 藥劑師ニ就キ藥劑ヲ受ケル場合
 - 調劑料 一人一回 五錢
- 前項第一號手術料、處置料及注射料並ニ第三號調劑料ニシテ其ノ定ムル所ニ依リ離キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都度知事之ヲ定ム
- 第五條 入院ノ場合ニ於テ生活扶助又ハ養育扶助ノ爲支出スル費用ノ限度ハ一人一日四十五錢トス
 - 第六條 入院ノ場合ニ於テ醫療ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

關係諸規程

コトヲ得ズ

一 府縣又ハ市町村ノ設置シタル病院、産院 一人一日三十錢
二 其ノ他ノ病院、産院 一人一日三十五錢
前項ノ規定ニ依リ難キモノニ付テハ費用ノ限度ハ其ノ都度知事之ヲ定ム

第七條 生業扶助ノ爲支出スル費用ハ左ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ズ

- 一 京 都 市 一人ニ付六十圓
- 二 舞鶴市、東舞鶴市 一人ニ付四十五圓
- 三 其他ノ市及町村 一人ニ付三十圓

第八條 埋葬ノ爲支出スル費用ハ八圓以内トス

第九條 母子保護施設ヲ設置シタル者其ノ施設ノ利用ニ付使用料ヲ徵セントスルトキハ豫メ知事ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ願書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 使用料徵收ノ程度方法

二 收入豫算

三 收入ノ處分方法

第十條 母子保護施設ヲ設置シタル者ハ毎年事業年度開始一月前迄ニ

事業計畫書及收支豫算書ヲ、事業年度終了後二月以内ニ事業成績書及收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ

第十一條 市町村長ハ毎年十月十五日及四月十五日迄ニ其ノ前月迄六

月間ノ扶助狀況ヲ別記様式第二號ニ依リ知事ニ報告スベシ

第十二條 市町村長ハ扶助ニ要スル費用ガ府ノ負擔ニ屬スベキ者ノ扶助ヲ爲シタルトキハ其ノ母子保護費額ノ際本ヲ添附シ遲滞ナク其ノ旨知事ニ報告スベシ扶助ノ廢止、停止又ハ變更ヲ爲シタルトキ

亦同ジ

第十三條 市町村長府ノ負擔スル費ノ維持支辨ヲ爲シタルトキハ翌月十五日迄ニ別記様式第三號ニ依リ計算書及支出ニ關スル證書類ヲ添附シ知事ニ辨償ヲ請求スベシ

第十四條 扶助ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テ市町村長遺留ノ金銭ヲ以テ扶助及埋葬ニ要スル費用ニ充當シタルトキハ其ノ願書ヲ知事ニ報告スベシ遺留ノ物品ヲ賣却シテ之ニ充當シタルトキ亦同ジ

第十五條 市町村長遺留物品ヲ競争入札ニ附セズシテ賣却セントスルトキハ二人以上ヨリ見積書ヲ徵スベシ但シ有價證券ノ賣却ハ公定價格ニ依ルベシ

第十六條 私人ノ設置スル母子保護施設ニ關シ設置者ヨリ知事ニ提出スル書類ハ其ノ所在地市町村長ヲ經由スベシ

附 則

本令ハ昭和十三年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(一) 京都府方面委員規定

(昭和十二年一月十四日公布 京都府告示第九號)

第一章 方面委員

第一條 方面委員令第三條第二項ノ規定ニ依ル方面ハ京都市ニ在リテハ學區ノ區域トス必要アル場合ニ於テハ二以上ノ方面ヲ以テ方面聯合ヲ組織スルコトヲ得

第二條 方面委員ハ當該方面内ニ居住スル者ニシテ適當ナリト認ムル者ニ付知事之ヲ囑託ス

第三條 方面委員ノ定數ハ別表ヲ以テ之ヲ定ム

第三章 方面委員銓衡委員會

第十四條 方面委員銓衡委員會ハ委員長及委員九人ヲ以テ之ヲ組織ス

委員長ハ學務長ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ニ付知事之ヲ命ジ又ハ委囑ス

- 一 警察部長
- 二 社會課長
- 三 職業課長
- 四 社會事業主事一人
- 五 京都市助役一人
- 六 京都府方面事業後援團體役員中ヨリ一人
- 七 京都府町村長會長
- 八 京都府方面委員聯盟理事長
- 九 京都府同組合聯合會長

第十五條 委員長ハ會議ノ議長トナリ其ノ議決ヲ知事ニ具申ス

第十六條 委員會ハ委員長及委員ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

第十七條 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第十八條 委員會ニ幹事一人書記二人ヲ置ク

第十九條 方面事業委員會ハ會長及委員三十人以上ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十條 委員會ニ幹事一人書記二人ヲ置ク

附 則

本規程ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス

關係諸規程

第四條 方面又ハ方面聯合ニ方面事務所ヲ置ク

第五條 方面ニ方面常務委員一人ヲ置ク

方面常務委員ハ方面委員ノ互選ニ依リ知事之ヲ囑託ス

方面常務委員ハ方面委員ヲ代表シ事務ノ聯絡統一ヲ圖ル

第六條 方面又ハ方面聯合ニ相談役ヲ置クコトヲ得相談役ハ方面事業功勞者、學識經驗アル者其ノ他適當ナリト認ムル者ニ付知事之ヲ囑託ス

相談役ハ方面委員會又ハ方面聯合會ノ諮問ニ應ズ

第二章 方面委員會

第七條 方面委員會ハ方面委員及關係市町村長ヲ以テ之ヲ組織ス

第八條 方面聯合ニ於テハ方面聯合會ヲ開クコトヲ得

前項ノ聯合會ハ當該方面委員及關係市町村長ヲ以テ之ヲ組織ス

第九條 方面委員會ハ方面委員令第九條第三項ニ掲グル事項ノ外職務上必要ナル調査研究ヲ行ヒ又ハ方面委員ノ取扱事項ニ付協議報告等ヲ爲スモノトス

第十條 方面委員會ハ必要ニ應ジ之ヲ開ク但シ方面聯合會ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第十一條 方面委員會ハ方面常務委員之ヲ司會ス但シ方面常務委員事務故アルトキハ出席委員中ヨリ其ノ代表者ヲ互選ス

方面聯合會ノ司會者ハ關係方面常務委員中ヨリ之ヲ互選ス

第十二條 方面委員會又ハ方面聯合會ノ司會者ハ會議録ヲ作成シ會議終了後直ニ其ノ狀況ヲ知事ニ報告スベシ

第十三條 方面委員會及方面委員聯合會ニハ必要ニ應ジ方面事業關係者ヲ列席セシムルコトヲ得

昭和七年京都府告示第九百六十四號京都府方面委員設置規程及昭和六年京都府告示第五百三十號京都府方面委員會規程ハ之ヲ廢止ス

(一) 京都府方面委員執務規定

(昭和十二年一月十四日公布) 京都府告示第十號

- 第一條 方面委員ハ方面委員令第一條ノ規定ニ依リ方面委員精神ノ昂揚ニ努ムベシ
- 第二條 方面委員ハ其ノ職務執行上必要ナル技術智識ノ習得練磨ニ努ムベシ
- 第三條 方面委員ハ官公署及各種團體ト密接ナル聯絡ヲ保チ取扱上必要ト認ムル事項ハ遲滞ナク市町村長、警察署長其ノ他關係方面ニ通知スベシ
- 第四條 方面委員ハ要扶掖者ニ對シテハ常ニ懇切叮嚀ヲ旨トシ其ノ人格ヲ尊重スルト共ニ事件ノ處理ハ敏捷確實ヲ旨トシ便宜ノ措置ヲ講ズベシ
- 第五條 方面委員ハ他人ノ身上ニ關シ知リタル事項ニ付テハ秘密ヲ嚴守スベシ
- 第六條 方面委員ハ擔任地域内ニ於ケル要扶掖者ノ世帯毎ニ別記様式第一號ニ依ル方面世帯票ヲ作製シ生活狀況其ノ他必要ナル事項ヲ記入スベシ
- 前項ノ規定ニ依ル方面世帯票ハ左ノ通區分ヲ整理スベシ
 - 一 第一種世帯票 疾病其ノ他ノ事由ニ因リ現ニ自活困難ナル者

- 二 第二種世帯票 現在辛ウシテ生活シ得ルモ一朝事故ニ遭遇スルトキハ自活困難ニ陥ル虞アル者
- 方面世帯票ハ一世帯毎ニ二通作製シ一通ハ之ヲ方面常務委員ニ提出スベシ
- 第七條 方面世帯票ノ整理及取扱ニ付テハ左ノ各號ニ留意スベシ
 - 一 登錄者ニ關シ取扱ヒタル措置ハ詳細之ヲ記録シ其ノ生活狀況ニ異動アリタルトキハ遲滞ナク之ガ加除訂正ヲ爲シ方面常務委員ニ通知スベシ
 - 二 方面世帯票ハ故ナク方面事業關係者以外ニ閱讀セシメザルコト
 - 第八條 要扶掖者ノ救護又ハ其ノ自立向上ノ指導ニ付テハ左ノ各號ニ留意スベシ
 - 一 生活困難ナル者ニ付テハ其ノ原因ヲ精査シ之ガ矯正除去ノ措置ヲ講ズルト共ニ勤勞ノ習慣ヲ調致シ又ハ勤儉貯蓄ノ精神ヲ涵養ニ努ムルコト
 - 二 救護法、軍事扶助法、結核豫防法、精神病者監護法、癩癧防法其ノ他救護法規ニ依リ救護ヲ受ケ得ベキ者ニ付テハ救護ノ種類、程度、方法等ヲ調査考究シ救護ヲ戒メ救護ノ適正ヲ期スルコト
 - 三 前號以外ノ者ニ付テハ各種社會施設ト聯絡ヲ保チ適當ナル保護救濟ノ途ヲ講ズルコト
 - 四 其ノ他社會教化、戶籍整理、相談指導、職業紹介ノ幹旋等ニ努ムルコト
 - 第九條 方面委員ハ方面事業ニ關係アル社會施設ノ狀況ヲ調査研究シ

其ノ機能ヲ發揚ニ努メ擔任區域内ニ適切ナル社會施設ノ新設普及ヲ必要トスルトキハ之ニ協力スベシ

(二) 京都市設住宅貸與規程

大正九年十月十三日 市告示第一三二號 大正十二年一月改正 昭和十二年九月改正

- 第十條 方面委員ハ所定ノ門標ヲ掲ゲ執務ノ際ハ所定ノ徽章ヲ佩用スベシ
- 前項ノ門標及徽章ハ方面委員ヲ解職セラレタル場合ハ直ニ之ヲ返納スベシ
- 第十一條 方面常務委員ハ方面委員ヨリ提出スル方面世帯票ヲ方面事務所ニ保存スベシ
- 第十二條 方面常務委員ハ毎年一月及七月ニ於テ其ノ前六月前ノ當該方面ニ於ケル取扱事件ニ關シ別記様式第二號ニ依ル統計報告ヲ知事ニ提出スベシ
- 第十三條 方面常務委員ハ毎年十一月十五日現在ニ依リ別記様式第三號ニ依ル方面世帯票登錄者調ヲ作製十一月末日迄ニ知事ニ提出スベシ
- 第十四條 方面常務委員ハ當該方面ニ於ケル方面事業資金ニ關シ年度開始前ニ別記様式第四號ニ依ル翌年度ノ收支豫算書ヲ、年度終了後二月以内ニ別記様式第五號ニ依ル該年度ノ收支決算書ヲ知事ニ提出スベシ
- 前項ノ豫算ヲ變更シタル場合ハ直ニ之ヲ報告スベシ
- 第十五條 方面常務委員ハ屢方面委員相互間ノ聯絡ヲ圖ルベシ (備考様式ハ全テ之ヲ省略ス)

- 第一條 住宅ハ市住民ニシテ獨立ノ生計ヲ營ミ且同居家族ヲ有スル者ニ之ヲ貸與ス
- 第二條 住宅ハ一世帯ニ付キ二戸以上貸與スルコトヲ得ス但シ特別ノ事情アリト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 住宅ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ家族及使用者以外ノ者ヲ同居セシムルコトヲ得ス
- 第四條 住宅ノ貸賃料ハ一戸ニ付一箇月八圓以上參拾五圓以下ニ於テ市長之ヲ定ム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルベシ
- 前項貸賃料ハ居住一箇月ニ滿タサル場合ニテハ其ノ月ノ現日數ニ依リ日割ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 住宅ヲ借受ケムトスル者ハ申込書ヲ提出シ市長ノ承認ヲ受ケルコトアルベシ
- 前項ノ承認ヲ受ケタルトキハ五日以内ニ契約書ヲ提出スベシ
- 第五條ノ二 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ相當保證金ノ納付ヲ命スルコトアルベシ
- 前項ノ保證金ハ退去ノ際之ヲ返還ス但シ未納賃賃料アルトキ又ハ第十一條ノ賠償金ヲ完納セサルトキハ保證金中ヨリ之ヲ控除ス
- 第六條 借主ハ毎月二十七日迄ニ其ノ翌月分ノ賃賃料ヲ支拂フベシ
- 第七條 借主ハ市長ノ承認ヲ得ルニ非ムサレハ住宅ノ原形ヲ變更スルコトヲ得ス

關係諸規程

- 第八條 居住者ハ共同生活ノ秩序ヲ紊ル行爲ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 火災豫防其ノ他取締上必要ト認ムルトキハ居住者ノ立會ヲ得テ臨時家屋内ノ検査ヲ爲スコトアルヘシ
- 別項ノ場合ニ於テ居住者ハ其ノ立會若ハ検査ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十條 居住者本規程ニ違背シタルトキハ催告ヲ用ヒシテ直ニ契約ヲ解除スルコトアルヘシ
- 第十一條 借主退去セムトスルトキハ五日前ニ申告シ建物其ノ他附屬物ノ検査ヲ受クヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ毀損又ハ滅失シタル物アルトキハ退去前ニ其ノ賠償ヲ爲スヘシ
- 第十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

(一四) 市有住宅建設豫定地貸付ニ關スル件

(大正十一年十二月二十五日) 市告示第四一三號

- 第一條 市有住宅建設豫定地ハ市街地建築物法ノ住居地域内ニ建築スルコトヲ得ヘキ建築ノ敷地トシテノミ之ヲ貸付スルコトヲ得
- 第二條 貸付敷地ノ面積ハ一戸ニ付四十坪以内トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ六十坪迄増加スルコトヲ得
- 第三條 敷地ハ市長ニ於テ特ニ必要ト認メタルトキハ市參事會ニ諮問シ住宅組合以外ノ者ニモ隨意契約ニ依リ之ヲ貸付スルコトヲ得
- 第四條 貸付料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ納付セシム

一四四

- 第五條 敷地ノ貸付ヲ受ケタル者ハ貸付ノ日ヨリ一年内ニ建築ヲ了スヘシ但シ正當ノ事由ニ因リ市長ノ承認ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 前項ノ規程ニ違背シタルトキハ契約ヲ解除スルコトヲ得
- 第六條 本規程ニ定ナキ事項ニ付テハ市有不動産管理規程ヲ準用ス
- 第七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 第八條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一五) 住宅資金貸付規程

(大正十一年六月二十三日) 市告示第一二二六號ノ二 (昭和十一年六月二十五日改正)

- 第一條 本市ハ政府ヨリ融通ヲ受ケタル金額ノ範圍内ニ於テ住宅ノ建設又ハ取得ノ爲ニ要スル資金ヲ貸付ス
- 第二條 資金ハ市民ニシテ市内ニ於テ信用アリ且事業進行ノ見込確實ト認ムル者ノ組織スル住宅組合ニ之ヲ貸付ス
- 第三條 資金ノ貸付ヲ受ケムトスル者ハ申込書ニ左ノ調査ヲ添ヘ市長ニ提出スヘシ
 - 一 事業計畫書
 - 二 資金ノ用途明細書
 - 三 計畫地域全體ニ渉ル地均工事、通路及空地ノ配置、給水及排水設備等ニ關スル圖面
 - 四 住宅ノ配置及間取ヲ示シタル圖面
 - 五 定 款

六 出資金其ノ他收入金ノ取扱銀行若ハ郵便局預入方法

- 七 財産目録及貸借對照表
- 八 住宅組合法施行細則第七條ニ依ル知事ノ認可書
- 九 資金ノ償還方法及其ノ財源明細書
- 十 組合員ニ關スル調査
- 市長ハ前項各號ノ外必要ト認ムル書類及圖面ヲ提出セシムルコトヲ得
- 第四條 借主ニ於テ前條記載ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第五條 資金ハ住宅ノ出來形ニ應ジ之ヲ貸付ス
- 第六條 本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ハ資金ニ對スル擔保トシテ之ヲ提供セシム仍市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ相當ナル擔保ヲ提供セシムルコトアルヘシ
- 第七條 資金ノ利子ハ年率三分六厘トシ毎年二月二十五日及八月二十五日ニ各其ノ前六箇月分ヲ納付スヘシ但シ貸付ノトキハ其ノ翌日ヨリ償還ノトキハ其ノ當日迄日割計算トス
- 第八條 資金ハ貸付ノ翌年度ヨリ以後十九箇年以内ニ於テ市長ノ認ムル償還年次表ニ依リ毎年二月二十五日及八月二十五日ニ之ヲ償還スヘシ元利金ノ納付ヲ遲滞シタルトキハ納付期日ノ翌日ヨリ百圓ニ付一日金三錢ノ割合ヲ以テ延滞利子ヲ納付セシム
- 第九條 住宅ハ之ヲ火災保險ニ付スヘシ保險契約ハ市長ノ承認シタル二以上ノ會社ニ對シ同時ニ之ヲ爲スヲ要ス
- 第十條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ住宅ノ改築、修繕又ハ給水、排水設備ノ變更若ハ改修ヲ爲サシムルコトアルヘシ但シ之ニ要ス

關係諸規程

一四五

(一六) 京都市設住宅供給規程 (昭和二年十月二十三日) 市告示第四四三號

- 第一條 本市設住宅ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ月賦拂ノ方法ヲ以テ其ノ所有權ヲ取得セントスル者ニ之ヲ供給ス
- 第二條 本規程ニ於テ住宅ト稱スルハ前條ノ目的ニ供スル建物(附屬設備ヲ含ム)及其ノ敷地ヲ謂フ
- 第三條 供給スヘキ住宅並其ノ拂込金額及申込期日ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第四條 拂込ノ期間ハ十六箇年トシ其ノ金額ハ第一回拂込ニ在リテハ拂込金額ノ約十分ノ一ニ相當スル金額、第二回以後ノ拂込ニ在リテハ毎回第一回拂込金額ノ約百九十分ノ一ニ相當スル金額

トス但シ住宅ノ引渡ヲ受ケタル後五箇年ヲ経過シタルトキハ市長ノ承認ヲ得テ繰上拂込ヲ爲スコトヲ得既ニ居住者アリタル住宅ヲ供給スル場合ニ於ケル拂込期間及其ノ金額ニ付テハ別ニ市長ノ定ムル所ニ依ル

第五條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ市長ニ於テ相當ト認ムル者ニ就キ之ヲ定ム

- 一 市内ニ於テ居住ニ適スル家屋ヲ有セザル者
- 二 二年以來引續キ本市ノ住民タル者
- 三 獨立ノ生計ヲ營ミ且相當ノ資産ヲ有シ若ハ繼續的收入ノ見込アル者

四 年齢滿二十五年以上六十年未滿ノ者

第六條 住宅ノ供給ヲ受ケントスル者ハ申込期間中ニ第一回拂込金額ノ十分ノ一以上ニ相當スル保證金ヲ添ヘ其ノ旨市長ニ申込ムヘシ前項ノ保證金ハ住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ第一回拂込金ニ充當シ其供給ヲ受ケタル者ニ對シテハ之ヲ還付ス但シ其ノ申込ヲ取消シタル者及第一回拂込金ヲ納付セザル者ニ對シテハ之ヲ還付セズ

第七條 住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ハ指定ノ期日迄ニ保證人連帯ノ請書ニ第一回拂込金ヲ添ヘ差出スヘシ

第八條 前條ノ手續ヲ終了シタルトキハ當該住宅ノ引渡スモノトス

第九條 拂込金總額ヲ完済シタルトキハ當該住宅ノ所有權ヲ讓渡ス

第十條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ之ヲ管理スヘシ

第十一條 左ノ費用ハ住宅ノ供給ヲ受ケタル者ノ負擔トス

二 本規程又ハ本規程ニ基キテ爲ス市長ノ命令若ハ指示ニ違反シタルトキ

第十七條 既納ノ拂込金ハ住宅供給ノ承認ヲ取消シ又ハ供給契約ノ解除ヲ爲シタル場合ニ於テモ之ヲ還付セズ但シ繰上拂込ヲ爲シタル場合ニ於テハ之ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

第十八條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本規程ハ大正十五年(昭和元年)度ニ於テ政府ヨリ借受タル低利資金四十萬圓ヲ以テ建設スル市設住宅ニ之ヲ適用ス

(一七) 京都市設住宅供給規程施行細則

(昭和二年十月二十二日) 市告示第四四四號

第一條 京都市設住宅ノ供給ヲ受ケントスル者ハ申込書(第一號様式)

ニ調査申告票(第二號様式)戸籍謄本及官公署、會社、商店其ノ他ニ在勤スル者ニ在リテハ官公署長若ハ雇主ノ在勤證明書(第三號様式)並第一回拂込金額ノ十分ノ一ニ相當スル保證金ヲ添ヘ差出スヘシ

第二條 市長ニ於テ住宅ノ供給ヲ適當ナリト認ムル者ノ數供給スヘキ住宅ノ數ヲ超ユルトキハ受給者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

抽籤執行後住宅居住前迄ニ其ノ當籤者ニ對シ住宅供給承認ノ取消ヲ爲シタルトキハ當該住宅受給者ニ付テハ市長ニ於テ適當ト認ムル方法ニ依リ之ヲ定ム

- 一 建物ニ對スル火災保險料
- 二 住宅ニ對スル租稅其ノ他ノ公課
- 三 住宅ノ修繕費、第十四條第一項第三號ニ依ル變更工事費其ノ他必要費

前項ノ費用ハ指定ノ期日迄ニ之ヲ納付スヘシ

第十二條 住宅カ火災ニ因リ其ノ復舊修理ヲ必要トスル場合ニ於テ市ニ取得ノ火災保險金アルトキハ其ノ金額ヲ限度トシテ市ニ於テ之ヲ行ヒ又ハ其ノ金額ヲ支給シテ住宅ノ供給ヲ受ケタル者ヲシテ之ヲ行ハシムルコトアルヘシ

第十三條 住宅ハ之ヲ他人ニ轉貸スルコトヲ得ス

第十四條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者ハ市長ノ承認ヲ受ケタルニ非サレハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ス

一 住宅受給ノ權利ヲ他人ニ讓渡スルコト但シ相續ニ因ル讓渡ヲ除ク

二 家族以外ノ者ヲ同居セシムルコト

三 住宅ノ修繕其ノ他現狀ヲ變更スルコト

四 住宅内ニ於テ營業ヲ爲スコト

前項第三號ノ工事ニ付必要ト認ムルトキハ市長ニ於テ之ヲ施行スルコトアルヘシ

第十五條 住宅ノ供給ヲ受ケタル者其ノ供給契約ヲ解除セントスルトキハ六箇月以前ニ市長ニ申出テ其ノ承認ヲ受ケヘシ

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ住宅供給ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

一 拂込金ノ納付ヲ怠リタルトキ

第三條 住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者ノ差出スヘキ請書ハ第四號様式ニ依ル

第四條 供給スヘキ住宅ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 住宅ノ引渡ハ市長ニ於テ指定シタル日時ニ之ヲ爲ス

住宅ノ引渡ヲ終了シタルトキハ直ニ住宅引受明細書ヲ差出スヘシ

第六條 第二回以後ノ拂込金ハ毎月二十五日迄ニ其ノ月分ヲ納付スヘシ

第七條 住宅所有權移轉前ニ其ノ住宅ニ付火災風害其ノ他ノ災害アリタルトキ又ハ其ノ之ヲ生スルノ虞アルトキハ其ノ受給者ハ直ニ之ヲ市長ニ届出ツヘシ

第八條 規程第十四條第一號ノ行爲ニ付承認ヲ受ケントスル者ハ第一號及第二號ノ行爲ニ在リテハ其ノ事由ヲ記載シタル願書ヲ、第三號ノ行爲ニ在リテハ其ノ事由ヲ記載シタル願書ニ設計書ヲ添ヘ、

第四號ノ行爲ニ在リテハ其ノ營業ノ種類ヲ記載シタル願書ニ營業場所ニ關スル圖面ヲ添ヘ差出スヘシ

第九條 受給者其ノ供給承認ノ取消ヲ受ケ又ハ供給契約ノ解除ヲ爲シタルトキハ市長ノ指定スル期日迄ニ之ヲ原狀ニ回復シ返還スヘシ

但シ雜作ニ付テハ其ノ原狀回復ノ義務ヲ解除スルコトアルヘシ

第十條 住宅ノ所有權ハ拂込金總額ヲ完済シタル時期ニ於テ之ヲ取得ス

第十一條 相續ニ因リ住宅受給ノ權利ヲ讓受ケタル者ハ其ノ相續開始後連帶ナク保證人連署ヲ以テ其ノ旨ヲ市長ニ届出ツヘシ

第十二條 保證人ハ左ノ資格ヲ有スル者タルコトヲ要ス

一 本市民タル者

關係諸規程

二 直接國稅年額十五圓以上ヲ納ムル者
第十三條 保證人死亡シ又ハ前條ノ資格ヲ喪失シタルトキハ更ニ保證人ヲ定メ請書ヲ差出スヘシ

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略)

(一八) 京都市設供給住宅月賦拂込金
拂込猶豫ノ件 (昭和十二年九月十七日決)

京都市設住宅供給規程ニ依リ住宅ノ供給ヲ受クル者ニシテ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ其ノ月賦拂込金ノ拂込ヲ猶豫スルコトアルベシ

前項猶豫期間後ニ於テハ拂込ヲ猶豫シタル當時ノ計算ニ基キ爾後順次拂込ヲ爲スモノトス

本件施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(一九) 風害住宅復舊資金貸付規程

(昭和十年三月三十日市告示第八九號)

第一條 昭和九年九月二十一日ノ風害ニ因リ住宅ノ復舊ニ要スル資金ハ本規程ニ依リ之ヲ貸付ス

第二條 本規程ニ依リ貸付資金ハ住宅ノ建設費又ハ取得費以外ニ之ヲ

込書ニ左ノ書類ヲ添附シ之ヲ市長ニ差出スヘシ

一 借受申込者生活概況書

二 住宅建設計畫書

三 住宅建設用地計畫書

前項ノ外市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ當該書面ヲ差出サシムルコトアルヘシ

第十條 資金借受申込者中貸付承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ別紙第二號様式(一又二)ニ依リ借付證書ヲ市長ニ差出スヘシ

第十一條 前條ノ借受人ハ其ノ貸付ヲ受クルト同時ニ住宅及其ノ敷地ニ付順位第一番ノ抵當權ヲ設定スヘシ但シ其ノ敷地力自己ノ所有ニ非サルトキハ尙左ノ資格ヲ有スル連帯保證人二名以上ヲ立ツルコトヲ要ス

一 本市公民タル者

二 直接國稅年額十五圓以上ヲ納ムル者

第十二條 資金ノ借受人ハ前條抵當權設定ト同時ニ其ノ住宅ヲ資金價還完了ニ至ル迄火災保險ニ付スヘシ保險契約ハ市長ノ承認シタル會社ト之ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 資金借受ニ關シ市長ノ承認スル擔保物件ヲ提供シタル者ニ對シテハ前二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十四條 資金ノ借受人左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ直ニ返還セシメ尙之ニ因リテ生シタル損害ニ付テハ其ノ賠償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

一 住宅ノ建設費又ハ取得費以外ニ資金ノ充當ヲ爲シタルトキ

關係諸規程

充ツルコトヲ得ス

第三條 資金ハ左ノ各號ニ該當スル者ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ之ヲ貸付ス

一 本市ニ於テ獨立ノ生計ヲ營ミ將來永住ノ見込確實ナル者

二 自己所有ノ住宅ニ居住シタル者ニシテ第一條ノ風害ニ因リ其ノ住宅全潰、半潰、大破等ノ爲居住不能ト爲リタル者

三 本市内ニ於テ他ニ居住ニ適スル住宅ヲ所有セザル者

第四條 貸付スヘキ資金ハ一人ニ付金八百圓以内トス

第五條 資金貸付利率ハ年三分二厘トス

第六條 資金ハ貸付ノ翌月ヨリ十箇年間ニ月賦均等額ヲ償還スルモノトス但シ貸付後相當年月ヲ經過シタルトキハ市長ノ承認ヲ經テ繰上ケ償還ヲ爲スコトヲ得

第七條 資金ニ對スル利子ハ毎月當該年度ノ始ニ於ケル未償還元金(貸付ノ年度ニ在リテハ貸付總額)ニ對スル一箇年ノ利子相當額ノ十二分ノ一ヲ支拂フヘシ

前項ノ利子ハ貸付又ハ償還ノ場合ニ於テ一月ニ滿タサルトキハ貸付ノ月ニ在リテハ貸付ノ翌日ヨリ其ノ月末迄、償還最終ノ月ニ在リテハ其ノ月初日ヨリ支拂當日迄日割計算ニ依ルモノトス

第八條 元金及前條ノ利子ハ毎月二十七日限り其ノ當月分ヲ拂込ムヘシ但シ資金ノ貸付力二十七日以後ナルトキハ翌月分ト共ニ拂込ムヘシ

拂込ヲ遲滞シタルトキハ其ノ期日ノ翌日ヨリ延滞利子ヲ徵收ス

前項ノ延滞利子ハ百圓ニ付一日三錢トス

第九條 資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ別紙第一號様式ニ依リ借受申

二 所定ノ期日ニ元金利子ノ拂込ヲ怠リタルトキ

三 其ノ他本規程又ハ本規程ニ基キテ爲ス市長ノ命令又ハ指示ニ違反シタルトキ

第十五條 市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ住宅ノ改築修繕又ハ給水、排水其ノ他ノ設備ノ變更若ハ改修ヲ爲サシムルコトアルヘシ

前項ノ場合其ノ必要ナル費用ハ借受人ノ負擔トス

第十六條 貸付資金ノ償還ヲ完了スルニ至ル迄ノ間本資金ニ依リ建設又ハ取得シタル住宅ニ付左ノ行爲ヲ爲サントスルトキハ職メ市長ノ承認ヲ受クヘシ其ノ用地ニ付亦同シ

一 他ニ貸付スルトキ

二 現狀ヲ變更スルトキ

三 相續以外ノ理由ニ因リ讓渡スルトキ

四 擔保ニ供スルトキ

第十七條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(様式略)

(二〇) 風害住宅復舊資金貸付金償還猶豫ノ件

(昭和十二年九月十七日市告示 第二百六十號)

風害住宅復舊資金貸付規程ニ依リ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ニシテ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムル者ニ對シテハ其ノ元金及利子ノ償還ヲ猶豫シ且其ノ延滞利子ヲ免除スルコトアルヘシ

前項猶豫期間後ニ於テハ償還ヲ猶豫シタル當時ノ計算ニ基キ爾後順次

一 本市公民タル者

二 直接國稅年額十五圓以上ヲ納ムル者

第十三條 資金借受ニ關シ市長ノ承認スル擔保物件ヲ提供シタル者ニ對シテハ前二條ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第十四條 資金ノ借受人左ノ各號ノ一ニ該當スル行爲ヲ爲シタルトキハ貸付金ノ全部又ハ一部ヲ直ニ返還セシメ尙之ニ因リテ生シタル損害ニ付テハ其ノ賠償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

一 住宅ノ建設費又ハ取得費以外ニ資金ノ充當ヲ爲シタルトキ

關係諸規程

一四九

關係諸規程

償還ヲ爲スモノトス

本件施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二二) 京都市無料宿泊所規則

昭和七年九月十五日
市規則第七〇號
昭和十一年四月一日改正

第一條 本市ニ在住スル失業労働者中宿所ナキモノヲ宿泊セシムル爲
宿泊所ヲ設ク

第二條 宿泊所ハ宿泊料ヲ徴收セス

第三條 宿泊所ハ失業救済ノ爲シ生業資金貸付及輕易労働ノ取扱ヲ爲ス

第四條 宿泊並シ生業資金貸付及輕易労働ノ取扱ニ關シテハ別ニ市長之
ヲ定ム

第五條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二三) 京都市無料宿泊所宿泊規程

昭和八年二月七日
市告示第三〇號
昭和十一年四月一日改正

第一條 本所ニ宿泊セントスル者ハ本人出頭ノ上原籍、氏名、年齢並
前宿泊所、前職業及事故發生シタルトキ其ノ身柄ヲ引受クヘキ者
ノ住所氏名等必要ナル事項ヲ申出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

シ又ハ醫師ヲシテ宿泊人ヲ檢診セシムルコトアルヘシ
第八條 本所ハ宿泊人ノ請求ニ依リ宿泊中其ノ携帶品ヲ保管スルコト
アルヘシ

保管中ノ物品カ盜竊又ハ水火災等ノ不可抗力ニ因リ滅失毀損スル
コトアルモ本市ハ之カ賠償ノ責ニ任セス

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二四) 京都市無料宿泊所輕易労働取扱規程

昭和八年二月七日
市告示第三一號
昭和十一年四月一日改正

第一條 本所ハ本所ニ宿泊セル失業労働者ニシテ當日就勞スルコトヲ
得サル者ニ對シ輕易ナル勞務ヲ供スルモノトス

第二條 前條ノ勞務ヲ供スル爲シ輕易ナル手工業品ノ加工又ハ製作等ニ
付一般ノ委託ニ應ジ若ハ時宜ニ依リ本所自ラ之ヲ爲スモノトス

前項委託ノ場合ニ於ケル委託料ハ其ノ都度之ヲ協定ス

第三條 輕易労働ニ從事シタル者ニハ相當ノ賃金ヲ支拂フモノトス

第四條 輕易労働ニ要スル器具又ハ設備ハ無料ニテ之ヲ使用セシムル
モノトス

第五條 輕易労働ニ從事スル者故意又ハ過失ニ因リ器具設備製品等ヲ
滅失毀損シタルトキハ之ヲ賠償セシムルコトアルヘシ

前項ノ賠償額ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關係諸規程

第二條 宿泊ヲ承認シタル者ニハ宿泊券ヲ交付ス

第三條 宿泊申込受付時間及宿泊人退去時間左ノ如シ但シ時宜ニ依リ
之ヲ變更スルコトアルヘシ

宿泊申込受付時間 午後四時ヨリ
午後九時マデ

宿泊人退去時間

四月ヨリ九月マデ 午前八時ヨリ
午前六時マデ
十月ヨリ翌年三月マデ 午前九時ヨリ
午前六時マデ

但シ輕易労働ニ從事スヘキ者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ宿泊ヲ承認セサルコト
アルヘシ

一 虛偽ノ申込ヲ爲シタル者

二 傳染ノ虞アル疾患ヲ有スル者

三 精神ニ異常アル者

四 泥酔セル者

五 兇器、劇毒藥其ノ他ノ危險物ヲ携帶スル者

六 其ノ他管理上支障アリト認ムル者

第五條 宿泊人左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退去ヲ命スルコトアル
ヘシ

一 公安風紀ヲ紊シ若ハ素スノ虞アルトキ

二 本規程又本規程ニ基キテ爲ス命令ニ違背シ其ノ他係員ノ指
示ニ從ハサルトキ

第六條 宿泊人ハ寢室其ノ他所内ヲ清潔ニ保チ且建物其ノ他ノ物件ヲ
滅失又ハ毀損セサル様留意スヘシ

第七條 本所ニ於テ必要アリト認メタルトキハ宿泊人ノ携帶品ヲ檢査

(二四) 京都市無料宿泊所生業資金貸付規程

昭和八年二月七日
市告示第三二號

第一條 本所ハ失業ノ爲新ニ生業ニ就カントスル者ニ對シ之カ資金ヲ
貸付ス

第二條 本資金ハ左ノ各號ニ該當シ市長ニ於テ適當ナリト認ムル者ニ
限リ貸付スルモノトス

一 本所ニ相當期間宿泊シ着實ニシテ志操鞏固ナル者

二 活動ノ意志能力アルモ資力ナキ爲生業ニ就クコト能ハサル
者

第三條 本資金ノ貸付額ハ一人ニ付十圓以内トス

第四條 本資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ第一號様式ノ願書ヲ差出ス
ヘシ

第五條 出願者貸付承認ノ通知ヲ受ケタルトキハ第二號様式ノ借用證
書ヲ差出シ資金ノ貸付ヲ受クヘシ

第六條 本資金ノ貸付ニ對シテハ利子ヲ徴收セス

第七條 本資金ノ借受人ハ其ノ貸付ヲ受ケタル日ヨリ一ヶ月間擔置キ
以後六ヶ月以内ニ月掛、旬掛、日掛等償還費定表ニ基キ之ヲ償還
スヘシ

第八條 本資金借受人其ノ一部ヲ償還セントスルトキハ本所交付ノ通
帳ト共ニ現金ヲ差出シ其ノ受領印ノ押捺ヲ受クヘシ

第九條 本資金借受人ニシテ本規程ニ違背シ若ハ違背スルノ虞アリト
認ムルトキハ貸付承認ヲ取消シ即時償還ヲ命スルコトアルヘシ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關係諸規程

本規程ハ公布日ヨリ之ヲ施行ス

社會課長代決ニ關スル件 (昭和十一年四月一月決裁)

左記事項ハ局長、部長、及課長代決規程ノ改正ヲ相當トスルモ右改正ニ至ル迄社會課長ニ於テ代決シ得ルモノト相定メラレ度

- 一 無料宿泊所ニ於ケル宿泊ニ關スル事項
- 一 無料宿泊所ニ於ケル輕易勞働實施ニ關スル事項

(二五) 京都市立浴場管理規則 (大正十二年七月九日市告示第三三三號)

第一條 京都市立浴場ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ヲシテ之ヲ經營セシム

浴場並一切ノ附屬設備ハ經營者ニ無償ニテ之ヲ貸付ス

第二條 入浴料ハ左ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

- 一人一回ニ付 七歳以上ノ者 金三錢以内
- 同 上 七歳未満ノ者 金二錢以内

前項ノ入浴料ハ經營者ノ所得トス

第三條 經營者ハ貸付物件ノ滅失又ハ毀損ニ付損害賠償ノ責ニ任スヘシ但シ市長ニ於テ經營者ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ因ルモノト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條 經營者ハ市長ニ於テ相當ト認ムル保證金ヲ納付スヘシ但シ保證金カ損害ヲ賠償スルニ足ラサルトキハ之ヲ追徴ス

背シタルトキ

二 借受人ニ於テ食堂ノ經營上不適當ノ行爲アリタルトキ

三 市ニ於テ自ラ食堂ノ經營ヲ爲サントスルトキ

前項第一號又ハ第二號ニ依リ契約ヲ解除シタル場合ニ於テ市カ損害ヲ受ケタルトキハ借受人ヲシテ之カ賠償セシムルモノトス

第八條 前條第一號又ハ第二號ニ該當スルトキハ借受人ニ對シ違約金ヲ徵收スルコトアルヘシ

前項ノ違約金額ハ市長之ヲ定ム

第九條 借受人ニ對シテハ保證金及二人以上ノ保證人連帶ノ保證書ヲ提出セシムルモノトス

前項ノ保證金額、保證人ノ資格等ハ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(二七) 京都市公益質屋條例

昭和六年四月一日市條例第五五號
昭和十三年十二月二十六日改正

第一條 本市公益質屋ハ本市内ニ居住スル少額所得者ニ對シ質物ヲ徵シ資金ノ貸付ヲ爲ス

第二條 質物ハ左ノ各號ノ一ニ該當セサルモノニ限ル
一 贓物其ノ他質入シ得ヘキ權利ニ疑アルモノ
二 傳染病汚染ノ疑アルモノ
三 評價ノ容易ナラサルモノ
四 保管中著シク減價ノ虞アルモノ

關係諸規程

第五條 經營者其ノ事業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨市長ニ申出テ後繼者確定スル迄其ノ事業ヲ繼續スルコトヲ要ス

第六條 本規則施行ニ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本規則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(二六) 京都市設簡易食堂管理規程

(大正十五年三月三十一日市告示第一二二號)

第一條 市ノ施設ニ係ル簡易食堂ハ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ貸付シ經營セシムルモノトス

第二條 簡易食堂ノ貸付期間ハ三ヶ年以内トス但シ市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ繼續貸付ヲ爲スコトヲ得

第三條 簡易食堂ノ貸付料ハ一ヶ月ニ付金五十圓以内トス貸付期間ニシテ一ヶ月ニ滿タサル端數アル場合ニ於ケル貸付料金ハ日割ヲ以テ計算ス

第四條 貸付料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ徵收ス

第五條 借受人ニ於テ爲ス簡易食堂ノ經營ニ關シテハ市長之ヲ監督ス開堂ノ時間並ニ飲食物ノ種類、品質及價格ニ付テハ職メ市長ノ承認ヲ得テ之ヲ定ムルモノトス之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 貸付物件ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ不可抗力ニ因リタル場合ヲ除クノ外借受人ヲシテ之ヲ賠償セシムルモノトス

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ市長ハ何時ニテモ契約ヲ解除スルコトアルヘシ

一 借受人ニ於テ本規程又ハ本規程ニ基キテ爲シタル契約ニ違

五 其ノ他取扱上不適當ト認ムルモノ

第三條 貸付金額ハ一口ニ付十圓一世帯ニ付五十圓以内トス

前項ノ外ニ於テ生業資金ニ充ツルモノト認ムルモノニ付テハ一口ニ付百圓、一世帯ニ付五百圓迄貸付ヲナス事ヲ得

第三條ノ二 貸付金額ハ質物ニ付市長ニ於テ爲ス評價額ノ十分ノ七以内トス

第四條 貸付利率ハ一月ニ付一分二厘五毛以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第五條 流質期限ハ質契約成立ノ日ヨリ四箇月トス但シ市長ニ於テ特別ノ事情アリト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條 貸付ヲ受ケムトスル者ハ質物ヲ提示シ其ノ旨申込ムヘシ

第七條 貸付ヲ爲ス場合ハ質物ト引換ニ現金及入質ヲ證スル質札ヲ交付ス

第八條 質物カ遺失物又ハ贓物ニシテ警察官署ノ徵收ヲ受ケタルトキハ市ハ何時ニテハ其ノ質物ニ對スル貸付金及利子ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルモノトス

前項ノ場合質置主ニ於テ更ニ相當ノ質物ヲ提供シタルトキハ該金額ヲ貸付金トシテ新ナル質契約ヲ爲スコトアルヘシ

第九條 質物カ天災地變、盜難、鼠害、蠢蝨其ノ他市ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ依リ滅失又ハ毀損シタルトキハ市ハ其ノ責ニ任セス

前項ノ場合ニ於テハ市ノ債權ノ全部又ハ一部ハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ拋棄スルコトアルヘシ

第十條 質物カ市ノ責ニ歸スヘキ事由ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ市ハ其ノ損害ヲ賠償ス

前項ノ賠償額ハ貸付金額ノ一倍半以内ニ於テ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本條例施行前伏見市公益質屋條例ニ依リ入質シタルモノハ本條例ニ依
リ入質シタルモノト看做ス

(二八) 京都市公益質屋條例施行細則

昭和六年四月一日
市告示第六十六號
昭和十三年四月二十八日改正
昭和十三年十二月二十六日改正

- 第一條 本市公益質屋ノ休日及取扱時間左ノ如シ時宜ニ依リ之ヲ變更スルコトアルヘシ
 - 一 休日 毎月七日十七日及二十七日、一月一日ヨリ五日迄、祝日、祭日
 - 二 取扱時間 毎日午前九時ヨリ午後六時迄
- 第二條 入質セムトスル者ハ質物ヲ提示シ其ノ住所、職業、氏名及借受希望金額ヲ申出ツヘシ
- 第三條 生業資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ前項ノ外借受金ノ用途及其ノ生業ノ狀況ヲ申出ツヘシ
- 第四條 貸付利率ハ一月ニ一分トス
- 第五條 入質申込ノ際提示ノ質物ハ身元其ノ他ニ付調査完了ニ至ル迄一時之ヲ假預リト爲スコトアルヘシ
- 第六條 前項ノ場合ニハ第三號様式ノ假預證ヲ交付ス
- 第七條 質札ハ第一號様式ニ依ル
- 第八條 質屋主質札ノ亡失、毀損シ其ノ届出ヲ爲スニハ質物ノ名稱、

品質、數量、借受金額、入質及亡失、毀損年月日並亡失、毀損事由等ヲ申出ツヘシ

- 第七條 質屋主質札亡失、毀損ノ爲其ノ再交付ヲ受ケントスルトキハ市長ニ於テ適當ト認ムル保證人連署ヲ以テ第二號様式ニ依ル書面ヲ差出スヘシ
- 第八條 質屋主質札ハ流質期限後二月ヲ經過スルヲ俟テテ之ヲ處分スルモノトス
- 第九條 流質物ノ買却代金ヨリ元金及利子ニ相當スル金額並ニ賣却代金ノ百分ノ五ニ相當スル手数料ヲ控除シ尙殘餘金アルトキハ之ヲ質屋主ニ通知ス質屋主ハ前項ノ通知ヲ發シタル日ヨリ六月以内ニ殘餘金ヲ當該公益質屋ヨリ受取ルヘシ
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ質屋主ニ其ノ旨通知ス
 - 一 質物ノ滅失又ハ毀損シタルトキ
 - 二 滅失又ハ毀損シタル質物ノ損害賠償額ヲ決定シタルトキ
 - 三 其ノ他必要アリト認ムルトキ
- 第十一條 條第十條ノ損害發生シタルトキハ貸付金ハ其ノ賠償金ト相殺ス此ノ場合ニ於テ賠償金カ貸付元利金ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ハ直ニ之ヲ支拂ヒ賠償金カ貸付元利金ニ足ラザルトキハ損害發生ノ時ニ於テ一部辨済シタルモノト看做ス

本細則ハ京都市公益質屋條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
(様式略)

(二九) 京都市公益質屋處務規程

昭和十三年十二月二十六日
市訓令第三十四號

第一章 總 則

- 第一條 本規程ニ於テ條例ト稱スルハ京都市公益質屋條例ヲ指シ細則ト稱スルハ京都市公益質屋條例施行細則ヲ指ス
- 第二條 各公益質屋ニ於ケル上席書記ヲ各公益質屋主任トス
主任ハ當該公益質屋職員ヲ指揮監督シ條例及細則並ニ本規程其ノ他市例規ノ定ムル所ニ依リ其ノ事務ヲ處理スヘシ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ト認ムルモノニ付テハ上司ノ指揮ヲ承クヘシ
前項但書ノ場合ニ於テ上司ノ指揮ヲ承ケ難キトキハ緊急事項ニ限リ適宜之ヲ處理シ事後其ノ承認ヲ受クヘシ
- 第三條 入質申出アリタルトキハ左ノ事項ニ付特ニ注意スヘシ
 - 一 初メテ入質セントスル者ニ付テハ第一號様式ノ調査票ニ依リ身元其ノ他ヲ調査スルコト第二回目以後ニ於テモ疑アルトキ亦同シ
 - 二 生業資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ニ付テハ其ノ都度第二號様式ノ調査票ニ依リ生業ノ狀況等ヲ其ノ家宅ニ付調査スルコト
 - 三 本人又ハ同一世帯内ノ者ニ於テ現ニ本市公益質屋ニ入質セラルヤ否ヤヲ調査スルコト
- 第四條 質物トシテ受クヘキモノハ條例第二條ニ載ルモノ衣類、裝身具家具、業務用具、商品、製作品並ニ無記名公債證書及債券ノ

關係諸規程

類トシ書畫竹董類ハ特別ノ場合ヲ除クノ外之ヲ拒絕スヘシ

- 第五條 國債證券、勸業債券等ヲ質物ニ取ラントスルトキハ其ノ利札ニ注意シ利札ノ不足スル場合ハ其ノ旨質札及貸付傳票等ニ附記スヘシ
- 第六條 質物ハ嚴密ニ調査シ一點毎ニ評價シタル上貸付金額ヲ決定シ其ノ總額ヲ質屋主ニ告知スヘシ此ノ場合評價上影響スヘキ取捨アルモノニ付テハ其ノ旨併セテ告知スヘシ
- 第七條 前項ノ評價ハ市價ノ變動少キモノニ付テハ時價ニ依リ其ノ變動多キモノニ付テハ成ルヘク其ノ低位ノ價格ニ依ルヘシ
- 第八條 前三條ノ手續ヲ爲シタル上貸付支障無シト認メタルトキハ第三號様式ノ貸付傳票ヲ作成シ條例第七條ノ取扱ヲ爲スヘシ
- 第九條 前項ノ場合ニ於テ細則第四條ノ取扱ヲ爲シタル者ニ付テハ假預證ヲ返還セシムヘシ
- 第十條 質札ニ記入シタル文字ハ之ヲ改竄スヘカラス之ヲ訂正捺入又ハ削除ヲ爲サントスルトキハ其ノ旨附記シ主任之ニ捺印スヘシ
- 第十一條 第三章 入質中ノ取扱
 - 第十二條 流質期日ハ質札ニ記入スルノ外質屋主ニハ別ニ之ヲ通知セザルモノトス但シ流質期限ノ近付キタルモノニ付テハ當該公益質屋ノ見易キ場所ニ之ヲ概括的ニ掲出スヘシ
 - 第十三條 流質期限經過セルトキハ質屋主ニ對シ第四號様式ノ通知書ヲ發シ又ハ適宜ノ方法ニ依リ其ノ旨告知スヘシ
 - 第十四條 質屋主ヨリ利子ヲ納付シテ質契約ノ更新ヲ求メタルトキハ質物ニ付新ニ評價ヲ爲シ支障無キ限リ之ニ應スヘシ
 - 第十五條 質屋主ヨリ細則第七條ニ依ル届出アリタルトキハ之ヲ調査シ質札再交付ノ手續ヲ爲スヘシ

關係諸規程

質札ヲ再交付シタルトキハ其ノ質札又ハ貸付原簿ニ其ノ旨記入ス

第十二條 質物カ滅失又ハ毀損シタルトキハ速ニ其ノ原因並ニ損害ノ

第十三條 質物ノ損害ニ對スル本市責任ノ有無條例第九條第二項ニ依

第十四條 質物カ遺失物又ハ贖物ナルコト判明シ警察官ヨリ徵收ヲ受

第四章 受戻及流質ニ關スル取扱

第十五條 質置主ニ於テ流質期限内ニ其ノ貸付金及利子ヲ辨濟シタル

第十六條 質置主ニ於テ質物ノ一部ニ付還付ヲ求メタルトキハ其ノ分

第十七條 流質期限後二月ヲ經過シタル質物ハ之ヲ一月毎ニ取廻メ質

長ニ報告スヘシ但シ特別ノ事情ニ依リ直ニ賣却處分ヲ爲スヲ不可

第十八條 細則第七條ノ三ノ殘餘金(以下之ヲ法定交付金ト稱ス)ハ社

第十九條 法定交付金ハ第九號様式ノ領收書ニ領收印ヲ徵シ質置主ニ

第二十條 公益質屋ニ於テハ左ノ簿冊ヲ備付ケ毎日之ヲ整理スヘシ

第五章 帳簿其ノ他事務取扱

一 貸付原簿(カード式) 第十號様式

一 貸付金整理簿(綴込式) 第十二號様式

一 收入金整理簿(綴込式) 第十三號様式

一 貸付金月計簿 第十四號様式

一 回収月計簿 第十五號様式

一 流質物整理簿(綴込式) 第十六號様式

一 流質原簿(綴込式) 第十七號様式

一 假預原簿(綴込式) 第十八號様式

一 法定交付金交付簿(綴込式) 第十九號様式

一 質置主索引簿(カード式) 第二十號様式

一 其ノ他必要ナル簿冊

第二十一條 主任ハ其ノ取扱狀況ヲ左ノ區別ニ依リ社會課長ニ報告ス

一 貸付日報 第二十一號様式 貸付金前渡金精算ト同時

一 收入日報 第二十二號様式 收入金調定報告ト同時

一 月報 第二十三號様式 翌月五日迄

一 半期統計 第二十四號様式

四月ヨリ九月迄ノ分 十月十日迄

十月ヨリ翌年三月迄ノ分 四月十日迄

第二十二條 諸簿冊(但シ金錢出納簿ハ之ヲ除ク)諸報告等ニシテ生

第二十三條 文書票簿類ハ左ノ區別ニ依リ整理保存スヘシ

第一種 永年 貸付名簿

同 同 貸付月計簿

同 同 回収月計簿

同 同 流質原簿

同 同 質置主索引簿

同 同 金錢出納簿

同 同 貸付金整理簿

同 同 收入金整理簿

同 同 流質物整理簿

同 同 法定交付金交付簿

關係諸規程

假預原簿

同 同 被徵收關係書類

第一種 永年 質札再交付關係書類

第二種 十年 納付金領收書

第三種 五年 回収濟質札

同 同 貸付傳票

同 同 收入傳票

同 同 法定交付金通知簿

同 同 事務引繼關係書類

第一種 永年 棚卸關係書類

同 同 前項保存年限ノ經過セルモノニ付テハ主任ニ於テ社會課長ノ指定

セル者立會ノ上之ヲ燒却スルモノトス

第二十四條 貸付金其ノ他公益質屋ニ於テ支拂ヲ要スル現金ハ公益質

第二十五條 質置主ニ於テ其ノ前渡ヲ受ケタルモノトス

第二十六條 社會課長現金前渡ヲ受ケタルトキハ第二十五號様式ノ前渡金受渡

簿ニ依リ之ヲ主任ニ交付ス

第二十七條 前渡金ハ凡テ其ノ前渡ヲ受ケタル目的以外ニ之ヲ流用支

出スルコトヲ得ス回收金、利子、其ノ他收入金ニ付テモ亦同シ

第二十八條 回收金、利子等收入アリタルトキハ一日分ヲ取廻メ收入

豫算科目別ニ區分シ之ヲ其ノ翌日第二十六號様式ノ納付書ニ依リ

市金庫ニ拂込ムヘシ

第二十七條 前條收入金ノ拂込ヲ了シタルトキハ遲滞無ク第二十七號

様式ノ調定報告書ヲ作成シ之ヲ社會課長ニ送付スヘシ

第二十八條 貸付金ニ充ツヘキ前渡金ヲ支出セルトキハ第二十八號様

關係諸規程

式ノ精算書ヲ作成シ之ヲ社會課長ニ送付スヘシ
前項精算書ハ其ノ次第三回目ノ前渡金ヲ請求スルトキ迄ニ之ヲ送付スヘシ

第二十九條 法定交付金ニ充ツヘキ前渡金ハ細則第七條ノ第三項ノ期間ヲ經過シタルトキハ直ニ其ノ領收書及殘餘金ヲ社會課長ニ送付スヘシ

前項期間中ニ出納閉鎖期到來セルトキハ直ニ前項ノ取扱ヲ爲シ其ノ殘額ニ付新ニ前渡金ヲ受クルモノトス

第三十條 現金及重要ナル簿類ハ常ニ之ヲ金庫又ハ備アル災害豫防裝置内ニ保管スヘシ

第三十一條 金庫及倉庫等ノ鍵ハ主任之ヲ保管シ其ノ實ニ任スヘシ

第三十二條 質物ハ凡テ之ヲ倉庫内ニ保管シ汚損セサル様注意スヘシ
假預物ニ付テモ亦同シ

第三十三條 質札、貸付傳票等ニ付スヘキ番號ハ貸付原簿番號ト一致セシメ尙必要アル場合ハ欄番號ヲ併記シ照合檢索ニ便ナラシムヘシ

第三十四條 公益質屋ニ於テハ毎年度一回以上欄卸ヲ行フモノトス
欄卸ニハ社會課長ノ指定スル者立會ノ上左ノ事項ニ付調査スヘシ

- 一 貸付金整理簿ト在庫質物ノ照合
- 一 貸付金整理簿ト收入金整理簿ノ照合
- 一 貸付金整理簿ト貸付原簿トノ照合
- 一 現金現在高及其ノ内譯調
- 一 在庫質物入質月別口數並ニ金額調
- 一 其ノ他必要ト認ムル事項

前項調査書ハ二通作成シ一通ハ公益質屋ニ於テ保存シ他ノ一通ハ社會課長ニ提出スヘシ

第三十五條 主任更迭シタルトキハ前任者ハ更迭ノ日ヨリ三日以内ニ後任者ニ其ノ事務ヲ引繼クヘシ
主任以外ノ者更迭シタルトキハ當該主任ニ其ノ擔當スル事務ニ付引繼ク爲スヘシ

第三十六條 主任事務ノ引繼ニハ社會課長ノ指定スル者當該公益質屋ニ於ケル次席者之ニ立會フモノトス

第三十七條 主任事務ノ引繼ハ左ノ要項ニ基キ之ヲ爲シ第二十九號樣式ニ依ル引繼書ヲ作成スヘシ

- 一 現金現在高及其ノ内容
- 一 郵便切手簿等所有價證券現在高
- 一 在庫質物口數點數及其ノ金額
- 一 文書簿類
- 一 鍵
- 一 備品

一 懸案事項其ノ他必要ト認ムル事項
前項引繼書ハ四通作成シ引繼當事者ニ於テ各一通ヲ所持シ一通ハ之ヲ公益質屋ニ保存シ一通ハ之ヲ社會課長ニ提出スヘシ

附 則
京都市公益質屋執務規程ハ之ヲ廢止ス

(三〇) 京都市就勞統計員規程

昭和八年二月七日
市訓令甲第三號
昭和十三年四月改正

第一條 失業登錄勞働者(以下單ニ登錄勞働者ト稱ス)ノ就勞統計員並ニ其ノ教化善導ノ爲就勞統計員若干名ヲ置キ市長之ヲ命シ又ハ囑託ス

第二條 就勞統計員ハ社會課長ノ指揮監督ヲ承クヘシ

第三條 就勞統計員ノ從事スヘキ事務ノ概目左ノ如シ
一 登錄勞働者ノ教化善導ニ關スル事項

二 登錄勞働者ノ格付並ニ就勞ノ適正ニ關スル事項

三 登錄勞働者ノ就勞狀況調査ニ關スル事項

四 登錄勞働者ノ配分狀況調査ニ關スル事項

五 登錄勞働者ノ就勞機會ノ開拓ニ關スル事項

六 勞働事情調査及勞働條件ノ改善ニ關スル事項

七 其ノ他登錄勞働者ノ就勞統計ニ關スル事項

第四條 就勞統計員在寮中本市ノ方針其ノ他特ニ指示シタル事項ニ違背シ又ハ妥當ナラスト認ムルモノヲ發見シタルトキハ其ノ要領ヲ文書ヲ以テ主管課長ニ報告シ指揮ヲ受クヘシ但シ輕易又ハ緊急ナル場合ニハ適應ノ措置ヲ講スルト共ニ其ノ旨主管課長ニ報告スヘシ

第五條 就勞統計員ハ職務上必要ナル事項ニ付關係當事者ノ説明又ハ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六條 就勞統計員ハ毎週取扱ヒタル事項ヲ翌週三日目迄ニ文書ヲ以テ主管課長ニ報告スヘシ

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

關係諸規程

(三一) 京都市立授産場規則

昭和二年四月一日
市規則第一號
昭和十一年四月三日改正
昭和十三年十二月二十三日改正

第一條 京都市立授産場ハ和洋裁縫其ノ他簡易ナル手工業ニ關スル技能ヲ授ケ工賃ヲ取得セシムルヲ以テ目的トス

第二條 本場ノ從業者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニシテ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ就キ之ヲ定ム
一 年齡滿十六年以上ノ者

二 傳染性又ハ癩癧スヘキ疾患ナキ者

三 志操堅實ナル者

第三條 從業者タラントスル者ハ申込書ヲ差出し市長ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ誓約書ヲ差出スヘシ

第五條 從業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ第三條ノ承認ヲ取消スコトアルヘシ

- 一 操行不良ナル者
- 二 成業ノ見込ナキ者
- 三 正當ノ理由ナクシテ引續キ一週間以上缺席シタル者
- 四 加工若ハ製作ニ關シ不都合ノ際アリタル者
- 五 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムル者

第六條 從業者ニ對シテハ本場ニ於テ其ノ作業ニ必要ナル材料ヲ提供シ及其ノ設備ヲ使用セシムルモノトス但シ特別ノ場合ニ在リテハ

關係諸規程

- 自己ノ材料ヲ以テ作業セシムルコトアルヘシ
- 市長ニ於テ適當ト認ムル場合ニハ自宅又ハ市長ノ指定スル場所ニ於テ作業セシムルコトアルヘシ
- 第七條 従業者ニ對シテハ工資ヲ支給ス尙市長ニ於テ必要アリト認メラレタルトキハ補給金ヲ交付スルコトアルベシ
- 前項ノ工資及補給金ノ額ハ其ノ都度市長之ヲ定ム
- 第八條 従業者故意又ハ過失ニ因リ本場ノ設備、製作品又ハ其ノ材料ヲ滅失毀損シタルトキハ之カ損害ヲ賠償スヘシ
- 前項ノ賠償額ハ市長ノ定ムル所ニ依ル
- 第九條 本場ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲加工及製作ノ委託ヲ受クルモノトス
- 第十條 京都市隣保館家事講習生ハ本場従業者ト見做シ作業ニ従事セシムルコトアルヘシ
- 第十一條 本規則ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三二) 京都市立授産場使用料及手数料條例

(昭和二年四月一日市條例第七號) (昭和八年四月改正)

- 第一條 京都市立授産場ノ従業者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ使用料ヲ徵收ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 一 和洋裁縫
- 一 一人一箇月ニ付金二圓以内

- 二 其ノ他簡易ナル手工業 一人一箇月ニ付金一圓以内
- 第二條 使用料ハ毎月五日迄ニ其ノ月分ヲ徵收ス
- 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ
- 第三條 加工若ハ製作委託者ニ對シテハ加工若ハ製作ニ要スル實費及委託手数料ヲ徵收ス
- 加工若ハ製作ニ要スル實費ハ其ノ都度市長之ヲ定ム
- 委託手数料ハ加工若ハ製作ニ要スル實費ノ百分ノ十以内トス
- 第四條 加工若ハ製作ニ要スル實費及委託手数料ハ委託物件ノ引渡ト同時ニ之ヲ徵收ス
- 第五條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三三) 京都市立授産場使用料及手数料條例施行細則

(昭和十一年四月一日) (市告示第一〇〇號)

- 第一條 使用料ハ之ヲ左ノ通定ム
 - 一 洋裁部使用料 本場 一人一月 一圓
 - 分場 一人一月 五十錢
 - 一 和裁部使用料 一人一月 七十錢
 - 一 手工部使用料 一人一月 三十錢
- 第二條 加工若ハ製作實費ハ一般時價ニ應シ其ノ都度之ヲ定ム
- 第三條 委託手数料ハ加工若ハ製作ニ要スル實費ノ百分ノ五ノ金額トス
- 第四條 使用料ノ減免ハ左記各號ニ依ル

- 一 従業者又ハ其ノ屬スル世帯ニシテ生活困窮セルトキハ其ノ程度ニ依リ使用料ヲ半減若ハ免除ス
- 一 従業者全月缺席シタルトキハ其ノ月分ノ使用料ヲ免除ス
- 一 従業者其ノ月ノ十五日以後ニ入場承認ヲ受ケタルトキハ其ノ月分ノ使用料ヲ半減ス
- 一 工資取得率ノ特ニ低率ナル作業ニ従事シタルトキハ適宜使用料ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第五條 前條第一號ニ依リ減免ヲ受ケントスル者ハ方面委員又ハ方面擔當社會事業主事補ノ證明書ヲ添へ願書ヲ提出スヘシ

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三四) 京都市立授産場執務時間及休日

(昭和九年四月一日) (市告示第七八號)

- 一 執務時間 毎日午前八時ヨリ午後六時迄
- 但シ時宜ニヨリ伸縮スルコトアルヘシ
- 一 休日 一月一日ヨリ一月三日迄祝祭日
- 毎月第一日曜日及第三日曜日

(三五) 京都市兒童院規則

(昭和六年四月一日) (市規則第三號) (昭和十一年四月改正)

- 第一條 京都市兒童院ハ本市ニ居住スル中産以下ノ母性及兒童ノ保護指導ニ關スル事業ヲ行フモノトス
- 第二條 本院ニ左ノ職員ヲ置ク

關係諸規程

- 院長
- 主事
- 技師
- 書記
- 醫師
- 圖書
- 調劑員
- 前項ノ外職員其ノ他必要ナル附屬員ヲ置クコトヲ得
- 第三條 院長ハ市長ノ命ヲ承ケ院務ヲ掌理シ職員ヲ指揮監督ス
- 院長事故アルトキハ醫師ニ關シテハ上席職員、其ノ他事務ニ關シテハ主事其ノ職務ヲ代理ス
- 第四條 主事ハ院長ノ命ヲ承ケ庶務及會計ヲ掌ル
- 第五條 醫師ハ院長ノ命ヲ承ケ醫務ニ従事ス
- 第六條 技師ハ院長ノ命ヲ承ケ心理相談ニ従事ス
- 第七條 書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ従事ス
- 第八條 調劑員ハ院長ノ命ヲ承ケ調劑ニ従事ス
- 第九條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム

(京都市兒童院規則ハ昭和六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス)

(三六) 京都市兒童院助産條例

(昭和六年九月十四日) (市條例第二〇號)

- 第一條 京都市兒童院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨申

關係諸規程

出テ市長ノ承認ヲ受ケヘシ

第二條 助産ノ手當ヲ受クル者ニシテ費用負擔ノ資力アル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料及手数料ヲ徵收ス

- 一 入院料 一日ニ付 金一圓五十錢以内
- 一 診察料(有効期間三月) 金五十錢以内
- 一 分娩手数料 十回ニ付 金十圓以内
- 一 手術手数料 金二十圓以内

一 診斷書、證明書又ハ處方箋一通ニ付金一圓以内
藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム
特ニ費用ヲ要スルモノニ付テハ前二項ノ規定ニ拘ラス別ニ市長ノ定ムル料金を徵收ス

第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減額スルコトアルヘシ

第四條 料金ハ總テ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 虛偽ノ申立ニ依リ料金ノ徵收ヲ免レ又ハ其ノ減額ヲ受ケタルトキハ其ノ發見ノ都度之ヲ徵收ス

第六條 入院期間ハ分娩前必要ト認ムル時期ヨリ分娩後三週間以内トス但シ必要アリト認ムルトキハ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第七條 附添看護ハ市長ニ於テ必要アリト認ムル場合ノ外之ヲ許サズ

第八條 左ノ場合ニ於テハ入院ヲ拒絕スルコトアルヘシ
一 人員定數ヲ超ユルトキ
二 本條例ニ違反シタルトキ

三 其ノ他入院ヲ不適當ト認ムルトキ

第九條 本條例ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則
本條例施行ノ期日ハ市長之ヲ定ム
(京都市兒童院助産條例ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス)

(三七) 京都市兒童院助産條例施行細則

昭和六年九月十四日
市告示第二六五號
昭和八年十二月改正
昭和十三年八月改正
昭和十五年二月改正

第一條 本院ニ於テ助産ノ手當ヲ受ケムトスル者ハ其ノ旨院長ニ申出ツヘシ

第二條 前條ノ申出アリタルトキハ本人ノ身元調査ヲ行ヒ承認書ヲ交付ス但シ必要アル場合ニハ救護法第四條ニ依ル委員若ハ所轄警察署長ノ證明書ヲ提出セシムルコトアルヘシ

第三條 入院セントスル者ハ身元引受人ヲ定メ入院證書ヲ差出スヘシ前項ノ身元引受人ハ本市内ニ住居ヲ有スル成年以上ノ世帯主ニシテ身元確實ナル者タルコトヲ要ス本人及身元引受人其ノ住所、身分等ニ異動ヲ生シタルトキハ遅滞ナク其ノ旨届出ツヘシ

第四條 收容妊産婦ノ定員ハ四十名トス

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ハ條例第二條第一項ニ依ル費用負擔ノ資力アルモノトス

一 救護法ニ依ル救護ヲ受クル者及其ノ世帯ニ屬スル者
一 前號ニ準スル救護ヲ受クル者及救護ヲ受ケサルモ貧困ノ爲

生活スルコト能ハサル者

一 其ノ他前二號ニ準スル者

第六條 使用料及手数料左ノ如シ

- 一 入院料(藥餌料ヲ含ム) 一日ニ付 金一圓五十錢
- 一 診察料(有効期間三月) 金三十錢
- 一 分娩料 一回ニ付 金十圓
- 一 手術手数料 別表ニ依ル

一 生命保險其他特種ノ場合ニ關スル診斷書、檢案書、證明書 金一圓
一 其ノ他ノ診斷書、證明書、處方箋 金五十錢

第七條 藥價及治療材料費左ノ如シ但シ高價藥ニ付キテハ實費ヲ徵收ス

- 一 水藥、散藥、丸藥 一日一種ニ付 金十錢
- 一 頓服藥 一回ニ付 金八錢
- 一 合劑、洗滌、點眼材料其ノ他之ニ類スル材料 一劑ニ付 金十錢
- 一 膏藥、膠球其ノ他之ニ類スル材料 一劑又ハ一個ニ付 金十錢

第八條 負擔ノ資力乏シキ者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ其ノ料金を半減スルコトアルヘシ

- 一 診察十四日ヲ超ユル部分ノ料金 二十圓
- 一 手術料ニシテ十圓ヲ超ユル部分ノ料金 二十四圓

關係諸規程

關係諸規程

特ニ必要アル者ニ對シテハ前項ノ規定ニ拘ラス其ノ所要料金を半減スルコトアルヘシ

第九條 入院料ノ納付期日ハ入院當日及毎月一日、六日、十一日、十六日、二十一日、二十六日トシテ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日カ休日ニ當ルトキハ順次之ヲ繰下ク

第十條 入院者退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ相當スル既納料金ハ之ヲ還付ス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ料金を後納セシムルコトアルヘシ

一 診察ノ結果ニ依ルニ非サレハ料金を算定シ難キトキ
一 應急ノ診察ヲ要シ料金ヲ前納セシム難キトキ
一 其ノ他特別ノ事情アリト認メタルトキ

第十二條 附添看護ヲ許スヘキ場合左ノ如シ
一 入院者ヲ靜養室ニ收容シタルトキ
一 入院者ノ容態ニ依リ附添看護ノ必要ヲ認メタルトキ

附 則
附添看護ニ要スル費用ハ患者ノ自辨トス

本施行細則ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス
本施行細則第二條ニ於ケル救護法第四條ニ依ル委員ハ昭和七年一月一日迄京都府方面委員ヲ以テ之ニ代フ

手術手数料區分表

- 一 一條例第二條第一項ニ依ルモノ 二十圓
- 一 斷頭術及脊椎截斷術 二十四圓
- 一 人工流産術 二十四圓

一 子癩分焼	十五圓
一 人工早産術	十圓
一 鉗子手術	十圓
一 子宮振脱術	十圓
一 用手焼前術	五圓
一 用手胎盤剝離術	五圓
一 姿勢矯正術(内廻轉術)	五圓
一 コルボイ、リンドン	五圓
一 メトロイ、リンドン	五圓
一 會陰縫合	五圓
一 ボツシー頭管擴張術	五圓
一 人工蘇生術	三圓
一 乳房炎手術	三圓
一 側會陰切開術	三圓
一 注射料	二十錢乃至十圓
一 患部處置料	二十錢乃至二圓
二 同條第三項ニ依ルモノ	
一 腹式帝王切開術	五十圓
一 膈式手術	三十五圓
一 恥骨切開術	三十五圓
一 腹式開腹術	二十五圓

(子宮外妊娠、子宮筋腫、虫様突起炎、癒着剝離)

(三八) 京都市兒童院兒童養護條例

(昭和八年四月一日 市條例第八號)

- 第一條 京都市兒童院ニ就キ兒童ノ健康又ハ心理ノ相談ヲナサントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル使用料又ハ手数料ヲ納付スヘシ但シ心理相談ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 一 相談料 (有効期間三ヶ月) 金三十錢以内
- 一 處置手数料 一回ニ付 金二圓以内
- 一 検査料 一種ニ付 金一圓以内
- 一 診断書、證明書、處方箋又ハ治療意見書 一通ニ付 金一圓以内
- 第三條 市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ又ハ第一條ノ承認ヲ受ケタル者費用負擔ノ責力ナキトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第四條 兒童ノ健康相談ニ際シ應急處置ノ必要アルトキハ投薬其ノ他適應ノ處置ヲ爲スコトアルヘシ
- 前項應急處置後尙引續キ醫療ノ必要アルトキハ費用負擔ノ責力ナキ廉ニ限リ無料ヲ以テ之カ醫療ヲ爲スコトアルヘシ
- 第一項ノ場合ニ於ケル藥價及治療材料費ハ別ニ市長之ヲ定ム但シ費用負擔ノ責力ナキ者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
- 第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除クノ外科金ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(三九) 京都市兒童養護條例施行細則

(昭和八年四月一日 市告示第一一九號 昭和十五年二月改正)

- 第一條 京都市兒童院兒童養護條例第二條ニ依ル使用料及手数料左ノ如シ
- 相談料 (有効三ヶ月) 金三十錢
- 處置手数料
- 一 レントゲン手数料 一回ニ付 金二圓
- 一 太陽燈、赤外線燈手数料 一回ニ付 金十錢
- 一 種痘及疾病預防注射料 一回ニ付 金三十錢
- 一 其他注射料 一回ニ付 金十錢乃至二圓
- 検査料
- 一 尿検査、又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十錢
- 一 人乳検査、牛乳検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢
- 一 咳喀検査、胃液検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金二十錢
- 一 ウキタール氏反應検査、ワツセルマン氏反應検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢
- 一 膿液検査、血液検査又ハ之ニ類スル検査 一回ニ付 金五十錢
- 一 細菌検査 一回ニ付 金五十錢

關係諸規程

(四〇) 京都市兒童院乳幼児保育條例

(京都市條例第十三號 昭和十三年八月十八日公布)

- 第一條 京都市兒童院ニ就キ乳幼児保育ヲ受ケシメントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クベシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依ル金額ノ範圍内ニ於テ別ニ市長ノ定ムル使用料ヲ徴收ス

關係諸規程

一六六

- 一 乳 兒 一人一日ニ付 金二十錢
 - 一 幼 兒 一人一日ニ付 金十五錢
- 第三條 第一條ノ承認ヲ受ケタル者費用負擔ノ責力ナキトキ又ハ市長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ前條ノ料金ハ之ヲ減免スルコトアルベシ
- 第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ保育ノ申出ヲ拒絕シ又ハ第一條ノ承認ヲ取消スコトアルベシ
- 一 本條例又ハ本條例施行細則若ハ之ニ基ク指示等ニ違背シ若ハ違背スルノ虞アルトキ
 - 一 本院管理上其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ
- 第五條 本條例ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料ニ關シテハ京都市兒童院助産條例第四條及第五條ノ規定ヲ準用ス
- 第六條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
- 本條例施行ノ期日ハ別ニ市長之ヲ定ム
- (本條例ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス市告示第四百八十五號)

- (四一) 京都市兒童院乳幼児保育**
(昭和十三年八月十八日) 市告示第四百八十六號
- 第一條 本院ニ於ケル乳兒、又ハ幼兒ノ保育ニ關スル使用料ハ左ノ如ク定ム
- 一 乳 兒 一人一日ニ付 金十五錢
 - 一 幼 兒 一人一日ニ付 金十二錢

- 使用料ハ日日之ヲ徴收ス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限リニ在ラズ
- 第二條 保育ノ申出ニ關シテハ京都市兒童院助産條例施行細則第一條及第二條ノ規定ヲ費用負擔ノ能力ノ有無ノ認定ニ付テハ同施行細則第五條ノ規定ヲ準用ス
- 附 則
- 本細則ハ昭和十三年八月十二日ヨリ之ヲ施行ス
- (四二) 京都市兒童院乳幼児保育規程**
(昭和十三年八月十八日) 市告示第四百八十七號
- 第一條 京都市兒童院ニ於テハ異狀ナキ滿一歳未滿ノ乳兒及ビ滿三歳未滿ノ幼兒ヲ保育ス
- 第二條 本院ニ於テ保育ヲ爲ス乳兒及幼兒ノ定員左ノ如シ但シ時宜ニヨリ之ヲ増減スルコトアルベシ
- 一 乳 兒 十名
 - 一 幼 兒 十名
- 第三條 保育時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮シ若ハ變更スルコトアルベシ
- 一 保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時マデ
 - 一 休日 一月一日ヨリ三日マテ
- 祝 祭 日
- 毎月第一日曜日及第三日曜日
- 必要アル場合ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎日午後七時マデ及休日トシ

保育スルコトアルベシ

本規定ハ昭和十三年八月二十二日ヨリ之ヲ施行ス

(四三) 京都市兒童院附供給規程

(昭和六年九月十四日) 市告示第二六八號

- 第一條 本院ニ於テ附ヲ要スル入院者以外ノ者ニ對シテハ本規程ニ依リ附ヲ供給ス
- 第二條 附ノ料金左ノ如シ
- 一 朝 食 一食ニ付 金 十 錢
 - 一 晝 食 同 金 十五 錢
 - 一 夕 食 同 金 十五 錢
- 第三條 附ノ供給時刻ハ院長之ヲ定ム
- 第四條 常時附ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ一定期間内ノ所要見込數ニ依リ附料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受ケヘシ
- 前項ニ依リ食券ノ交付ヲ受ケタル者臨時ニ附ヲ要セサルニ至リタルトキハ豫メ其ノ旨申出テ承認ヲ受ケヘシ
- 第五條 臨時附ノ供給ヲ受ケムトスル者ハ其ノ申込ト同時ニ附料ヲ拂込ミ食券ノ交付ヲ受ケヘシ
- 第六條 食券ノ有効期間ハ臨時附ニ在リテハ之ヲ受ケタル當日限當時附ニ在リテハ第四條第一項ノ期間内トス
- 第七條 常時附ノ食券ニシテ不要ニ歸シタルモノハ之ヲ返還シ當該料金ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ第四條第二項ノ承認ヲ受ケサルト

關係諸規程

一六七

キ又ハ其ノ承認ヲ受タルモ所定期間滿了後二ヶ月ヲ經過シタルトキハ拂戻ヲ爲ササルコトアルベシ

附 則

本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(四四) 京都市兒童院處務規程

(昭和六年九月十四日) 市訓令甲第一八號

- 第一條 本院ニ左ノ部ヲ置ク
- 庶 務 部
 - 會 計 部
 - 相 談 部
 - 助 産 部
 - 教 化 部
 - 調 劑 部
- 第二條 各部ノ分掌スル事務ノ概目左ノ如シ
- 一 公印ノ管守ニ關スル事項
 - 一 文書ノ收受、發送、簿書、編纂及保管ニ關スル事項
 - 一 受付ニ關スル事項
 - 一 妊産婦ノ收容、牛乳供給其ノ他一般ノ手數ニ關スル事項
 - 一 使用料、手数料其ノ他ノ減免手續ニ關スル事項
 - 一 職員及備人ノ進退、服務、給與並諸願届其ノ他身分ニ關スル事項
 - 一 日直、宿直ニ關スル事項
 - 一 警備ニ關スル事項

關係諸規程

- 一 院内及遊園ノ取締並清掃ニ關スル事項
 - 一 自動車ノ管理ニ關スル事項
 - 一 賄ノ供給ニ關スル事項
 - 一 豫算並決算ニ關スル事項
 - 一 其ノ他ノ部ニ屬セサル事項
- 會計部
- 一 收入及支出ノ稟議報告ニ關スル事項
 - 一 收入及支出書類ノ整理ニ關スル事項
 - 一 現金ノ取扱及保管ニ關スル事項
 - 一 金庫ノ開閉及鎖鑰ノ保管ニ關スル事項
 - 一 物品ノ出納、保管並整理ニ關スル事項
 - 一 職員及傭人ノ給料其ノ他給與ノ請求及仕譯ニ關スル事項
 - 一 電話ノ保管ニ關スル事項
 - 一 其ノ他出納及受拂ニ關スル事項
- 相談部
- 一 妊娠婦ノ健康ニ關スル事項
 - 一 出産手當ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ健康ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ習癖矯正ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ性能検査ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ教育並職業指導ニ關スル事項
 - 一 身障弱兒ノ保育ニ關スル事項
 - 一 調乳ニ關スル事項
 - 一 家庭訪問ニ關スル事項

助産部

- 一 助産ニ關スル事項
 - 一 妊娠婦及初生兒ノ診療ニ關スル事項
- 教化部
- 一 母性及兒童ノ保護教化ニ關スル事項
 - 一 兒童身障ノ改善並健康促進ニ關スル事項
 - 一 勤勞少年ノ保護ニ關スル事項
 - 一 兒童虐待防止ニ關スル事項
 - 一 兒童ノ休養、娛樂、慰安ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童ノ保護ノ爲メノ社會教化ニ關スル事項
 - 一 要保護兒童ノ整理ニ關スル事項
 - 一 母性及兒童保護關係各種團體トノ聯絡ニ關スル事項
 - 一 調査並編纂ニ關スル事項
- 調劑部
- 一 調劑投藥ニ關スル事項

- 第三條 院長ハ麻長專決事項ノ外左ノ事項ヲ專決ス但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ナル事項ハ此ノ限ニ在ラス
- 一 妊娠婦ノ收容及退院ニ關スル事項
- 一 附添看護ニ關スル事項
- 第四條 院長ハ其ノ取扱事務ノ狀況ヲ左ノ區別ニヨリ院長ニ報告スハシ其ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
- 一 旬報 翌旬二日以内
- 一 月報 翌月五日迄
- 一 年報 毎年四月十五日迄

第五條 院長ハ院内ニ於ケル不時ノ事變又ハ重要ト認ムル事項ニ就テハ直ニ之ヲ市長ニ報告スヘシ

第六條 院長ハ院内警備並入院者避難ニ關スル施設ヲ整ヘ毎月一回其ノ點檢ヲ行ヒ及時々演習ヲ實施シ職員ヲシテ常ニ其ノ使用ニ慣レシメ有時ノ場合遺憾ナキヲ期スヘシ

第七條 院長ハ休日及執務時間外ニ於ケル收容、診療其ノ他事務ノ遂行ニ支障ナキ様職員ヲシテ勤務ニ服セシムヘシ

第八條 調劑員ハ本院所屬醫師ノ處方ニ據ルニ非サレハ調劑投藥ヲ爲スコトヲ得ス

第九條 職員ハ職務上知り得タル他人ノ秘密ヲ漏洩スヘカラス

第十條 本院ニ於テ取扱フヘキ兒童ノ範圍ハ十八歳未滿ノ者タルヘシ

第十一條 相談、診療、投藥等ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外受付ノ順序ニ依ルヘシ

第十二條 院長ハ輕易ナル事項ニツキ院名又ハ市長名ヲ以テ文書ノ往復ヲナスコトヲ得

第十三條 診斷書、檢案書、證明書及處方箋ニハ其ノ取扱者ノ職氏名ヲ記シ市長之ヲ發行スヘシ

第十四條 文書ノ整理ハ別表編纂目ノ區別ニ依リ之ヲ處理スヘシ

第十五條 前各條ニ定ムルモノノ外處務ニ關シテハ市役所處務規程ヲ準用ス

附 則 本規程ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(別表略)

關係諸規程

(四五) 京都市兒童院牛乳供給規程

(昭和六年九月十四日 市告示第二六七號)

- 第一條 本院ニ於テ牛乳供給ノ要アリト認ムル乳幼兒ニ對シテハ本規程ニ依リ牛乳ヲ供給ス
 - 第二條 牛乳ハ全乳及調製乳ノ二種トス
 - 第三條 牛乳ノ代價ハ一合ニ付金五錢トス但シ牛乳供給ノ資力ナキ者ニ對シテハ無料、其ノ資力乏シキ者ニ對シテハ半額ヲ以テ供給スルコトアルヘシ
 - 第四條 牛乳ノ供給ヲ受ケントスル者ハ其ノ旨院長ニ申出テ代金ヲ拂込ミ牛乳供給券ノ交付ヲ受クヘシ
 - 第五條 牛乳ハ一人一日ニ付七合以内ニ於テ毎日午前午後ニ分チ之ヲ供給ス但シ事宜ニヨリ變更スルコトアルヘシ
 - 第六條 牛乳供給期間ハ一ヶ月以内トス但シ特別ノ事情アルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 第七條 左ノ場合ニ於テハ牛乳ノ供給ヲ廢止シ又ハ一時中止スルコトアルヘシ
 - 一 乳幼兒ノ榮養狀態カ供給ノ必要ナキニ至リタルトキ
 - 一 供給ヲ受クル者本院ノ指示ヲ遵守セザルトキ
 - 一 供給上ノ都合ニ依ルトキ
 - 第八條 牛乳ノ供給ヲ受クル者之中止シ又ハ廢止セントスルトキハ三日以前迄ニ其ノ旨院長ニ申出テ承認ヲ受クヘシ
- 附 則 本規定ハ昭和六年九月十五日ヨリ之ヲ施行ス

(四六) 京都市隣保館規則 (昭和十一年四月一日) (市規則第六號改正)

- 第一條 隣保協同ノ精神ニ基キ環境ノ改善生活ノ向上並ニ善隣關係ノ確立ヲ圖ル爲本市ニ隣保館ヲ置ク
- 第二條 隣保館ニ於テ行フ事業ノ概目左ノ如シ
 - 一 精神的教化改善ニ關スル事項
 - 一 託兒保育其ノ他兒童保護ニ關スル事項
 - 一 家事講習其ノ他生活改善ニ關スル事項
 - 一 授産其ノ他經濟的保護ニ關スル事項
 - 一 保健指導醫療保護ニ關スル事項
 - 一 青少年教化指導ニ關スル事項
 - 一 休養娛樂ニ關スル事項
 - 一 其ノ他隣保和ニ關スル事項
- 第三條 隣保館ハ公衆集會ノ用ニ供ス但シ市長ニ於テ適當ナラスト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 隣保館ハ其ノ事業遂行上支障無キ限リ公益團體其ノ他本館事業ト其ノ目的ヲ同シクスル團體ニ其ノ一部又ハ其ノ設備ヲ使用セシムルコトアルヘシ
- 第五條 隣保館ハ年中無休トシ毎日午前七時ヨリ午後十時迄閉館ス但シ時宜ニ依リ閉館時間ヲ伸縮シ又ハ臨時休館スルコトアルヘシ
- 第六條 託兒保育並ニ家事講習ニ關シテハ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ市長之ヲ定ム
- 第六條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附 則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
昭和二年六月十六日市規則第七號京都市隣保館規則ハ之ヲ廢止ス

(四七) 京都市隣保館規程

昭和十一年四月一日
市告示第一〇一號
昭和十二年二月改正
昭和十四年四月改正

- 第一條 隣保館ニ於テハ三年以上六年未満又ハ六年ニ達シ就學スルニ至ル迄ノ幼兒ニ對シ託兒保育ヲ爲ス
- 第二條 隣保館ニ於テハ十二年以上ノ女子ニ對シ家事講習ヲ爲ス
- 第三條 隣保館ニ於ケル託兒保育並ニ家事講習ノ定員ハ之ヲ左ノ通トシ時宜ニ依リ之ヲ増減スルコトアルヘシ

館 別	託 兒 保 育	家 事 講 習
樂只隣保館	一一〇	二〇
養正隣保館	二八五	三五
錦林隣保館	八五	二〇
三條隣保館	一一五	二〇
壬生隣保館	一〇五	二〇
崇仁隣保館	四〇〇	四〇
改進隣保館	一七五	三〇
辰巳隣保館	八〇	二〇

賠償スヘシ

前項ノ賠償額ハ市長之ヲ定ム

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十年四月六日市告示第八七號京都市託兒所規程ハ之ヲ廢止ス

(四八) 京都市隣保館使用條例 (昭和十一年四月一日) (市條例第六號改正)

- 第一條 京都市隣保館ヲ使用セントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クヘシ
- 第二條 前條ノ承認ヲ受ケタル左記ノ者ニ對シテハ使用料ヲ徵收ス
 - 一 託兒保育ヲ受ケントスル者
 - 一 家事講習ヲ受ケントスル者
 - 一 集會ニ使用セントスル者
- 第三條 使用料ハ左ノ區分ニ依リ金額ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム但シ市長必要アリト認ムルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ
 - 一 託兒保育料 一人 一月 一圓以内
 - 一 家事講習料 一人 一月 五十錢以内
 - 一 集會料 一室
 - 日間 一圓以内
 - 夜間 二圓五十錢以内
- 第四條 特ニ費用ヲ要スル場合ニ於テハ前條ノ規定ニ拘ラス別ニ市長ノ定ムル料金ヲ徵收スルコトアルヘシ
- 第五條 使用料ノ納付ニ關シテハ別ニ市長之ヲ定ム
- 第六條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ市長特別ノ事由アリト認ム

(四六) 京都市隣保館規則 (昭和十一年四月一日) (市規則第六號改正)

- 第四條 隣保館ニ相談役並ニ協同奉仕員ヲ置ク
- 第五條 託兒並ニ家事講習生ハ申込ニ依リ臨時之ヲ收容ス但シ申込者其ノ定員ヲ超過スル場合ニ於テハ特別ノ事由無キ限リ相談役ニ諮リ之ヲ定ム
- 第六條 託兒又ハ家事講習生ニシテ六ヶ月以上在籍又ハ修業セシ者ニ對シテハ在籍又ハ修業證書ヲ授與スルコトアルヘシ
- 第七條 託兒保育並ニ家事講習時間及其ノ休業日ハ之ヲ左ノ通トス但シ事宜ニ依リ之ヲ伸縮シ若ハ變更スルコトアルヘシ
 - 一 託兒保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時迄
 - 一 家事講習時間 毎日午後七時ヨリ午後十時迄
 - 一 休業日 日曜日
祝日、大祭日
氏神祭
- 第八條 八月十五日ヨリ八月十八日迄
十二月三十一日ヨリ翌年一月七日迄
- 第九條 託兒保育ニ關シ保護者ヨリ申出アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラス毎日午後七時迄及休業日ト雖モ受託スルコトアルヘシ
- 第八條 左ニ掲クル者ハ入館ヲ拒絕シ又ハ退館セシムルコトアルヘシ
 - 一 公安風俗ヲ紊シ又ハ紊スノ虞アル者
 - 一 他人ノ迷惑トナル者
 - 一 本館規則及之ニ基キテ爲ス命令ニ違背シ若ハ保員ノ指示ニ從ハサル者
 - 一 其ノ他本館管理上支障アリト認ムル者
- 第九條 隣保館建物其ノ他物件ヲ滅失又ハ毀損シタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スルコトアルヘシ

關係諸規程

ルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 左ノ場合ニ於テハ本館ノ使用ヲ拒絕シ又ハ使用承認ヲ取消ス
コトアルヘシ

一 本條例及本市隣保館規則並ニ之ニ基ク規定命令等ニ違背シ
若クハ違背スル虞アルトキ

一 本館管理上不適當ト認ムルトキ

第八條 集會ノ爲本館ノ使用承認ヲ受ケタル者又ハ本館ノ一部或ハ其
ノ設備ノ使用承認ヲ受ケタル者ハ左ノ責ニ任スヘシ

一 善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ其ノ建物設備其ノ他物件ヲ管
理シ且一般ノ取締ヲ爲スコト

一 管理ニ係ル建物設備其ノ他物件ヲ滅失又ハ毀損シタルトキ
ハ何人ノ所爲タルヲ問ハス其ノ損害ヲ賠償スルコト

第九條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
附 則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十三年十一月一日市告示第四六八號京都市託兒所使用條例及昭和
二年六月十六日市條例第一七號京都市隣保館使用條例ハ之ヲ廢止ス

(四九) 京都市隣保館使用條例施行細則

(昭和十一年四月一日)
市告示第九九號改正)

第一條 隣保館ニ於テ託兒保育並ニ家事講習ヲ受ケントスル者、本館
ヲ集會ニ使用セントスル者ハ本館ノ一部或ハ其ノ設備ヲ使用セン

トスル者ハ額書ヲ提出スヘシ

第二條 隣保館ノ使用料ハ之ヲ左ノ通定ム

一 託所保育料

甲種 一人一月 一圓
乙種 一人一月 七十錢
丙種 一人一月 五十錢
丁種 一人一月 三十五錢
戊種 一人一月 二十五錢

一 家事講習料

甲種 一人一月 五十錢
乙種 一人一月 三十錢

一 集會料 一室

晝間(午前八時ヨリ 午後六時迄) 五十錢
夜間(午後六時ヨリ 午後十時迄) 一圓
晝間(午後八時ヨリ 午後十時迄) 一圓五十錢

第三條 託兒保育料並ニ家事講習料ハ託兒並ニ家事講習生ノ屬スル世
帯ニ於ケル費用負擔ノ能力及家庭ノ事情ニ應ジ之ヲ定メ又ハ免除
ス

第四條 前條費用負擔ノ能力及家庭ノ事情ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依
リ隣保館相談役ニ諮リ之ヲ認定ス

第五條 同一世帯ニ屬スル幼児二人以上ノ託兒保育ヲ爲ス場合ニ於テ
ハ其ノ一人ヲ除キ他ノ幼児ニ付託兒保育料ハ之ヲ減免スルコトヲ

則及昭和七年六月二十三日市告示第二七二號京都市隣保館使用條例施
行細則ハ之ヲ廢止ス

名稱變更ノ件
昭和十一年四月一日ヨリ京都市託兒所並ニ家事講習所ハ左記ノ通其ノ
名稱ヲ變更ス
昭和十一年四月一日

京都市長 淺 山 富 之 助

新 記

京都市樂只隣保館 京都市樂只託兒所及京都市樂只家事講習所

京都市養正隣保館 京都市養正託兒所及京都市養正家事講習所

京都市錦林隣保館 京都市錦林託兒所及京都市錦林家事講習所

京都市三條隣保館 京都市三條託兒所及京都市三條家事講習所

京都市壬生隣保館 京都市壬生託兒所及京都市壬生家事講習所

京都市崇仁隣保館 京都市崇仁託兒所、京都市崇仁家事講習所
及京都市東七條隣保館

社會課長代決事項ニ關スル件 (昭和十一年四月一日決裁)

左記事項ハ局長、部長及課長代決規程ノ改正ヲ相當トスルモ右改正ニ
至ル迄當分ノ中社會課長ニ於テ之ヲ代決シ得ル權相定メラレ度此段及
仰裁候也

一 隣保館使用ニ關スル事項

附 則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
大正十三年十一月一日市告示第四七〇號京都市託兒所使用條例施行細

關係諸規程

一七三

第六條 託兒保育料並ニ家事講習料ハ左記第一號乃至第三號ノ一ニ該
當スルトキハ半減シ第四號ニ該當スルトキハ免除ス

一 其ノ月ニ於テ十五日以上連續缺席シタルトキ

一 其ノ月ノ十六日以後ニ使用承認アリタルトキ

一 其ノ月ノ十五日以前ニ退籍シタルトキ

一 全月缺席シタルトキ

第七條 集會料ハ左記各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ免除スルコトヲ
ルヘシ

一 集會ニシテ本館事業ト其ノ目的ヲ同シクスルトキ

一 使用者ニシテ社會事業團體又ハ其ノ他公益ヲ目的トスル團
體ナルトキ

一 其ノ他市長ニ於テ適當ト認ムルトキ

第八條 使用料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シタル額書ヲ
提出スヘシ

第九條 託兒保育料及家事講習料ハ其ノ月分ヲ毎月二十五日迄ニ之ヲ
納付スヘシ

第十條 集會料ハ之ヲ前納スヘシ

第十一條 本館ノ使用承認ヲ受ケタル者集會ノ期日其ノ他ノ條項ヲ變
更セントスルトキハ其ノ旨申出テ之カ承認ヲ受クヘシ

第十二條 託兒及家事講習生退籍セントスルトキハ其ノ旨申出ツヘシ
附 則

關係諸規程

- 一 隣保館使用料減免ニ關スル事項
- 一 隣保館ノ臨時休館及閉館時間ノ變更ニ關スル事項
- 一 隣保館ニ於ケル託兒保育並ニ家事講習時間及休業日ノ變更ニ關スル事項
- 一 隣保館ニ於ケル時間外託兒受託ニ關スル事項
- 一 隣保館託兒並ニ家事講習生諸給與ニ關スル事項
- 一 隣保館託兒並ニ家事講習生ノ在籍又ハ修業證書ニ關スル事項

(五〇) 京都市統後託兒所規則

(市規則第十三號) (昭和十四年十月二十六日)

- 第一條 統後生活ニ於テ特ニ勤勞ニ依リ家計ヲ維持セントスル軍人ノ家族、遺族其ノ他ノ者ノ幼兒ノ養護ニ資スル爲本市ニ統後託兒所ヲ置ク
 - 第二條 統後託兒所ニ於テハ三年以上六年未満及六年ニ達シ就學ニ至ル迄ノ幼兒ヲ收容保育ス
 - 第三條 統後託兒所ニ於テハ第一條ノ外兒童養護ノ爲市長ニ於テ必要ト認ムル事業ヲ爲スコトアルベシ
 - 第四條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一七四

(五一) 京都市統後託兒所使用條例

(市條例第二十五條) (昭和十四年十月二十六日)

- 第一條 統後託兒所ヲ使用セントスル者ハ其ノ旨申出テ市長ノ承認ヲ受クベシ
 - 第二條 幼兒ノ保育ニ就キ前條ノ承認ヲ受ケタル者ニ對シテハ使用料ヲ徴收ス
 - 第三條 使用料ハ幼兒一人一月ニ付一圓以内ニ於テ市長之ヲ定ム但シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ減免スコトアルベシ
 - 第四條 使用料ハ毎月分ヲ市長ノ指定スル期日迄ニ納付スベシ
 - 第五條 既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ使用ノ申出ヲ拒絕シ又ハ其ノ承認ヲ取消スコトアルベシ
 - 一 本條例及本市統後託兒所規則並ニ之ニ基ク規程命令ニ違背シ若ハ違背スル虞アルトキ
 - 二 本所管理上其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムルトキ
 - 第七條 本條例施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム
- 附 則
本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- (市告示第五百十四號) (昭和十四年十月二十六日)
- 第一條 統後託兒所ニ於ケル收容定員ハ之ヲ左ノ通トス但シ時宜ニ依

(五二) 京都市統後託兒所規定

(市告示第五百十五號) (昭和十四年十月二十六日)

- 第一條 統後託兒所ニ於テ幼兒ノ保育ヲ受ケシメントスル者ハ市長ニ保護者ヨリ願書ヲ提出スベシ
- 第二條 使用料ハ之ヲ幼兒一人一月ニ付一圓トス但シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ之ヲ半減シ又ハ免除ス
- 第三條 同一世帯ニ屬スル幼兒二人以上ノ保育ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ一人ヲ除キ他ノ幼兒ニ就キ所定使用料ヲ半減スコトアルベシ
- 第四條 使用料ハ左記第一號乃至第三號ノ一ニ該當スルトキハ半減シ
 - 一 其ノ月ニ於テ十五日以上連續缺席シタルトキ
 - 一 其ノ月ノ十六日以後ニ使用承認アリタルトキ
 - 一 其ノ月ノ十五日以前ニ退所シタルトキ
 - 一 全月缺席シタルトキ
- 第五條 使用料ノ減免ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由ヲ具シタル願書ヲ市長ニ提出スベシ
- 第六條 使用料ハ其ノ月分ヲ毎月二十五日迄ニ之ヲ納付スベシ
- 第七條 幼兒ヲ退所セシメントスルトキハ保護者ニ於テ其ノ事由ヲ具シ市長ニ届出ツベシ
- 第八條 幼兒ニシテ無届缺席一月以上ニ亘ルトキハ除籍スコトアルベシ

(五三) 京都市統後託兒所使用條例施行細則

(市告示第五百十五號) (昭和十四年十月二十六日)

- 第一條 統後託兒所ニ於ケル保育時間及休業日ハ左ノ通トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮若ハ變更スコトアルベシ
- 第二條 統後託兒所ニ於ケル保育時間及休業日ハ左ノ通トス但シ時宜ニ依リ之ヲ伸縮若ハ變更スコトアルベシ
 - 一 保育時間 毎日午前七時ヨリ午後五時迄
 - 一 休業日 日曜日、祝日、大祭日、氏神祭當日、十二月三十一日ヨリ翌年一月七日迄
- 第三條 保護者ヨリ申出アル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎日午後七時迄及休業日ト雖モ保育スコトアルベシ
- 第三條 統後託兒所ハ軍人ノ家族遺族ノ幼兒ヲ隨時優先收容シ定員ニ餘剩アルトキハ時局ノ影響ヲ受ケタル者其ノ他ニ就キ設備ノ上收容ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ收容ヲ拒絕シ又ハ退所セシムルコトアルベシ
 - 一 傳染性疾患ヲ有スル者
 - 一 身體虛弱ニシテ保育ニ堪ヘザル者
 - 一 其ノ他市長ニ於テ必要アリト認ムル者
- 第四條 保護者又ハ幼兒ニシテ居所又ハ身上等ニ異動ヲ生ジタルトキハ直ニ之ヲ届出ツベシ
- 第五條 統後託兒所ニ於テ六月以上保育ヲ受ケタル者ニ對シテハ保育證書ヲ授與スコトアルベシ

關係諸規程

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五四) 恩賜社會事業基金規程 (昭和四年二月十五日)

第一條 大禮ニ際シ本市ニ下賜アリタル金十五萬圓ハ之ヲ恩賜社會事業基金トス

第二條 本基金ヨリ生スル收入ハ之ヲ本市社會事業ノ費途ニ充ツ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五五) 京都市慈善基金ニ關スル規程

(明治三十年四月二十八日市公告第二七號) (大正六年三月改正)

第一條 京都市慈善基金ヨリ生スル收入ハ之ヲ本市内ニ於ケル慈善救濟事業ノ費途ニ充ツ但シ支出ヲ要セサル金額ハ元資ニ編入スルモノトス

第二條 前條ノ支出方法ハ市會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

本規程ハ大正六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(五六) 京都市社會的施設事業資金積立金ニ關スル規程

(大正十年四月二十五日市告示第一三五號) (昭和四年三月改正)

第一條 京都市社會的施設事業資金ニ充ツル積立金ヲ爲スモノトス

出スルコトヲ得

附 則

本規程ハ昭和十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
京都市立授産場特別製品積立金規程ハ之ヲ廢止ス

(五九) 京都市社會事業及教育基金管理規程

(昭和十一年十二月十日) (市告示第五六八號)

第一條 大久保彦三ヨリ寄附ヲ受ケタル金壹萬圓ヲ以テ京都市社會事業及教育基金ヲ設置ス

第二條 本基金ハ京都市公債證書ヲ購入シテ之ヲ保管スルモノトス但シ公債證書ヲ購入シ難キ金員ハ之ヲ確實ナル銀行ニ預入スルコトヲ得

第三條 本基金ヨリ生スル收入ハ之ヲ毎年元本ニ編入シ向フ三百年間蓄積ス

第四條 前條蓄積期間滿了後ニ於テ本基金ヨリ生スル收入ハ之ヲ京都市社會事業費及教育費ニ充ツルモノトシ其ノ金額ハ毎年度豫算ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十一年度ヨリ之ヲ施行ス

(六〇) 運輸書記、看護婦長、副看護婦長、助産婦長、保婦長、保婦副長、特別任用ニ關スル件

(昭和十二年一月三十日) (市告示第二十八號)

關係諸規程

第二條 前條ノ積立金及之ヨリ生スル收入ハ本市社會事業費ニ充ツ仍其ノ殘餘アルトキハ之ヲ元資ニ編入スルモノトス

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(五七) 住宅組合ニ關スル貸付資金設置ニ關スル件

(市會議決) (大正十二年三月二十一日) (市告示第六四號)

第一條 本市ハ住宅組合法ニ依リ設立シタル住宅組合ニ對シ住宅資金貸付ノ爲資金ヲ設置ス

第二條 前條ノ貸付資金ハ之ヲ特別會計トス

第三條 本會計ニ屬スル歲入豫算ニ超過ノ收入アルトキハ本資金ノ運用ニ依リテ生シタル收入金額ノ範圍内ニ於テ之ヲ元資ニ編入スルモノトス

(五八) 京都市授産場作業資金規程

(昭和十二年四月一日) (市告示第一一六號)

第一條 京都市授産場ニ於ケル製作加工ノ資金ニ充ツル爲京都市授産場作業資金ヲ設置ス

第二條 京都市立授産場特別製品積立金ハ之ヲ本資金ニ編入ス

第三條 本資金ハ本資金ヨリ生スル收入寄附金及毎年度歲入出豫算ヲ以テ定メタル積立金ヲ以テ之ヲ積立ツルモノトス

第四條 本資金ハ本市授産事業ノ設備及其ノ研究調査ノ費途ニ之ヲ支

第一條 略

第二條 略

第三條 助産婦長ハ助産婦及看護婦ノ免許狀ヲ有スル者ニシテ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 官公立高等女學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シ二年以上助産ノ實務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職ヲ止メタル後一年以上ヲ經過セサル者

二 官公立又ハ之ニ準スヘキ病院又ハ産院ニ於テ五年以上助産ノ實務ニ從事シタル者ニシテ其ノ職ヲ止メタル後一年以上ヲ經過セサル者

三 本市兒童院ニ於テ二年以上助産婦ノ職ニ在ル者

第四條 保婦長並ニ保婦副長ハ左ノ資格ノ一ヲ有スル者ヨリ之ヲ任用ス

一 官公立專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者

二 官公立高等女學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者ニシテ保婦又ハ看護婦ノ免許狀ヲ有スル者

三 本市保婦館ニ於テ二年以上保婦ノ職ニ在ル者

(昭和十二年二月一日ヨリ之ヲ施行ス)

(六一) 社會事業法施行細則

(昭和十三年八月九日) (京都府令第三十八號)

第一條 社會事業法第二條ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サントスルトキハ事業經營地ノ市町村長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ市町村長ハ調査ノ上意見ヲ具シ速ニ知事ニ傳達スベシ

關係諸規程

第二條 社會事業法第五條ノ規定ニ依ル許可ノ申請又ハ報告ハ事業經

營地ノ警察署長ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

前項ノ場合ニ於テ警察署長ハ調査ノ上意見ヲ具シ速ニ知事ニ進達スベシ

第三條 本府外ニ於テ社會事業ヲ經營スル者本府ニ於テ寄附金ノ募集ヲ爲サントスルトキハ寄附金募集ノ許可申請書及許可指令書ノ寫ヲ添附シ其ノ旨知事ニ届出ツベシ

第四條 戶々ニ就キ又ハ街頭ニ於テ寄附金ノ募集ニ從事セントスル者ニ對シテハ別記様式第一號ニ依ル募集從事證ヲ交付ス

前項ノ方法ニ依リ募集ヲ爲ス者ハ募集從事中常ニ募集從事證ヲ携帶シ當該官吏又ハ寄附者ノ要求アルトキハ直ニ之ヲ提示スベシ

第五條 募集者ハ別記様式第二號ニ依ル收支明細簿ヲ備付クベシ

前項ノ帳簿ハ使用後三年間之ヲ保存スベシ

第六條 社會事業ヲ經營スル者ハ毎年度ノ事業及會計ノ狀況ヲ年度終了後二月以内ニ知事ニ報告スベシ

第七條 本府ニ地方社會事業委員會ヲ置ク

委員ノ定數ハ二十五人トス

(様式略)

附ノ一 京都市市民共濟會會則

第一章 總則

第一條 本會ヲ京都市市民共濟會ト稱シ京都市ニ於ケル窮貧救助、失業保護、罹災救護其ノ他市民ノ福利増進ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スルため左ノ事業ヲ行フ

一 窮貧救助ニ關スル事業

イ 生計費補助 老幼、不具、痲疾、傷害等ニヨリ生計ノ途

ナキモノニ對シ一定額ノ生計費ヲ補助スルモノトス

ロ 療養費補助 疾病、傷害ニヨリ療養ノ途ナキモノニ對シ一定額ノ療養費ヲ補助スルモノトス

ハ 養育費補助 孤兒、棄兒、遺兒、迷兒ヲ孤兒院、養育院等ニ託シ其ノ他適當ノ處置ヲトルニ當リ必要アルトキハ一定額ノ養育費ヲ補助スルモノトス

ニ 出産費補助 出産費ニ窮スルモノニ對シ必要ト認ムルトキハ其ノ費用ノ一部又ハ全部ヲ給與スルモノトス

ホ 葬儀費補助 葬儀費ニ窮スルモノニ對シ必要ト認ムルトキハ其ノ費用ノ一部又ハ全部ヲ給與スルモノトス

二 失業保護ニ關スル事業

イ 宿泊及食事 市設ノ無料宿泊所及簡易食堂ト聯絡ヲ執リ

失業者ニ對シ宿泊及食事ノ便宜ヲ計ルモノトス

ロ 歸郷及就職旅費貸與 失業者ニシテ歸郷又ハ就職地ニ赴カントスルモ療養費ナキモノニ對シ實費若ハ一部ヲ貸與スルモノトス

ハ 貸與立替 市設職業紹介所ニ於テ紹介シタル労働者ニ對シ必要ト認ムルトキハ雇傭者ニ代リテ貸與ノ立替ヲナスモノトス

ニ 企業資金及職業用具ノ貸與 失業者ニ對シ生業上必要アリト認ムルトキハ相當ノ資金又ハ簡易ナル職業用具ヲ貸與スルモノトス

ホ 生計費貸與 失業又ハ轉業ニ依リ家計補助ノ必要アリト認ムルトキハ適當ノ期間生計費ノ一部ヲ貸與スルモノトス

ハ 職業ニ關スル講習 失業ヲ未然ニ防止シ又ハ職業轉換ニ便ナラシムルため時宜ニ適スル實際的職業技能ノ短期講習ヲナスモノトス

ト 授産婦業 授産婦業ヲ起シ失業者又ハ求職者ニ對シ就業ノ便宜ヲ計ルモノトス

リ 健康保護 失業者及其ノ家族中疾病ノため困難セルモノニ對シ病院ノ斡旋其ノ他適當ノ保護ヲ與フルモノトス

三 罹災救護ニ關スル事業

イ 宿泊及食事 罹災者ニ對シ宿泊及食生活上ノ便宜ヲ計ルモノトス

ロ 生計費、療養費ノ貸與並補助 罹災者ニ對シ其ノ生計費、療養費ノ一部又ハ全部ヲ貸與又ハ補助スルモノトス

ハ 義捐金品募集 一般ニ罹災義捐金品ヲ募集シテ罹災者ニ交付スルモノトス

四 其ノ他理事會ニ於テ必要ト認ムル事項

第三條 本會ハ事務所ヲ京都市役所社會課内ニ置ク

第二章 資 產

第四條 本會ノ事業ニ要スル資金ハ京都市ヨリ受クル交付金本會ノ事業ニ賛同セラルル篤志家ノ寄附金及其ノ利子並事業ヨリ生スル收入ヲ以テ之ニ充當スルモノトス

第五條 本會ノ資金ハ確實ナル銀行ニ預入レ若ハ國債證券京都市公債

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

關係諸規程

又ハ確實ナル有價證券ヲ買入レ利殖ヲ圖ルモノトス有價證券並預金銀行ノ指定ニ關シテハ理事會ノ決議ニ依ル

第三章 役員

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

總裁 一名 副總裁 一名

理事長 一名 理事 若干名

第七條 總裁ハ京都市市長ヲ、副總裁ハ京都市助役中ヨリ之ヲ推舉ス

第八條 理事長ハ京都市社會課長ヲ以テ之ニ充ツ理事ハ京都市社會課關係者中ヨリ理事長之ヲ推舉ス

會計理事ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ選舉ス但シ任期ハ一ケ年トス

第九條 本會ニ顧問若干名ヲ置キ總裁之ヲ推舉ス

第十條 本會ノ趣旨ニ賛同シ金壹百圓以上ヲ寄附シタルモノヲ贊助員トス

第十一條 本會ニ主事其ノ他ノ有給職員ヲ置クコトヲ得

第十二條 總裁ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副總裁ハ總裁ヲ補佐シ總裁事故アルトキハ之カ代理ヲナス

第十三條 理事長ハ總裁ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス

第十四條 會計理事ハ金錢ノ出納、保管、其他ノ會計ニ關スル事務ヲ掌理ス

第十五條 理事會ハ理事長及理事ヲ以テ組織シ定時又ハ臨時ニ理事長之ヲ召集ス

第十六條 理事會ニ於テ決議スヘキ事項左ノ如シ